

プロフィール

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社（SFH）は、ソニー生命保険株式会社（ソニー生命）・ソニー損害保険株式会社（ソニー損保）・ソニー銀行株式会社（ソニー銀行）の3社を中核とする金融持株会社です。

ビジョン

ソニーフィナンシャルグループは、金融の持つ多様な機能（貯める・増やす・借りる・守る）を融合して、お客さま一人ひとりの経済的ニーズに合わせた付加価値の高い商品と質の高いサービスを提供することにより、お客さまから最も信頼される金融サービスグループになることを目指します。

理念

お客さま本位

私たちは、お客さまが安心して豊かに暮らせるお手伝いをさせていただくために、
お客さま一人ひとりの「声」を真摯に受けとめ、
お客さまに満足される商品とサービスを提供します。

社会への貢献

私たちは、金融サービス事業に特段の公共性が求められることを自覚し、
高い倫理観と使命感をもってビジョンを実現し、社会に貢献します。
また、社会の一員として、よき市民としての責任を果たします。

独自性の追求

私たちは、常に原点から発想し、慣例等にとらわれず創造と革新を追求します。

自由豁达な組織文化

私たちが目指す金融サービス事業では、社員一人ひとりの貢献が重要であると認識しています。
私たちは、個性を活かし、能力を十二分に発揮できる自由豁达な組織文化を支持します。

見通しに関する注意事項

本誌に記載されている、ソニーフィナンシャルグループの現在の計画、見通し、戦略、確信などのうち、過去の事実でないものは、将来の業績に関する見通しや試算です。将来の業績に関する見通しは、将来の営業活動や業績、出来事・状況に関する説明における「確信」、「期待」、「計画」、「戦略」、「見込み」、「想定」、「予測」、「予想」、「目的」、「意図」、「可能性」やその類義語を用いたものに限定されません。口頭または書面による見通し情報は、広く一般に開示される他の媒体にも度々含まれる可能性があります。これらの見通しまたは試算に関する情報は、現在入手可能な情報から得られたソニーフィナンシャルグループの経営者の仮定、決定ならびに判断に基づいています。実際の業績は、多くの重要なリスクや不確実な要素により、これら業績見通しと大きく異なる結果となりうるため、これら業績見通しのみに全面的に依拠することは控えるようお願いします。また、新たな情報、将来の事象、その他の結果にかかわらず、ソニーフィナンシャルグループが将来の見通しや試算を見直して改訂するとは限りません。ソニーフィナンシャルグループはそのような義務を負いません。また、本誌は日本国内外を問わずいかなる投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものでもありません。

- 本誌は、保険業法第271条の25および銀行法第52条の29に基づいて作成したディスクロージャー資料（業務及び財産の状況に関する説明書類）です。
- 「ライフプランナー」はソニー生命の登録商標です。
- 「SURE」、「やさしい運転キャッシュバック型」および「トラブルナビ」は、ソニー損保の登録商標です。
- 「MONEYKit」はソニー銀行の登録商標です。
- その他、本誌に掲載されている会社名・商品名は、各社の商標または登録商標です。
- ソニーフィナンシャルグループは、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社と、その傘下のソニー生命保険株式会社、ソニー損害保険株式会社、ソニー銀行株式会社、ソニー・ライフケア株式会社ならびにその子会社および関連会社から構成される金融サービスグループを指します。
- 従来の「当期純利益」は、会計基準改正にともない「親会社株主に帰属する当期純利益」に科目名称が変更されました。
- 本誌に掲載されている金額は、特に記載のない限り、数値は表示単位未満は切り捨て、比率や増減率は四捨五入で表示しています。

目次

ソニーフィナンシャルグループの財務ハイライト	2
ソニーフィナンシャルグループの軌跡	4
社長メッセージ	6
ビジョンと戦略	8
ソニーフィナンシャルグループの成長力	9
グループ各社の強み	10
ソニーフィナンシャルグループの中期経営計画	12
事業概況および業績分析	25
事業別ハイライト	26
SFH連結	27
生命保険事業	30
損害保険事業	38
銀行事業	44
持続可能な社会の実現に向けて	51
コーポレートガバナンス	52
取締役・監査役紹介	52
社長・社外取締役対談	54
	
コーポレートガバナンスの考え方	58
経営態勢について	59
取締役・監査役の報酬等の決定について	62
株主・投資家との対話	65
コンプライアンス	66
リスク管理	68
CSR	70
ソニーフィナンシャルグループのCSR	70
ステークホルダーとのコミュニケーション	70
地球環境保全活動	76
コーポレート・セクション	77
会社概要	78
グループ各社の概要	79
株式情報	80
財務セクション	83
SFH連結財務諸表	84
自己資本の充実の状況等について	110
ソニー生命の2016年3月末のMCEV	122
用語集	127
開示項目一覧	130
ホームページのご案内	131



「データ集」もあわせてご覧ください。

各事業会社の詳細な財務データについては、別冊「データ集」をご参照ください。

なお「データ集」は、SFHウェブサイトのみの開示とさせていただいております。

http://www.sonyfh.co.jp/ja/financial_info/annualreport

ソニーフィナンシャルグループの財務ハイライト (主要子会社)

	3月31日に終了した1年間	2007	2008
ソニーフィナンシャルホールディングス(連結)	経常収益	¥ 759,280	¥ 822,153
	経常利益	18,354	44,500
	親会社株主に帰属する当期純利益	10,021	24,255
	包括利益	—	—
	3月31日現在		
	総資産	4,323,780	4,977,450
	純資産	270,179	261,627
	連結自己資本比率(国内基準)(注)	12.01%	14.62%
	連結ソルベンシー・マージン比率(注)	—	—
ソニー生命(単体)	3月31日に終了した1年間		
	経常収益	¥ 689,591	¥ 741,250
	経常利益	14,895	39,290
	当期純利益	7,494	18,514
	3月31日現在		
	総資産	3,445,970	3,659,786
	純資産	216,568	182,671
	単体ソルベンシー・マージン比率(注)	1,852.0%	1,747.9%
ソニー損保	3月31日に終了した1年間		
	経常収益	¥ 51,020	¥ 55,649
	経常利益	2,044	2,817
	当期純利益(△損失)	1,598	2,185
	3月31日現在		
	総資産	67,468	78,645
	純資産	13,320	15,385
	単体ソルベンシー・マージン比率(注)	1,009.7%	1,073.9%
ソニー銀行(単体)	3月31日に終了した1年間		
	経常収益	¥ 19,470	¥ 25,988
	経常利益	1,354	2,746
	当期純利益(△損失)	1,023	4,492
	3月31日現在		
	総資産	806,848	1,211,000
	純資産	36,878	35,712
	単体自己資本比率(国内基準)(注)	11.49%	9.15%

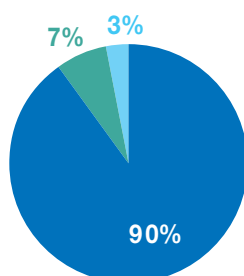
(注) それぞれの時点で適用される規制に基づいて算出しています。

事業別構成比

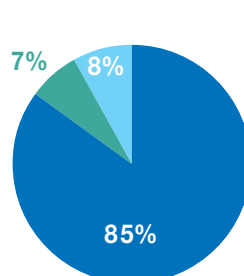
(2016年3月期)

- 生命保険事業
- 損害保険事業
- 銀行事業

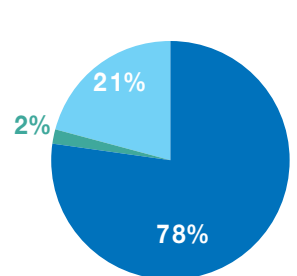
経常収益



経常利益



総資産



百万円

2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
¥ 860,323	¥ 978,991	¥1,002,201	¥1,078,070	¥1,259,041	¥1,320,456	¥1,352,325	¥ 1,362,044
34,253	84,373	76,860	74,625	79,252	76,136	90,062	71,103
30,722	48,126	41,716	32,812	45,064	40,504	54,419	43,355
—	71,066	31,963	60,376	96,225	44,794	90,707	71,105
5,313,677	6,001,088	6,597,140	7,241,414	8,096,164	8,841,382	9,545,868	10,352,114
204,897	269,439	294,877	347,800	435,444	467,050	550,672	604,377
13.32%	12.05%	10.96%	10.14%	9.88%	12.02%	11.91%	10.70%
—	—	—	1,380.3%	1,520.6%	1,563.8%	1,634.9%	1,637.1%
¥ 765,910	¥ 881,798	¥ 900,091	¥ 967,400	¥1,142,274	¥1,197,109	¥1,223,827	¥ 1,230,141
32,409	80,099	73,176	69,436	74,659	69,205	79,665	60,792
33,783	46,138	40,220	31,426	42,444	37,063	42,524	37,096
3,810,929	4,286,540	4,723,332	5,222,846	5,952,750	6,624,903	7,301,350	8,035,408
140,730	191,312	215,387	264,836	342,333	369,230	432,526	482,195
2,060.5%	2,637.3%	2,900.1%	1,980.4%	2,281.8%	2,358.7%	2,555.0%	2,722.8%
¥ 61,882	¥ 68,174	¥ 74,166	¥ 80,096	¥ 84,711	¥ 89,864	¥ 93,022	¥ 96,905
2,178	2,565	2,144	2,859	2,371	3,003	4,209	4,680
△1,556	1,604	1,297	1,299	1,454	1,664	2,233	2,586
86,698	98,340	109,382	118,612	127,421	142,714	157,919	172,323
13,678	15,482	16,772	18,009	19,934	21,418	24,741	28,305
993.0%	1,018.5%	981.4%	557.8%	504.2%	527.6%	629.6%	693.5%
¥ 33,361	¥ 30,500	¥ 29,521	¥ 30,075	¥ 31,351	¥ 33,994	¥ 35,714	¥ 34,892
414	2,930	3,377	4,033	4,282	5,845	7,298	5,857
△710	1,646	2,054	2,340	879	3,585	4,634	3,912
1,411,956	1,612,186	1,761,830	1,890,503	2,005,081	2,056,704	2,062,525	2,126,564
46,264	58,989	59,971	62,796	67,811	72,774	77,064	77,428
13.37%	12.09%	10.84%	11.58%	11.98%	11.72%	10.65%	9.89%

格付情報 (2016年7月1日現在)

格付機関	ソニーフィナンシャル ホールディングス	ソニー生命	ソニー銀行
株式会社格付投資情報センター (R&I)	発行体格付け AA-	保険金支払能力格付け AA	
株式会社日本格付研究所 (JCR)		保険金支払能力格付け AA	長期発行体格付け AA-
スタンダード・プアーズ (S&P)		保険財務力格付け A+	カウンターパーティ格付け 長期 A 短期 A-1
ムーディーズ・インベスターズ・ サービス (Moody's)		保険財務格付け A1	

ソニーフィナンシャルグループの軌跡

ソニーフィナンシャルホールディングス



2004年 4月 金融持株会社として「ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社」設立

2007年10月 ソニーフィナンシャルホールディングス、東京証券取引所市場第一部に上場



2011年 4月 株式の分割、単元株制度の採用

2013年11月 「シニア・エンタープライズ株式会社」(現、ライフケアデザイン株式会社) を子会社化し、介護事業に参入

2014年 4月 介護事業を統括する持株会社「ソニー・ライフケア株式会社」を設立

2016年 4月 ライフケアデザイン株式会社、ソニー・ライフケアグループ初の有料老人ホーム新規開設

1970s

1980s

1990s

2000s

2010s

ソニー生命

1979年 8月 「ソニー・プルデンシャル生命保険株式会社」(現、ソニー生命) 設立

1981年 4月 ソニー・プルデンシャル生命、営業開始。ライフプランナー制度を発足

1987年 7月 プルデンシャルとの合併契約終了に合意

1991年 4月 商号を「ソニー生命保険株式会社」に改称

1998年 8月 ソニー生命、100% 子会社「Sony Life Insurance (Philippines) Corporation」をフィリピン共和国に設立(※2012年12月にParamount Life & General Insurance Corporationへ事業譲渡)

2001年 5月 ソニー生命のライフプランナー、ソニー損保の自動車保険の販売を開始

2004年12月 ソニー生命のライフプランナー、ソニー銀行の住宅ローンの申込取次業務を開始

2007年 8月 ソニー生命、「ソニーライフ・エイゴン・プランニング株式会社」(現、ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社) を設立

12月 ソニー生命のライフプランナー、ソニー銀行の銀行代理業に関する許認可を取得

2009年10月 ソニー生命、変額年金再保険会社「SA Reinsurance Ltd.」をイギリス領バミューダに設立

12月 ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社、営業開始。ソニー生命のライフプランナー、変額個人年金保険の販売を開始



ソニー生命

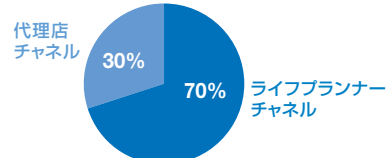
主力商品

- 死亡保障保険
- 医療・学資・生前給付保険など

主な販売チャネル

- ライフプランナー(営業社員)
高いコンサルティング能力をもってお客さまと伴走
- パートナー(募集代理店)
お客さまの保険購買スタイルの多様なニーズを捕捉

チャネルシェア



※2016年3月期 新契約年換算保険料 (社内管理ベース)

グループ体制図
(主要子会社)



ソニーフィナンシャルグループの中核企業である
ソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行は、
それぞれ独自性のあるビジネスモデルを構築し、
着実に業容を拡大してきました。

ソニー損保

1998年 6月 「ソニーインシュアランスプランニング株式会
社」(現、ソニー損保) 設立

1999年 9月 商号を「ソニー損害保険株式会社」に改称
ソニー損保、自動車保険の販売開始
(9月～インターネット、10月～電話)

2002年 6月 ソニー損保、ガン重点医療保険SURE〈シュア〉の販
売を開始

2004年10月 ソニー損保、ソニー銀行の住宅ローン利用者向けの
長期火災保険の販売を開始

2009年 1月 ソニー損保、アニコム損害保険株式会社と提携し、
ペット保険の販売を開始



2000s

ソニー銀行

2001年 4月 「ソニー銀行株式会社」設立

6月 ソニー銀行、営業開始。
サービスサイト『MONEYKit』を開設。
円預金、投資信託、カードローンの取扱いを開始

9月 ソニー銀行、外貨預金の取扱いを開始

2002年 3月 ソニー銀行、住宅ローンの取扱いを開始

2007年 6月 ソニー銀行、100%子会社
「ソニーバンク証券株式会社」を設立
(※2012年8月にマネックスグループ株式会社へ
全株式を譲渡)



2010s

2010年 6月 ソニー銀行、初の対面相談窓口「住宅ローンプラ
ザ」を開設

2011年 7月 ソニー銀行、「株式会社スマートリンクネット
ワーク」(現、ソニーペイメントサービス株式会
社)の57% 株式を取得

ソニー損保

主力商品

- 自動車保険(リスク細分型)
- ガン重点医療保険SURE〈シュア〉

主な販売チャネル

- インターネット
- 電話

ソニー銀行

主力商品

- 預金(円、外貨)
- 住宅ローン
- 投資信託、外国為替証拠金取引 など

主な販売チャネル

- インターネット

厳しい収益環境下、機動的な収益性改善施策を講じるとともに、グループの強みである高品質かつ利便性の高い商品・サービスの提供を一段と強化し、グループ全体の持続的成長と安定的な株主還元を実現する。

皆さまには日頃よりソニーフィナンシャルグループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2016年1月の日本銀行によるマイナス金利付き量的・質的金融緩和政策の導入決定以降、すでに低水準にあった長期金利が一段と低下し、ソニー生命とソニー銀行は収益面で厳しい事業環境に直面しています。

こうした足元の事業環境に対し、ソニーフィナンシャルグループでは機動的に収益の確保や改善のための施策を講じていきます。特に、ソニー生命では、統合的リスク管理（ERM）のもとで、商品戦略、販売戦略などあらゆる側面から収益改善策を検討し、着実に実行していきます。

2016年3月期は、ソニー生命において新契約高が5兆円を突破するなど過去最高の営業成績を達成し、ソニー銀行でも住宅ローンに加え、『Sony Bank WALLET』などの新商品の販売が好調であったなど、着実な業容成長を実現しました。今後も、業容拡大により企業価値の持続的成長を図るという基本方針を堅持していく所存です。そのためには、当社グループの強みである、高品質な商品・サービスの提供を一層強化し、将来に向けた成長投資を確実に行っていきます。

また、グループ各社において、新領域や新サービスへの展開も着実に進めていきます。ソニー損保やソニー銀行は、いち早くIT技術を駆使して事業を成長させた歴史があります。今までにない新しいユーザー体験を生み出すことで新しい付加価値をお客さまに提供できる可能性は、無限にあると考えています。

2016年3月期の配当は1株につき15円増配の年間55円とし、4期連続の増配となりました。2017年3月期は、足元の事業環境などを勘案して据え置きを予想していますが、各事業の健全性に配慮しながら、中長期の収益拡大に応じて安定的に配当を増やしていく方針を維持します。

このように、私たちは、グループの持続的成長を推進し、企業価値の向上に努めるとともに、社会全体の発展に貢献してまいります。

2016年7月

代表取締役社長

石井 茂



ビジョンと戦略

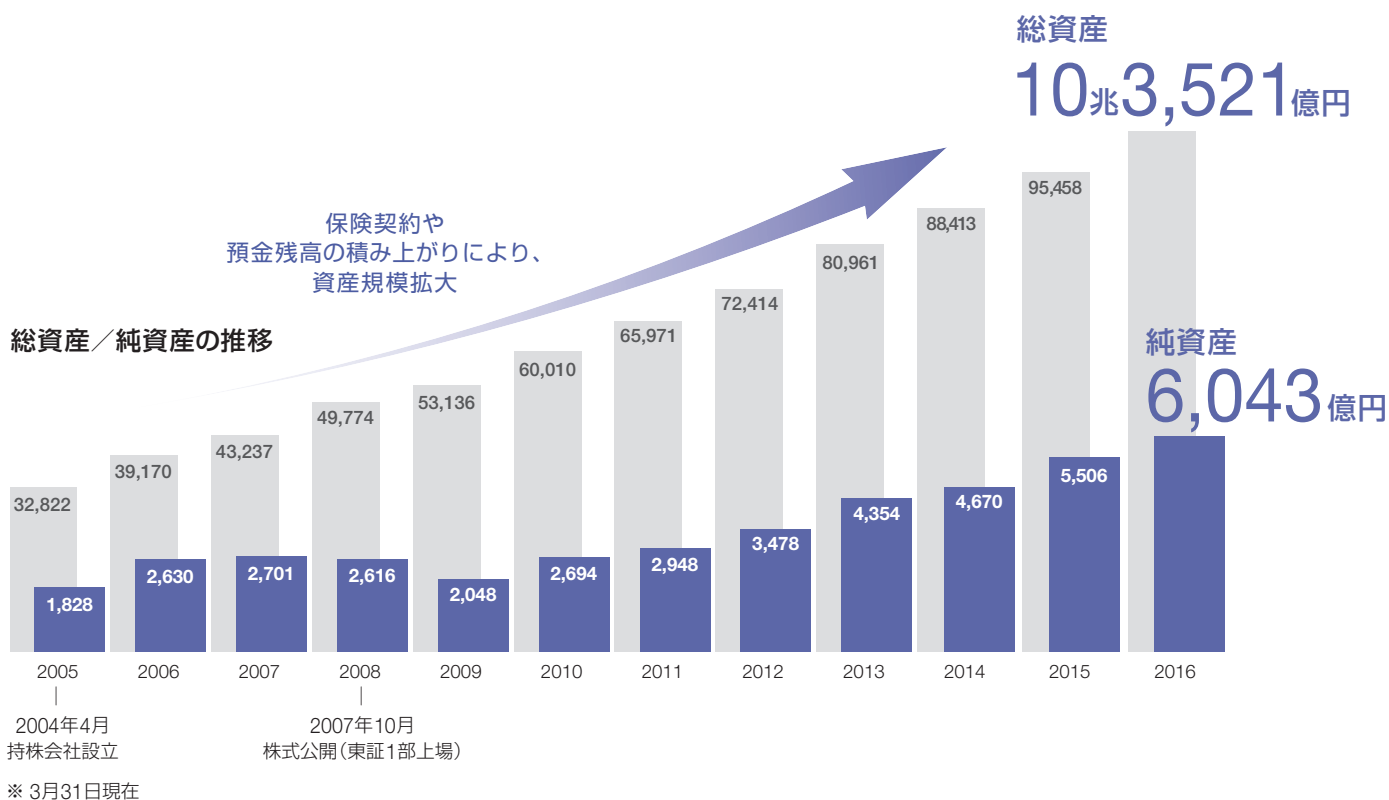
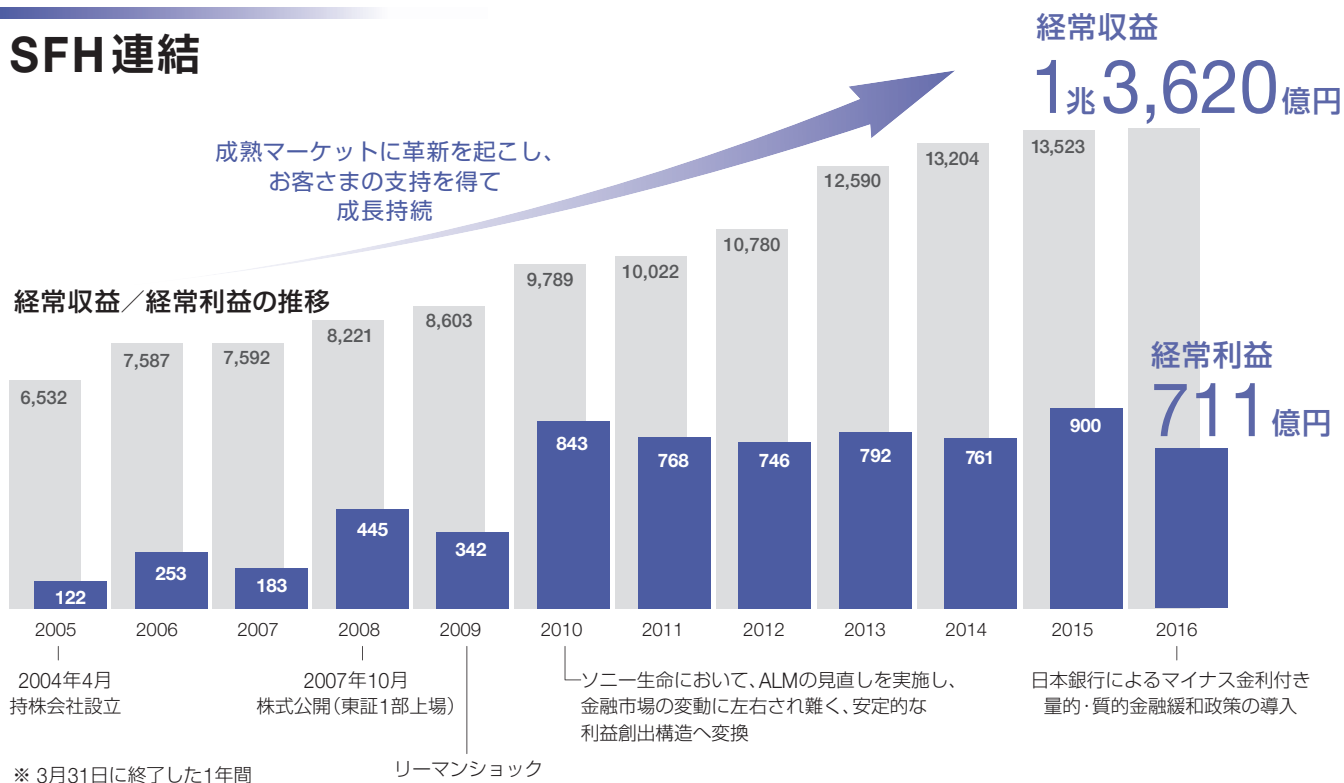
ソニーフィナンシャルグループの成長力と中期経営計画を紹介いたします。

ソニーフィナンシャルグループの中核企業であるソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行は、それぞれの強みを活かすことによって、着実に業容を拡大しています。

このセクションでは、私たちの成長の実績と成長の背景にあるグループ各社の強みに加えて、中期的な戦略や目標を紹介いたします。

ソニーフィナンシャルグループの成長力

SFH 連結



生命保険事業

- ライフプランニングに基づくオーダーメイドの生命保険の設計・販売とコンサルティングフォローを通じた業容拡大

ライフプランナー(営業社員)の特徴

- 厳格な基準に基づき優秀な人材を採用。体系的な教育プログラムに沿って育成。
- 生命保険のプロフェッショナルとして高い生産性を誇る。
- アントレプレナーシップ(起業家精神)に根ざしたフルコミッション制の報酬制度。

オーダーメイドの生命保険の設計・販売

- 創業以来、ライフプランニングに基づくコンサルティングを通じて、お客さま一人ひとりに最適な保険商品を提供。

コンサルティングフォロー

- お客さまの生活環境やライフプランの変化にともなう、保障内容の見直し、ご契約後のきめ細かいサービスを提供。



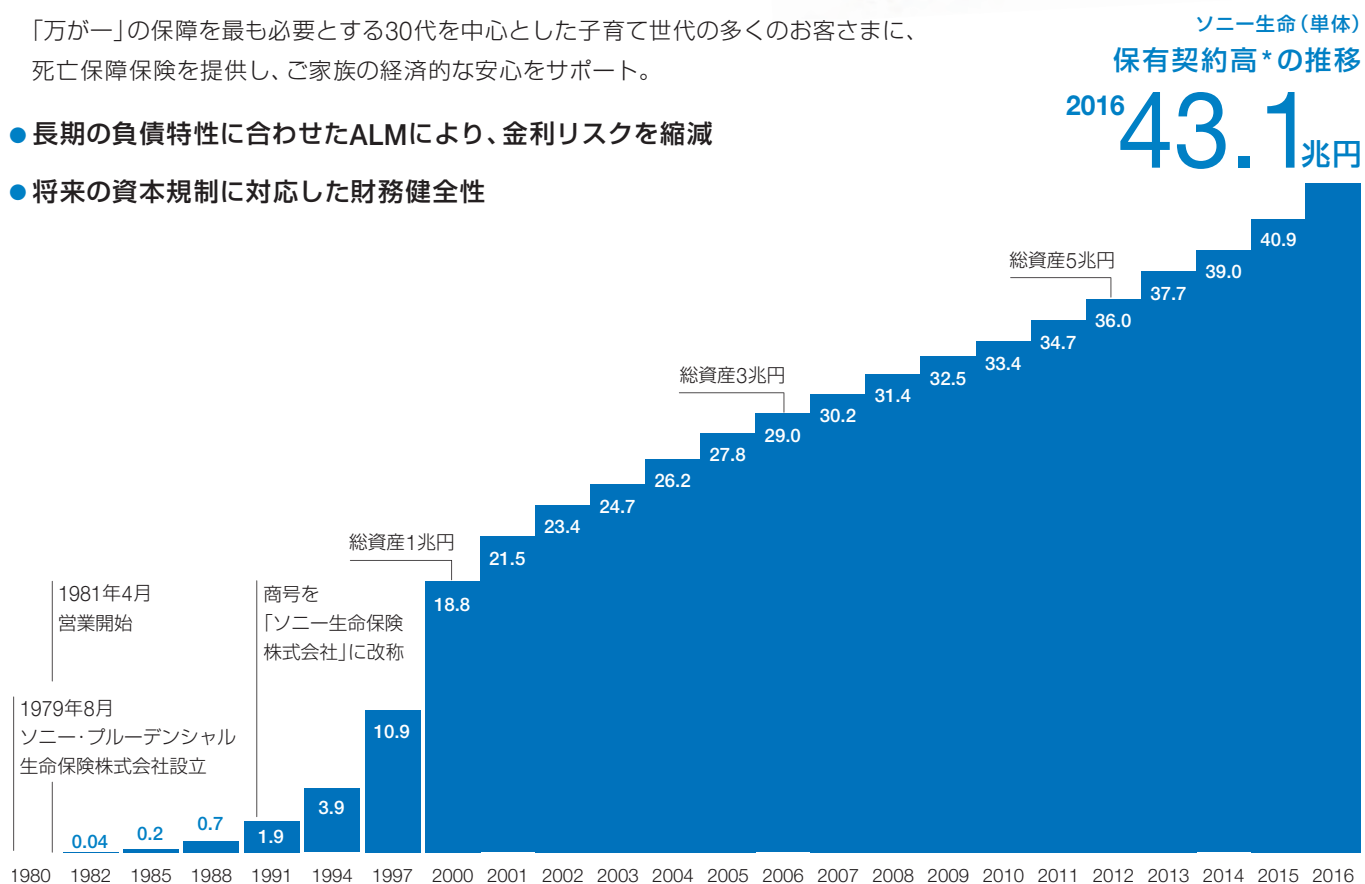
ライフプランナーによる
コンサルティングの様子

- 収益性が高い死亡保障保険を中心とした商品構成

「万が一」の保障を最も必要とする30代を中心とした子育て世代の多くのお客さまに、死亡保障保険を提供し、ご家族の経済的な安心をサポート。

- 長期の負債特性に合わせたALMにより、金利リスクを縮減

- 将来の資本規制に対応した財務健全性



※3月31日現在

* 個人保険および個人年金保険の合計

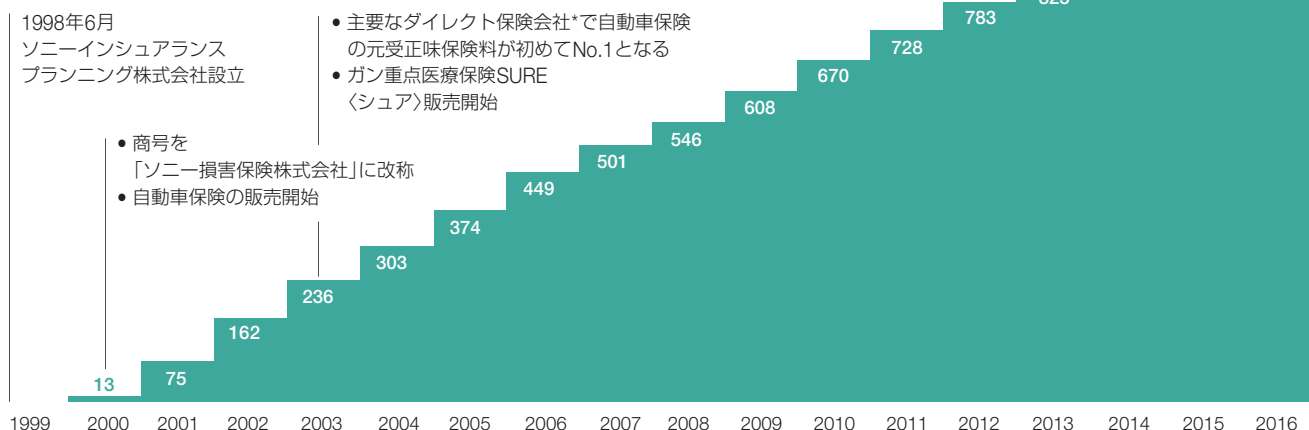
損害保険事業

- ダイレクトビジネスならではの高い収益性
- 合理的な保険料を実現するリスク細分型自動車保険
- 事故対応、カスタマーセンター、ウェブサイトなどにおける高品質なサービス

ソニー損保
元受正味保険料の推移

2016 **943** 億円

主要なダイレクト保険会社*で
自動車保険の元受正味保険料が
13年連続No.1



* 主要なダイレクト保険会社とは、ここでは、各年の3月期時点で自動車保険を主にダイレクトで販売している損害保険会社を指します。

※3月31日に終了した1年間

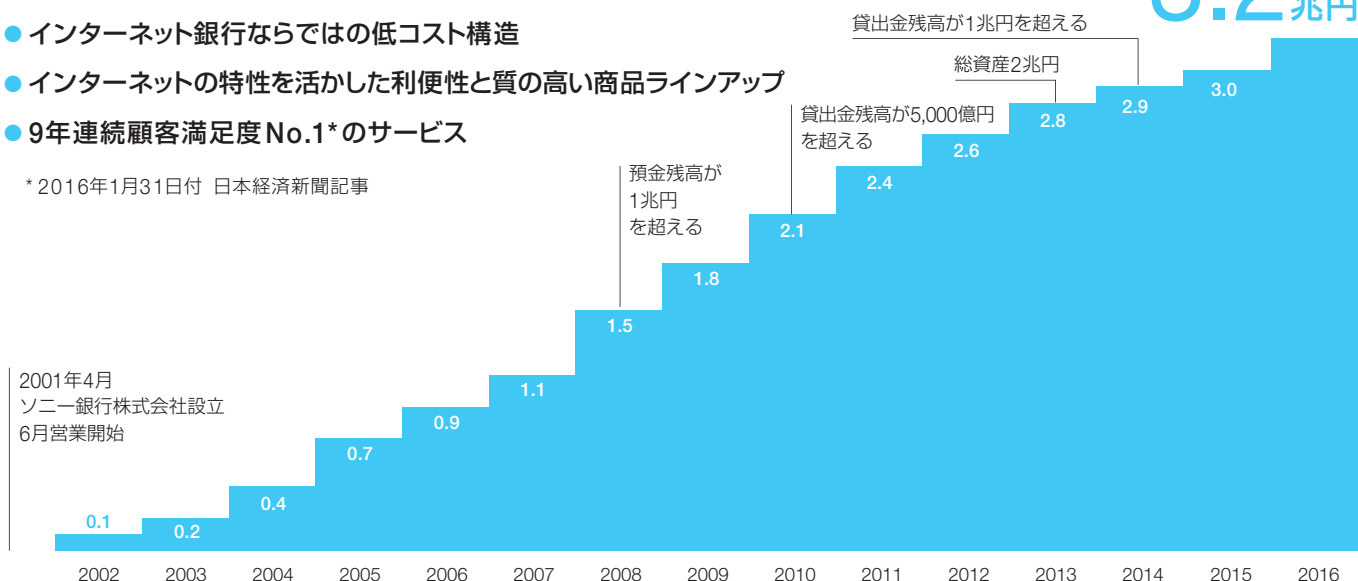
銀行事業

- インターネット銀行ならではの低コスト構造
- インターネットの特性を活かした利便性と質の高い商品ラインアップ
- 9年連続顧客満足度No.1*のサービス

* 2016年1月31日付 日本経済新聞記事

ソニー銀行(単体)
リテールバランス**の推移

2016 **3.2** 兆円



※3月31日現在

** 預金、投資信託、個人ローンの合計

ソニーフィナンシャルグループの

中期経営計画

2017^{年3月期} → 2019^{年3月期}

Key Messages

超低金利環境への対応 ●収益性維持・改善のための機動的な対応

グループ全体の
持続的成長に向けて

- 高品質かつ利便性の高いサービスの提供により、競争優位を高め、業容拡大を継続
- 将来の成長に向けた先行投資を実行
- 新領域・新サービスへの展開を着実に進める

株主還元

- 配当は、2016年3月期まで4期連続増配。2017年3月期は事業環境などを勘案し、据え置きを予想。各事業の財務健全性を維持しつつ、中長期の収益拡大に応じて安定的な配当の増加を目指す

萩本 友男
ソニー生命保険
代表取締役社長



石井 茂
ソニーフィナンシャル
ホールディングス
代表取締役社長

中期経営目標

経常収益は業容成長とともに拡大するが、利益面は、超低金利環境が継続する前提で、緩やかな回復を見込む

	2016年3月期実績	2017年3月期予想	2019年3月期目標
連結経常収益	1兆3,620億円	1兆4,500億円	→1兆6,500億円
連結経常利益	711億円	710億円	→800億円
親会社株主に帰属する 当期純利益	433億円	460億円	→510億円

※ソニー生命の2019年3月期の中期経営計画の計算では2016年3月末の金利を前提条件としています。また、2017年4月実施予定であった消費増税は織り込み、2017年4月実施予定の標準利率改定の影響は織り込んでいません。

.....

中期経営計画に関するご注意：P12～P24に記載の将来の見通しおよび試算は、2016年6月1日の中期経営計画発表時のものです。2017年3月期より、ソニーフィナンシャルグループは、中期目標に対する経過や結果に対する説明責任をより明確にすることを重視し、3カ年の中期経営計画を固定する方式に変更しました。

.....

丹羽 淳雄
ソニー損害保険
代表取締役社長



伊藤 裕
ソニー銀行
代表取締役社長



ソニーフィナンシャルグループ

石井 茂

ソニーフィナンシャルホールディングス

代表取締役社長



2016年3月期の連結業績

2016年3月期の連結経常収益は、1兆3,620億円（前期比0.7%増）となりました。これは主に、生命保険事業において、市場環境悪化の影響を受け、特別勘定資産運用益が運用損に転じたものの、好調な新契約獲得により保険料等収入が増加したことや一般勘定の有価証券売却益が増加したことによるものです。また、連結経常利益は、711億円（前期比21.1%減）となりました。これは主に、生命保険事業において、新契約の増加や市場環境の悪化による変額保険の最低保証に係る責任準備金繰入額の大幅な増加や、好調な新契約獲得による費用の増加によるものです。親会社株主に帰属する当期純利益は、経常利益が減少したことにより、433億円（前期比20.3%減）となりました。

2017年3月期の見通し

2017年3月期は、マイナス金利政策の継続など、一段と厳しい経営環境が想定されますが、グループ各社の着実な業容拡大により持続的な成長基調を維持する見通しです。連結経常収益は、主に生命保険事業において、保険料等収入が堅調に推移すること、および運用収益の増加を見込むことから増収となる見通しです。連結経常利益は、生命保険事業において増益を見込む一方、銀行事業において減益を見込むため、全体としてほぼ横ばいとなる見通しです。生命保険事業においては、有価証券売却益が減少する見込みであるものの、変額保険の最低保証に係る責任準備金繰入負担が減少する見込みであることなどにより、増益となる見通しです。一方、銀行事業においては、事業費の増加やマイナス金利の影響などにより、減益となる見通しです。

親会社株主に帰属する当期純利益は、法人税減税により増益となる見通しです。

(億円)	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期(予想)	2016年3月期 対2015年3月期 増減率	2017年3月期(予想) 対2016年3月期 増減率
連結経常収益	13,523	13,620	14,500	+0.7%	+6.5%
うち生命保険事業	12,239	12,302	13,098	+0.5%	+6.5%
うち損害保険事業	930	969	1,016	+4.2%	+4.8%
うち銀行事業	384	379	379	△1.3%	△0.1%
連結経常利益	900	711	710	△21.1%	△0.1%
うち生命保険事業	783	602	625	△23.1%	+3.8%
うち損害保険事業	42	46	44	+11.2%	△6.0%
うち銀行事業	73	59	45	△18.3%	△24.9%
親会社株主に帰属する当期純利益	544	433	460	△20.3%	+6.1%

SFHの資本政策と配当方針

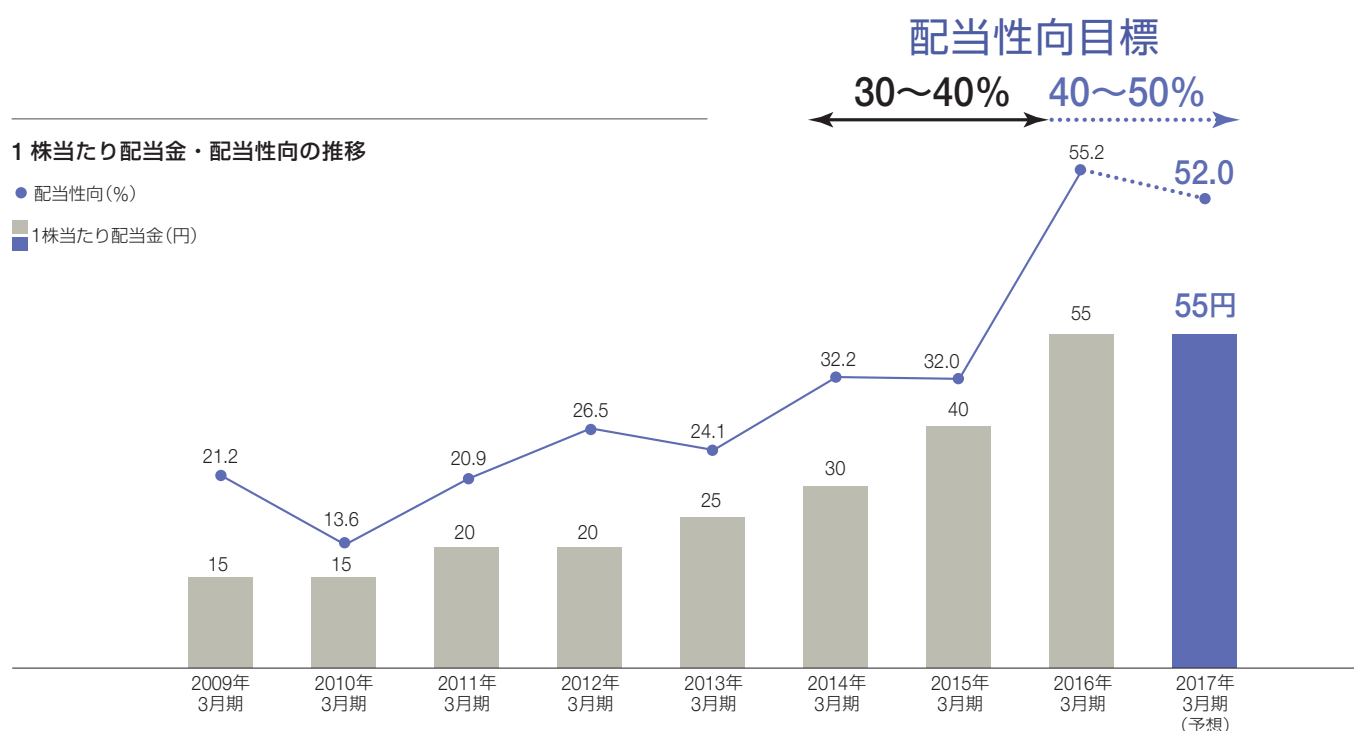
当社の2016年3月期の配当金は、1株につき15円増配の年間55円としました。これにより、2013年3月期から4期連続の増配となりました。

2017年3月期については、グループを取巻く事業環境や業績見通しを勘案し、1株当たり55円で据え置く予定です。

当社は、配当性向目標として、親会社株主に帰属する当期純

利益の40%～50%を目安としています。各事業年度の配当額については、資本の十分性、投資機会、業績見通し、法令・規制動向などを総合的に勘案して決定しています。

今後も、安定的な配当の実施を基本方針とし、その上で、中長期の収益拡大に応じて配当を安定的に増やしていくことを目指しています。



修正ROE

2016年3月期の当社グループの財務会計ベースの連結ROE(自己資本利益率)は、7.5%に低下しましたが、中期的には10%に近い水準への回復を見込んでいます。

当社グループは、保険事業や銀行事業などグループ各社の業態が異なるため、各事業ごとに、修正利益および修正資本に基づく「修正ROE」を算出し、企業価値や資本効率の的確な把握に努めています。

ソニー生命の2016年3月期の修正ROE(ROEV)は、足元の金利低下の影響を大きく受けて低下しましたが、コアROEVとしては安定的に約4～5%を維持する見通しです。ソニー損保の2019年3月期の修正ROEは13%、ソニー銀行の2019年3月期のROEは約6%と、2016年3月期と同程度の水準で推移することを目指します。

これらは2016年3月現在の市場環境を前提条件とした見通しですが、今後もグループ各社において、次ページから説明する施策を着実に実行することにより、資本効率の向上に努めてまいります。

	2014年 3月期	2015年 3月期	2016年 3月期	2019年 3月期 (目標)
ソニー生命 ROEV	14.9%	9.6%	△20.2%	→ 4～5%*
コアROEV	6.0%	5.0%	4.3%	
ソニー損保 修正ROE	9.8%	14.2%	13.3%	→ 13%
ソニー銀行(連結) ROE	4.8%	6.0%	5.0%	→ 約6%
連結修正ROE	14.2%	9.5%	△17.8%	→ 4～5%
連結ROE	9.0%	10.7%	7.5%	→ 10%前後

上記の計算式については、P82をご覧ください。

* 2019年3月期のソニー生命の修正ROEは2016年3月末の金利を前提条件としています。

ソニー生命

萩本 友男
ソニー生命保険
代表取締役社長



成長に向けた取組み

保障提供力の強化 新たな領域の開拓	● ライフプランニングに基づく死亡保障提供のさらなる徹底 ● 法人マーケットに対する保障提供の本格展開
販売チャネルの拡大	● ライフプランナーチャネルの陣容拡大の加速 ● 環境変化を契機とした代理店チャネルの基盤拡大
企業価値の確保と安定成長	● 商品構成の変化と販売強化による新契約価値の増加 ● 業容拡大による中長期的な利益成長

2019年3月期に向けた中期目標

	2016年3月期実績		2019年3月期目標
保有契約高	43.1兆円	CAGR 約5% →	49兆円超
ライフプランナー在籍数 ^{*1}	4,612名	約600名 増加 →	5,200名超
MCEV ^{*2}	1.0兆円	ROEV ^{*3} 4~5% →	1.1兆円超
経常利益(生命保険事業) ^{*2}	602億円	CAGR 約3% →	660億円

*1 嘱託ライフプランナー、契約ライフプランナーを含む

*2 MCEVは2016年3月末開示基準(終局フォワードレート反映前)による。中期経営計画の計算では2016年3月末の金利を前提条件としています。2019年3月期の経常利益には2017年4月から実施予定であった消費増税が織り込まれている一方、2017年4月実施予定の標準利率改定による影響は織り込んでいません。

*3 ROEVの計算式については、P82をご覧ください。

中期経営戦略の遂行

ソニー生命では、大幅な金利低下の中、統合的リスク管理（ERM）のもとで、商品戦略、販売戦略など、あらゆる側面から収益性の確保・改善に向けて検討した施策を着実に実行することにより、企業価値の安定成長を図ります。

商品戦略：機動的な商品改定と死亡保障提供の徹底

ソニー生命では商品の開発時および販売後の収益性評価をMCEVと整合的な手法によって行い、販売手数料の設定や変更、商品の改廃などの意思決定に活用しています。超低金利環境の中、各保険商品の収益性は貯蓄性商品や終身保険を中心に低下し、収益改善のため、機動的な商品改定を実施しています。

貯蓄性商品のうち、金利低下の影響が大きい一時払終身保険、個人年金保険については、料率改定による収益改善が難しく、2016年5月に一部販売を停止しました。

今後も貯蓄性商品などの販売環境は厳しくなることが予想されますが、コンサルティングを通じて死亡保障を提供するソニー生命の強い販売力を活かし、新契約獲得を伸ばし、収益性の改善を図ります。

商品戦略：法人向け保険の販売伸展

ソニー生命では、新たな領域として主に中小企業のオーナーをターゲットに、法人のお客さま向けの販売も強化していきます。これまでは、一部のライフプランナーや代理店が法人保険を継続的に取扱っていましたが、今後は全社的に取組んでいく考えです。その施策として、2016年5月には『低解約返戻金型平準定期保険（障害介護型）』の販売を開始し、『逓増定期保険（低解約返戻金型）』の改定を行いました。また、法人のお客さま向けには事業・人事・税制などのさまざまな知識が必要となるため、ライフプランナーには個々のレベルに応じた幅広い教育を施し、代理店には法人向けの販売経験が豊富なスタッフを専任で配置し、営業支援を開始しています。法人向け保険の販売体制を拡大し、2019年3月期に向けて法人向け保険の新契約高を年平均約10%成長させることを目指します。

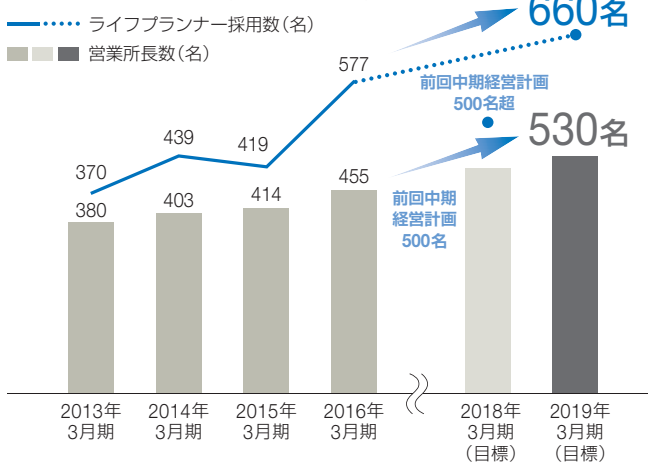
販売戦略：ライフプランナーの採用数を年間660名へ

ソニー生命の主要チャネルであるライフプランナーチャネルを通じた販売は、新契約全体の約7割を占め、着実に成長しています。

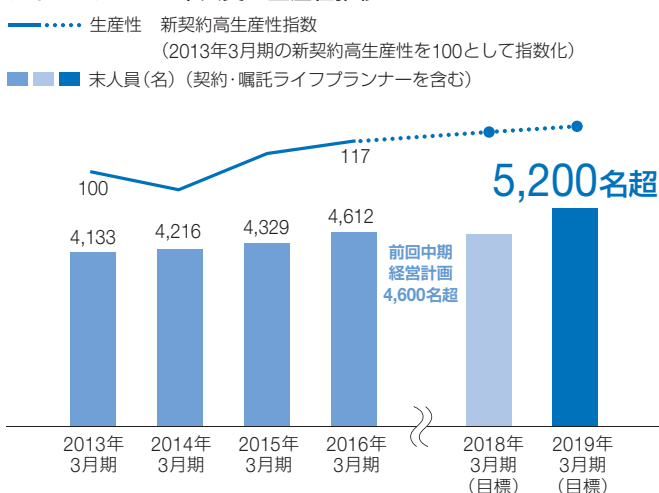
ソニー生命では、近年、ライフプランナーの採用を担う営業所長への登用のための制度・報酬・教育などの環境整備を推進してきました。その結果、2016年3月末の営業所長の人数は前期末に比べ41名増加し、455名となりました。これにより、ライフプランナーの採用数も577名と大幅に増加し、2016年3月末の在籍数は4,612名と、前年に掲げた中期目標を2年前倒しで達成しました。

今後も、営業所長の登用を促進し、ライフプランナーの採用強化に努めていきます。2019年3月期には、営業所長530名、ライフプランナーの採用数660名の体制を構築し、2019年3月末で5,200名超のライフプランナー体制を目指します。

ライフプランナー採用数・営業所長数



ライフプランナー末人員・生産性推移



販売戦略：代理店チャンネルにおける規制対応と提携強化による成長

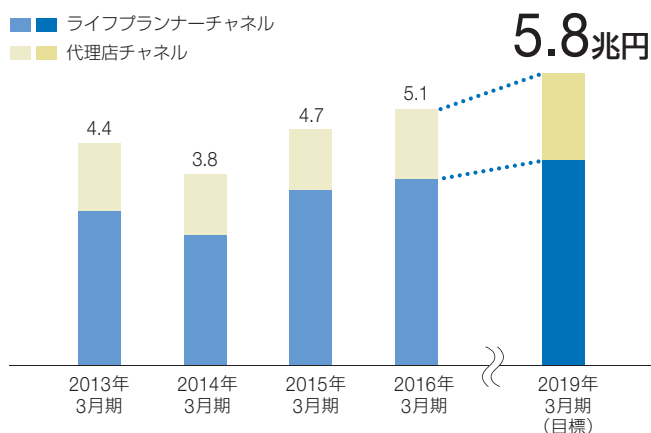
ソニー生命において、パートナー（募集代理店）を通じた販売はライフプランナーチャンネルに次ぐ重要な販売チャンネルで、新契約全体の約3割を占めます。

2016年5月に施行された改正保険業法により、代理店には適切な募集体制の再整備が求められ、体制整備・意向把握・情報提供義務が課されました。従来からコンサルティングに基づき保障の提供を行ってきたソニー生命のパートナーは、この改正で求められる体制へすでに移行しており、他の代理店と差異化を図れるビジネスチャンスになるととらえています。ソニー生命は、地域密着型代理店や広域での店舗展開で拡大する来店型代理店など、さまざまなタイプの代理店との提携を拡大・強化し、多様化するお客さまのニーズを捕捉し、さらなる成長を目指します。

新契約高の推移

（個人保険・個人年金保険）
（兆円）

※1,000億円未満を切り捨て



統合的リスク管理：ERMの推進と資産運用方針

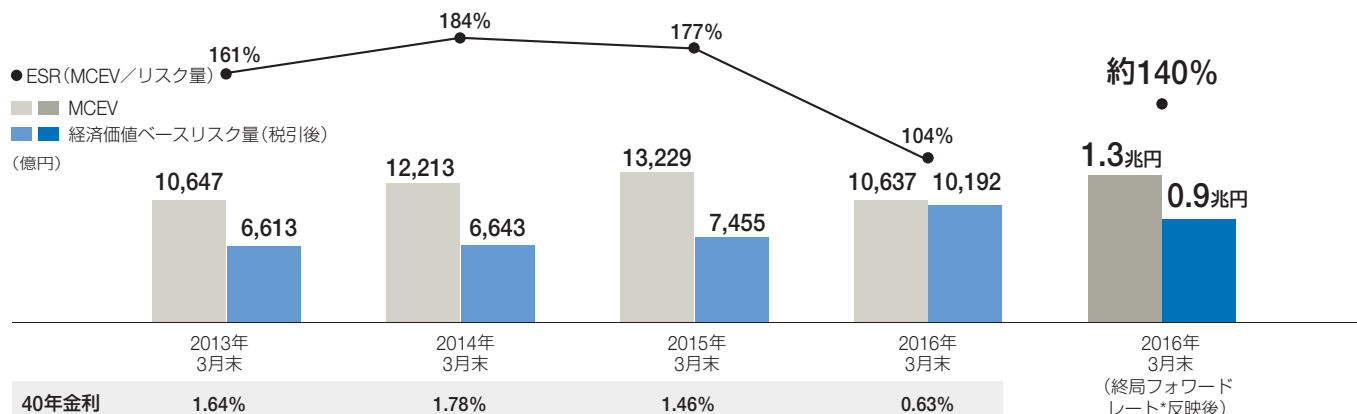
ソニー生命は、「ERM指針」を定め、リスク・リターン・資本の相互関係を踏まえた経営を行っています。「ERM指針」では、生命保険契約がその長期性によって多大な金利リスクをとまなう点を考慮し、経済価値ベースで十分な保険金などの支払い能力を確保するとともに、保険事業から得られる収益を安定的に確保するため、当該金利リスクは資産と負債の両面からできる限り削減すべくリスク選考方針を定め、保険負債の特性に見合った資産への投資を優先させる旨を定めています。

資産運用においては、超低金利環境においても、上述の保険負債の特性に見合った資産への投資を優先する方針を維持し、超長期国債中心の運用を継続します。ただし、足元ではマイナス金利や国債の流動性の低下などの懸念もあるため、超長期の財投機関債や社債への投資を拡大するなど、運用手段の多様化を推進しています。

2016年3月末の経済価値ベースのリスク量は、円金利低下などによる保険リスクの増加により、前期末から大幅に増加し、1兆192億円（税引後）となりました。リスク量に対するMCEVの割合であるESRは、前期末から73ポイント低下し、104%となりました。主な要因は、金利の大幅な低下により解約リスクが増加したことです。このESRの低下を受け、前述のとおり商品の機動的な販売停止やリスク性資産の圧縮など、従来よりも踏み込んだ対応を行っています。

一方、これまでソニー生命は、将来の規制の基準が不透明な中で高い健全性を確保するために保守的な手法を採用してESRの計算を行ってきました。EUソルベンシーIIでも導入されている終局フォワードレートを反映して試算した場合のESRは約140%となります。

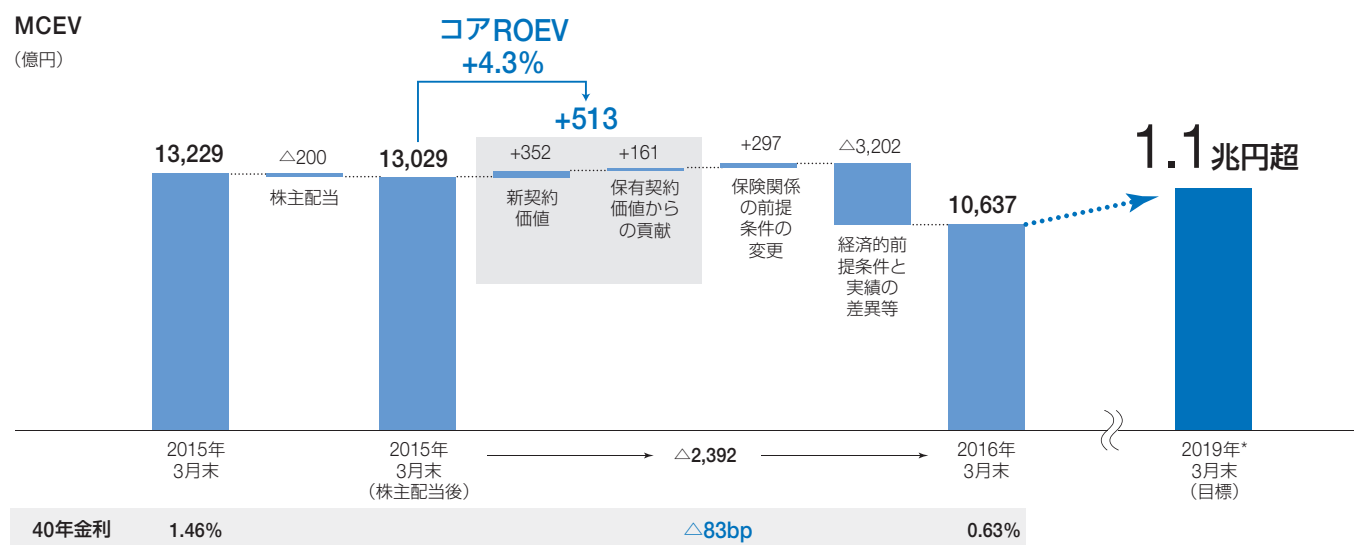
経済価値ベース健全性



* 日本円の超長期金利の補外手法を終局フォワードレートをを用いた方法へ変更（41年目以降、20年間で3.5%（終局フォワードレート）に収束するように補外）

企業価値の安定成長：MCEVの成長

ソニー生命では、ROEV(MCEVの成長率)を重要な経営指標のひとつとして位置づけており、新契約価値と保有契約価値からの貢献を、保険の引受けによって得られる成長のペースと考え、コアROEVと定義しています。ソニー生命の2016年3月末のMCEVは、円金利の大幅な低下などにより減少し、1兆637億円（前期末比2,592億円減少）となりました。保有契約価値は大きく減少しましたが、ALMの効果（修正純資産の増加）によりその多くは相殺されました。中期的には、商品構成のシフトと販売強化により、新契約価値を確保し、MCEVを積み上げていきます。2019年3月末のMCEVは1兆1,000億円超を目指します。2019年3月期に向けてROEVの目標を約4～5%としています。

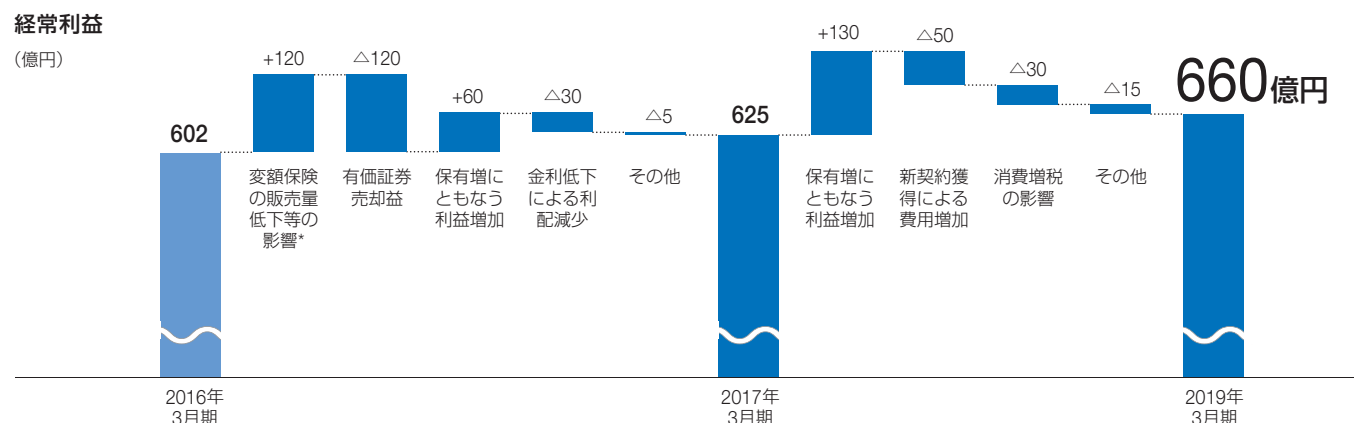


* MCEVは2016年3月末開示基準（終局フォワードレート反映前）による

企業価値の安定成長：法定会計上の利益成長

2017年3月期は、有価証券売却益が減少する見込みであるものの、変額保険の最低保証に係る責任準備金繰入額が減少する見込みです。また、コアの利益といえる、保有契約から生じる利益は、着実な保有契約の増加にともない、前期から60億円増加する見込みです。しかしながら、金利低下により利息配当金等収入が減少することで一部打ち消される見通しです。このため、経常利益は前期比で増益の625億円を見込んでいます。

2019年3月期に向けては、新契約獲得による初期費用負担による影響があるものの、保有契約の増加により利益を着実に積み上げていくことで、年平均で約3%増加の660億円を目指します。



* 変額保険の最低保証に係る責任準備金繰入額・デルタヘッジ損益の変動、新契約商品構成の変化等の影響を含む。
2019年3月期の経常利益には、2017年4月に実施予定の標準利率改定による影響は含まず。

▶ 「生命保険事業 事業概況」 P30もあわせてご覧ください。

ソニー損保

丹羽 淳雄
ソニー損害保険
代表取締役社長



成長に向けた取組み

健全な収益性の維持	● 2016年3月期業績は堅調に推移し、3年連続で最高益を更新 ● 徹底した損害率・事業費コントロールのもと、中期計画期間における着実な増益を継続
自動車保険の 成長持続・CX向上	● ダイレクト自動車保険市場でのリーディングポジションを堅持 ● 先進性・独自性ある商品の提供と、顧客接点を通じたCX(カスタマーエクスペリエンス)の向上による成長を持続
自動車保険以外の 種目拡大	● 長期安定収益の確保に向け、自動車保険以外の種目を拡大し、自動車一極集中の構造から脱却 ● 医療分野での新商品導入と、その他の種目への拡大の推進

2019年3月期に向けた中期目標

	2016年3月期実績		2019年3月期目標
元受正味保険料	943億円	CAGR +5% →	約1,100億円
正味事業費率	27.1%		
E.I. 損害率 ^{*1}	63.3%	合算率低減 →	合算率 90%台
合算率	90.4%		
経常利益	46億円	CAGR +4% →	52億円
修正経常利益 ^{*2}	76億円	CAGR +4% →	87億円
修正ROE ^{*3}	13.3%	高水準継続 →	13%

*1 全種目ベース、損害調査費を含む

*2 修正経常利益＝経常利益＋異常危険準備金繰入額

*3 修正ROEの計算式については、P82をご覧ください。

ソニー損保は、堅調な保険料等収入の増加と損害率の低位安定により、2014年3月期から3年連続で過去最高益を更新しました。今後も損害率を低い水準に抑え、効率的な広告宣伝活動により事業費率を低減し、着実な利益成長を目指します。

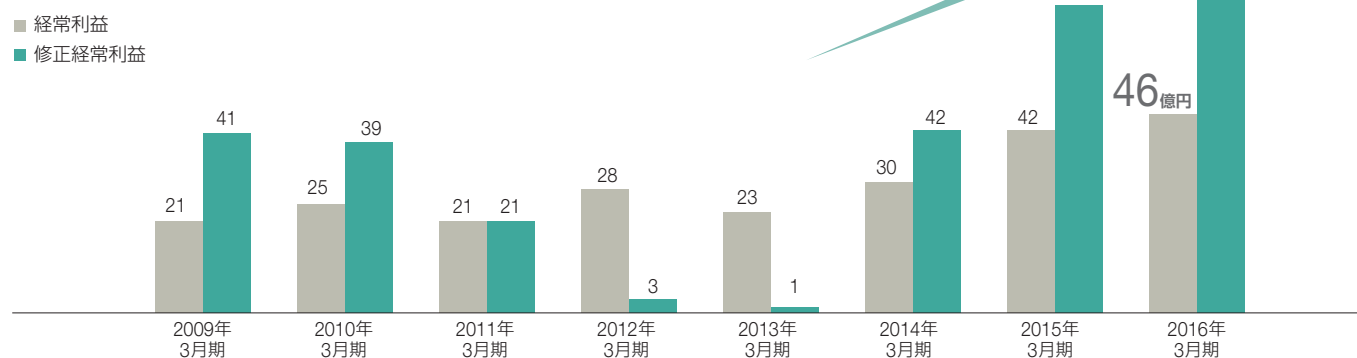
次に、主力の自動車保険の成長を維持し、ダイレクト自動車保険市場におけるリーディングポジションを堅持します。まず、事故解決サービスやカスタマーサービスの品質の向上、独自性のあるWeb/スマートフォンサービスの提供などにより、自動車保険の継続率の一層の引き上げを図ります。また、2015年に販売

開始した急発進・急ブレーキの発生状況を保険料に反映させる『やさしい運転キャッシュバック型』の自動車保険などのように、今後も他社に先行した付加価値の高い商品の開発を進めます。

さらに、長期安定収益の確保を図るべく、自動車保険以外の種目へ商品展開し、中長期的に自動車保険への一極集中の構造からの転換を図ります。まずは医療保険分野において、新商品を投入すると同時に、既存商品の商品改定を予定しています。加えて、ダイレクト保険会社の強みを活かせる形での自動車・医療保険以外の種目への展開も推進します。

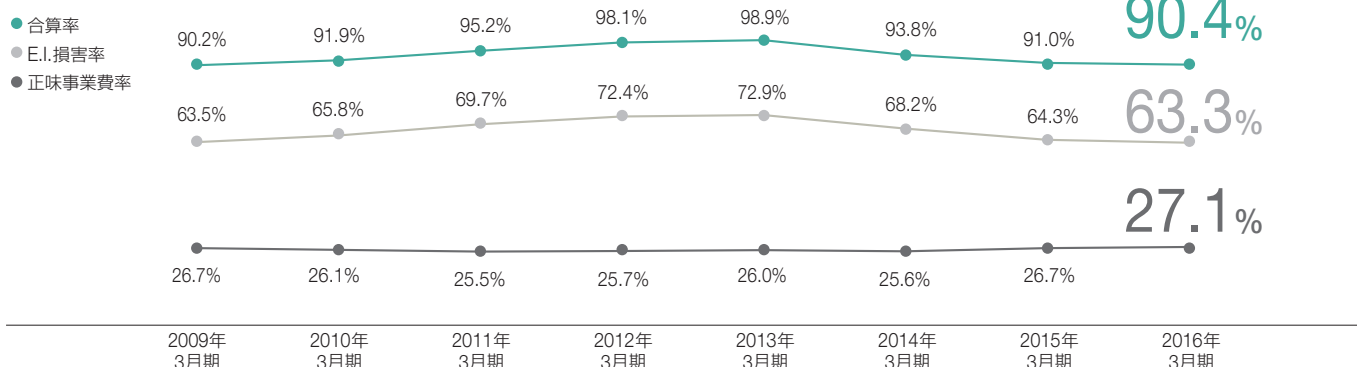
経常利益・修正経常利益の推移

(億円)



※修正経常利益＝経常利益＋異常危険準備金繰入額

合算率・損害率・事業費率の推移



※E.I. 損害率＝(正味支払保険金＋支払備金繰入額＋損害調査費)÷既経過保険料

※正味事業費率＝保険引受に係る事業費÷正味収入保険料

※合算率＝E.I. 損害率＋正味事業費率

▶「損害保険事業 事業概況」 P38もあわせてご覧ください。

ソニー銀行

伊藤 裕
ソニー銀行
代表取締役社長



成長に向けた取組み

戦略商品の強化	●「外貨のソニー銀行」のポジショニングの確立 ●不動産業者チャネルの強化、商品性の改善による住宅ローンのさらなる拡大
顧客基盤の拡大	●『Sony Bank WALLET』を中心にした優遇サービスの拡大 ●資産運用(富裕)層向けの商品・サービスの提供
お客さま対応力の向上	●「自立した個人」であるお客さまの意識の変化を踏まえた「人」と「IT」の活用によるお客さま対応力の向上

2019年3月期に向けた中期目標

	2016年3月期実績		2019年3月期目標
リテールバランス (円預金・外貨預金・ 投資信託・個人ローン)	3.2兆円	CAGR 約8% →	4.1兆円
業務粗利益(銀行連結)	243億円	CAGR 約4% →	276億円
経常利益(銀行連結)	59億円	CAGR 約7% →	72億円
ROE(銀行連結)	5.0%	約6%を目標 →	約6%

ソニー銀行の成長に向けた取組みとして、戦略商品である外貨ビジネスと住宅ローンビジネスの強化を図ります。外貨ビジネスについては、2016年1月にサービスを開始した11通貨対応のVisaデビット機能付きキャッシュカード『Sony Bank WALLET』により外貨預金の新規口座数が大幅に増加しています。今後も、外貨関連の商品・サービスを投入していくことにより、外貨預金残高を大きく伸ばし、「外貨のソニー銀行」としての地位を確立します。住宅ローンビジネスについては、不動産業者との連携強化を図ってきた結果、この販売チャネルを通じた新規融資実行額が大幅に増加し、住宅ローン残高が順調に拡大しました。足元では、マイナス金利政策の影響により、借換需要が急増していますが、今後も不動産業者との連携強化や提携先の拡充により、新規借入需要を取り込んでいきます。さらに、商品性の改善やサービスの向上などを進め、住宅ローン残高を着実に拡大していきます。

次に、顧客基盤の拡大を図るため、従来から提供してきた優遇サービスの優遇判定条件の対象をさらに住宅ローンや外国為替

証拠金取引（FX）まで広げ、『Sony Bank WALLET』を中心に各種商品の販売促進につなげていきます。加えて、2015年7月に改めてリリースしたカードローンにより増加した若年層のお客さまや、近年増加傾向にある50代から60代のお客さま向けの資産運用ニーズに対応するための商品開発を進めます。

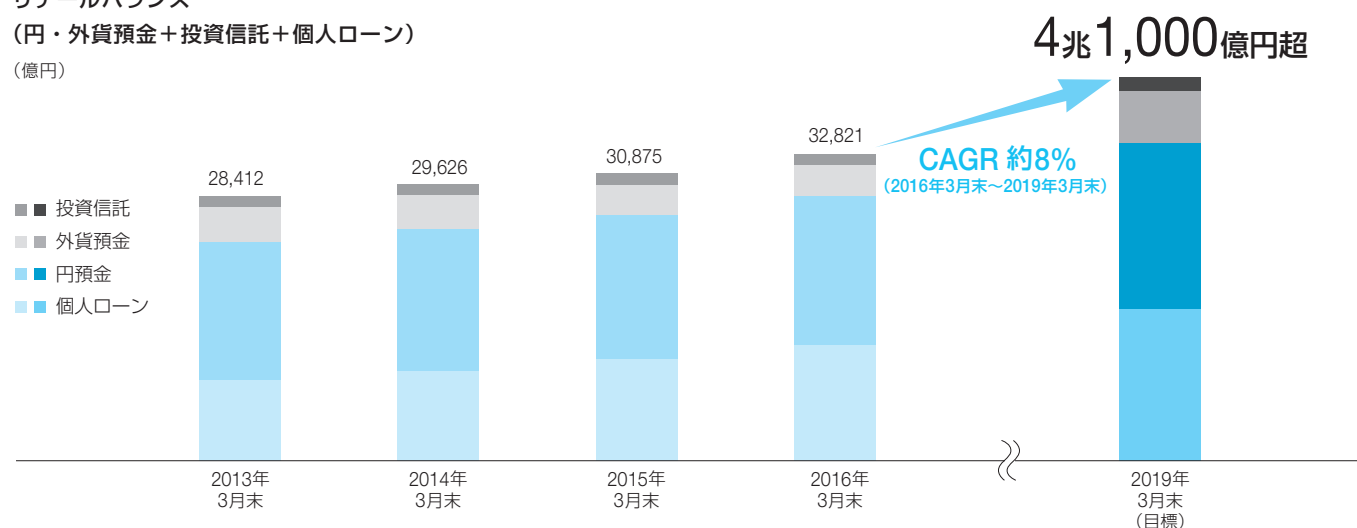
さらに、膨大な情報が溢れる中でお客さまの意識が変化し、金融取引を行う際に専門家の助言を求める傾向が出てきたことを踏まえ、対応窓口の強化とIT技術（FinTech）の活用により、お客さまへの対応力の強化を図ります。

超低金利環境は、ソニー銀行の業績において、資金利ざやの縮小として影響します。利益面では、この影響に加え、新サービスに係る先行投資費用として広告宣伝費などが増加する見通しです。しかしながら、住宅ローンに加え外貨預金やカードローンの取引を増やして顧客基盤を拡大し、2019年3月末までにリテールバランスで4兆円超の規模を目指し、持続的な利益成長を実現します。

リテールバランス

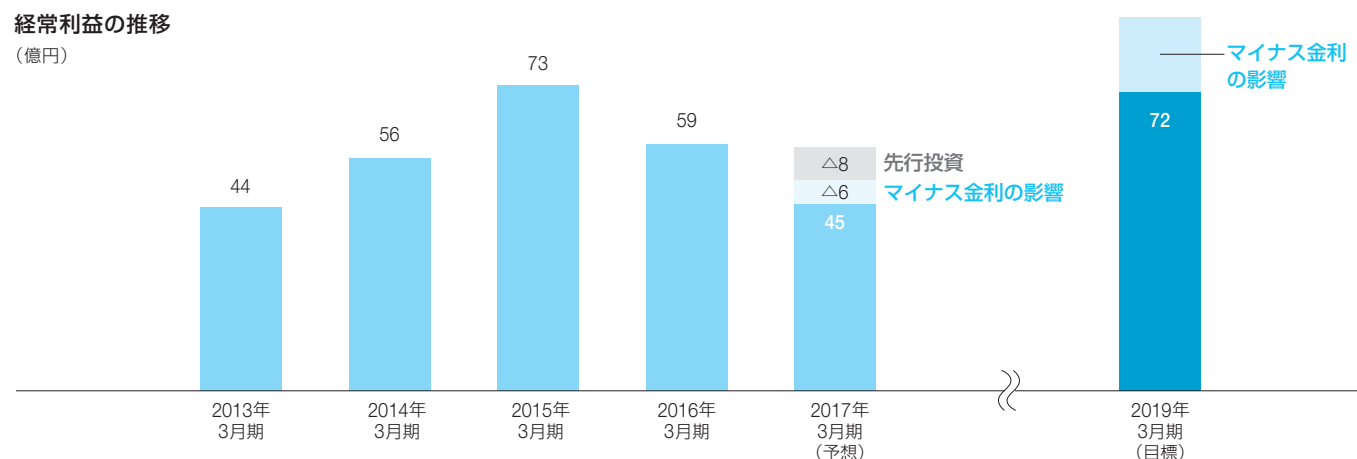
（円・外貨預金＋投資信託＋個人ローン）

（億円）



経常利益の推移

（億円）



▶「銀行事業 事業概況」 P45もあわせてご覧ください。

介護事業

介護事業の成長に向けた取り組み

2014年4月に設立した介護事業を統括する持株会社のソニー・ライフケアでは、子会社を通じた有料老人ホームの新規開設・運営や、他社との戦略的提携による事業展開を推進しています。

新設ホームの展開については、2016年4月、東京都世田谷区祖師谷においてソニー・ライフケアグループとして初の介護付有料老人ホーム新規開設を行い、2017年春には埼玉県さいたま市に2棟目のホームをオープンする予定です。ここでは、高品質で独自性のある介護サービスを追求していきます。

一方、ソニー・ライフケアは、2015年5月、介護付有料老人ホームなどの運営会社を傘下に持つ株式会社ゆうあいホールディングス（以下、「YHD」）へ一部出資しました。ソニー・ライフケアは、すでに28施設・約1,400室を保有するYHDグループとの提携により、市場におけるプレゼンスを確

立していきたいと考えています。2016年7月現在、ソニー・ライフケアはYHDに対し14.5%の出資を行うとともに、YHDが発行する20億円の転換社債型新株予約権付社債を受け付けています。将来の出資比率の引き上げについては、今後の協業や関係強化の進捗などを踏まえて判断していく考えです。

引き続き、有料老人ホーム新設と戦略的提携の取り組みを進展させることで、事業基盤の構築および拡大を図っていきます。



介護付有料老人ホーム「ソナーレ祖師ヶ谷大蔵」

日本の介護市場の動向

さらに進む高齢化

日本の65歳以上の高齢者（以下、「高齢者」）人口は3,399万人（2015年11月1日現在）で、総人口に占める割合は26.7%となり、人口、割合ともに過去最高となりました。高齢者人口の総人口に占める割合は今後も上昇を続け、2035年には33.4%と、3人に1人が高齢者になると見込まれています。

また、2015年3月期の介護給付費は前期比約5%増の9兆7,624億円となり、過去最高を更新しました。これは受給者数が過去最多の501万人となったことが主因であり、高齢化とともに介護ニーズも増大しています。

「地域包括ケアシステム」の構築と介護保険制度の持続可能性向上

このように、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行している日本において、団塊の世代（1947～1949年の第一次ベビーブーム期に出生した世代。出生数約800万人）の要介護ニーズが高まる75歳以上となる2025年以降は、医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。これに対し、厚生労働省では、その2025年をめどに、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制である「地域包括ケアシステム」の構築を推進しています。2015年4月には、在宅の中重度要介護者対応強化やサービス評価の適正化などを目的とした介護報酬改定が実施されました。

来たる2018年には診療報酬と介護報酬の同時改定が予定されており、地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性を高めるための動きがさらに進むものと思われます。

（出所）「人口推計」（総務省統計局）、「日本の将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所）、「高齢社会白書」（内閣府）、「介護費等の動向」（国民健康保険中央会）、各種審議会資料など（厚生労働省）

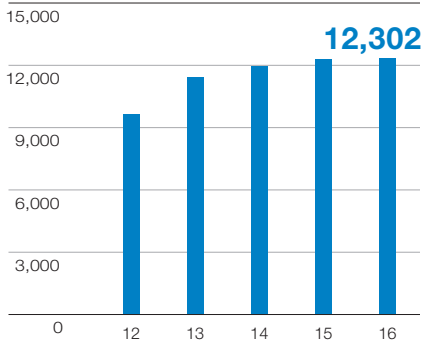
事業概況および業績分析

事業別ハイライト

生命保険事業 ▶ 詳細：p30

経常収益

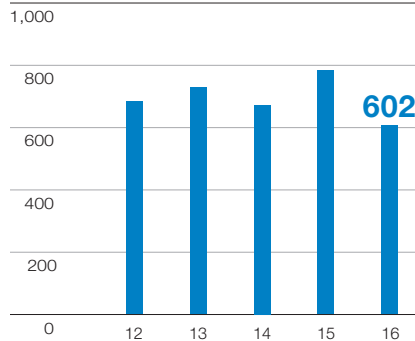
億円



※3月31日に終了した1年間

経常利益

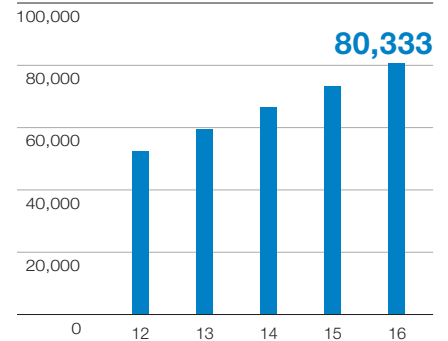
億円



※3月31日に終了した1年間

総資産

億円

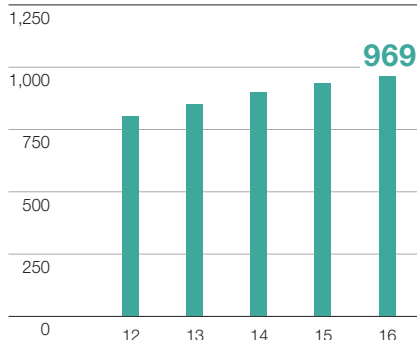


※3月31日現在

損害保険事業 ▶ 詳細：p38

経常収益

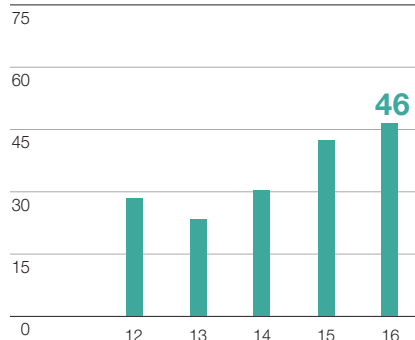
億円



※3月31日に終了した1年間

経常利益

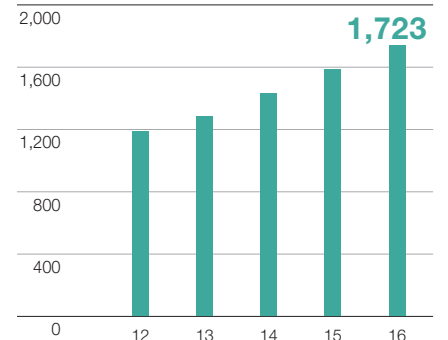
億円



※3月31日に終了した1年間

総資産

億円

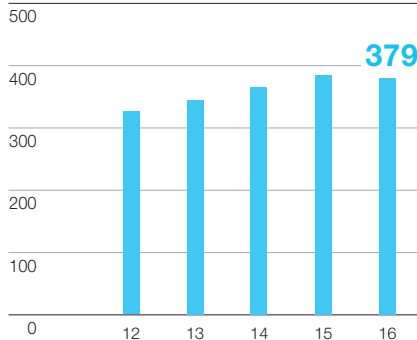


※3月31日現在

銀行事業 ▶ 詳細：p44

経常収益

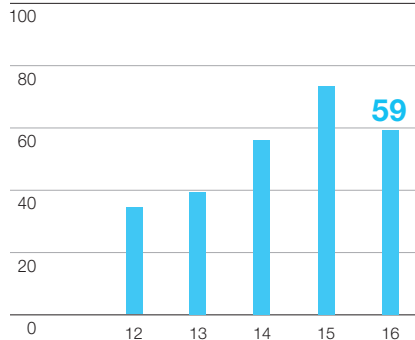
億円



※3月31日に終了した1年間

経常利益

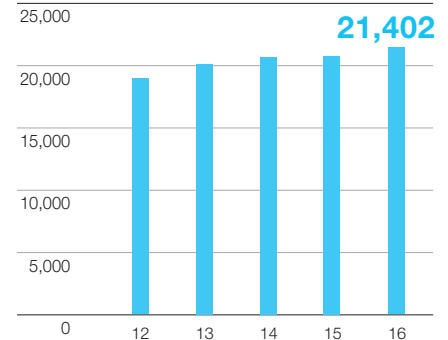
億円



※3月31日に終了した1年間

総資産

億円



※3月31日現在

(注) 各事業の数値は連結調整前のものです。

SFH連結

損益の状況

2016年3月期における日本経済は、企業収益や雇用・所得環境が改善するなど、緩やかな景気回復基調で推移したものの、中国をはじめとする新興国経済の成長減速や、原油価格の下落など海外情勢を起因とした景気下振れ懸念に加え、金融市場の不安定な動きなどにより、先行き不透明な状況となりました。

金融情勢においては、2016年3月期前半では堅調に推移していた株式市場が、中国株式市場の下落などを背景に下げに転じ、その後も新興国市場や米国市場の動きを反映して大きく変動しやすい状況が続きました。また、債券市場においても、日銀による金融緩和策を背景にすでに低水準にあった長期金利が、2016年1月の日本銀行によるマイナス金利付き量的・質的金融緩和政策の導入決定を受け一段と低下し、概ね円安傾向で推移していた為替市場でも、リスクオフの動きにより安全通貨としての円が買われ、急激に円高が進行しました。

こうした状況のもと、当社グループは、お客さまに最も信頼される金融サービスグループを目指して、健全な財務基盤を維持しつつ、お客さま一人ひとりに付加価値の高い商品と質の高いサービスを提供すべく、商品・サービスの強化・拡充、内部管理態勢の一層の充実など、さまざまな取り組みを行ってまいりました。

2016年3月期の連結経常収益は、生命保険事業および損害保険事業において増加、銀行事業で減少した結果、1兆3,620億円（前期比0.7%増）となりました。連結経常利益は、損害保険事業において増加、生命保険事業および銀行事業において減少した結果、711億円（同21.1%減）となりました。また、経常利益に特別損益、契約者配当準備金繰入額、法人税等合計を加減した親会社株主に帰属する当期純利益は、経常利益が減少したことにより、433億円（同20.3%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりです。

生命保険事業 市場環境悪化の影響を受け、特別勘定資産運用益が運用損に転じたものの、好調な新契約獲得により保険料等収入が増加したことや一般勘定の有価証券売却益が増加したことにより、経常収益は1兆2,302億円（前期比0.5%増）となりました。経常利益は、変額保険において新契約の増加や市場環境の悪化により、最低保証に係る責任準備金繰入額が大幅に増加したことや、好調な新契約獲得による費用の増加により、602億円（同23.1%減）となりました。

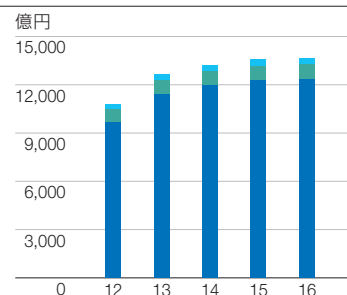
損害保険事業 主力の自動車保険を中心に正味収入保険料が増加したことにより、経常収益は969億円（前期比4.2%増）となりました。経常利益は、経常収益の増加に加え、事故率の低下により支払備金繰入額が減少したことから、46億円（同11.2%増）となりました。

銀行事業 住宅ローンに係る収益は増加したものの、債券売却益が減少したことなどにより、経常収益は379億円（前期比1.3%減）となりました。経常利益は、経常収益の減少に加え、営業経費が増加したことにより、59億円（同18.3%減）となりました。

経常収益

3月31日に終了した1年間

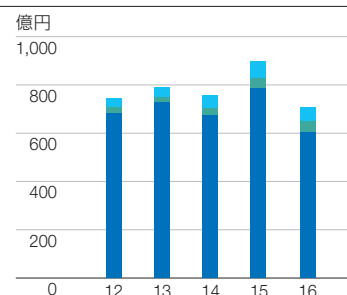
■ 生命保険事業
■ 損害保険事業
■ 銀行事業



経常利益

3月31日に終了した1年間

■ 生命保険事業
■ 損害保険事業
■ 銀行事業



財産の状況

2016年3月期末における総資産は、10兆3,521億円（前期末比8.4%増）となりました。主な勘定残高は、国債を中心とした有価証券が8兆214億円（同8.7%増）、貸出金が1兆5,158億円（同12.3%増）、金銭の信託が3,039億円（同9.8%減）であります。

負債の部合計は、9兆7,477億円（同8.4%増）となりました。

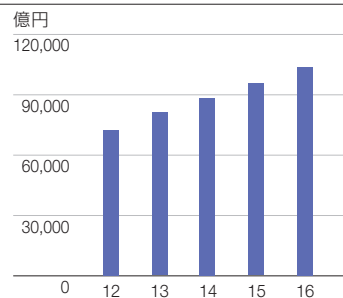
主な勘定残高は、保険契約準備金が7兆5,044億円（同9.1%増）、預金が1兆9,125億円（同2.1%増）であります。

純資産の部合計は、6,043億円（同9.8%増）となりました。

純資産の部のうち、その他有価証券評価差額金は、1,573億円（同301億円増）となりました。

総資産

3月31日現在



キャッシュ・フローの状況

2016年3月期における営業活動によるキャッシュ・フローは、主に生命保険事業における保険料等収入により6,024億円の収入超過となりました。前期比では、1,768億円の収入増となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に、生命保険事業および銀行事業における有価証券の売却・償還による収入を、生命保険事業における有価証券取得による支出が上回ったことにより5,588億円の支出超過となりました。前期比では、1,133億円の支出増となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に配当金の支払いにより174億円の支出超過となりました。前期比では、43億円の支出増となりました。

以上の結果、2016年3月期末の現金及び現金同等物の残高は、前期末から261億円増加し、2,336億円となりました。

リスク管理債権の状況

	百万円	
3月31日現在	2015	2016
債権の区分		
破綻先債権	¥ 207	¥ 285
延滞債権	1,430	1,332
3カ月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	1,715	1,443
合計	¥3,353	¥3,061

連結ソルベンシー・マージン比率

3月31日現在	百万円	
	2015	2016
(A) 連結ソルベンシー・マージン総額	¥1,216,296	¥1,282,209
資本金又は基金等	410,709	425,351
価格変動準備金	42,969	44,410
危険準備金	68,790	75,258
異常危険準備金	11,344	14,363
一般貸倒引当金	595	567
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前) x 90%(マイナスの場合100%)	168,454	194,745
土地の含み損益 x 85%(マイナスの場合100%)	15,325	20,778
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額(税効果控除前)	△2,189	△5,296
繰延税金資産の不算入額	—	—
配当準備金未割当部分	212	302
税効果相当額(不算入額控除後)	81,201	83,648
負債性資本調達手段、保険料積立金等余剰部分	429,392	439,469
少額短期保険業者に係るマージン総額	—	—
控除項目	10,510	11,389
(B) 連結リスクの合計額 $\sqrt{[(R_1^2 + R_5^2) + R_8 + R_9]^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4 + R_6$	148,788	156,642
保険リスク相当額 (R_1)	23,045	23,576
一般保険リスク相当額 (R_5)	10,465	10,906
巨大災害リスク相当額 (R_6)	737	1,033
第三分野保険の保険リスク相当額 (R_8)	8,422	8,519
少額短期保険業者の保険リスク相当額 (R_9)	—	—
予定利率リスク相当額 (R_2)	30,225	30,709
最低保証リスク相当額 (R_7)	14,373	15,902
資産運用リスク相当額 (R_3)	93,583	99,003
経営管理リスク相当額 (R_4)	5,810	5,963
連結ソルベンシー・マージン比率(A) / {(1/2) × (B)}	1,634.9%	1,637.1%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第210条の11の3、第210条の11の4および平成23年(2011年)金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。

2. 最低保証リスク相当額は、標準的方式を用いて算出しています。

生命保険事業

事業概況

事業を取巻く環境

日本の生命保険市場は、保険料収入ベースで世界第2位の規模を有し、世界シェアの約14%を占めています。1990年代後半から減少傾向が続いてきたものの、2016年3月末の個人保険における保有契約高は858兆円*で、依然として巨大な規模を維持しています。少子高齢化の進展により、保障ニーズは死亡保障から医療・介護保障などの第三分野商品や個人年金保険へシフトしているものの、2016年3月末の個人保険における保有契約高のうち死亡保障は736兆円*で8割超を占めています。

2016年3月期は、国内外の金融市場が大きく変動しました。2016年1月末に日本銀行がマイナス金利政策導入を決定した後、国内金利は大幅に低下しました。さらには、米国の利上げ期待の後退から円高が進行し、株式市場も大幅に下落しました。このような資産運用環境の悪化を受け、一部の生命保険会社において一時払終身保険などの貯蓄性商品の販売を停止する動きがありました。

さらに、2017年4月には、現行の低金利を反映して標準予定利率が引き下げられる見通しです。これを受け、各生命保険会社においては、競争環境に配慮しつつ、保険料率の改定を実施することが見込まれ、特に運用環境の影響を受けやすい終身保険の値上げが予想されています。

販売チャネルでは、代理店の多店舗化や銀行窓口販売の拡大など多様化が進んでいます。このような変化を受け、一層の顧客保護を目的に2016年5月には商品に関する十分な情報提供や意向把握、そのための体制整備を代理店各社に求める規制が施行されました。これを受けて代理店各社では、募集人に対し適切な教育・管理・指導を実施していくことが求められています。

* (出所) 一般社団法人生命保険協会ウェブサイト「生命保険事業概況」

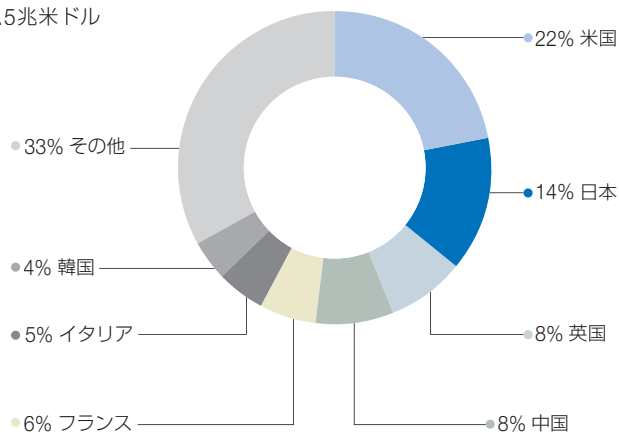
ソニー生命の取組み

ソニー生命は、ライフプランナー（営業社員）とパートナー（募集代理店）を通じたコンサルティングセールスを強化する取組みなどを通じ、死亡保障マーケットが縮小傾向にある中でも、収益力が高い死亡保障を中心に保険商品の販売を伸ばしてきました。資産運用面では、ALMの考え方にに基づき、金利リスクをコントロールするため、超長期国債中心の投資を継続しています。ただし、足元ではマイナス金利や国債の流動性の低下などの懸念もあるため、超長期の財投機関債や社債への投資を拡大するなど、運用手段の多様化を推進しています。

引き続き、ソニー生命は、新契約獲得による業容の拡大を図るとともに、経済価値ベースの収益・リスク管理を徹底し、高い収益性や財務健全性を確保します。

生命保険料収入の国別シェア

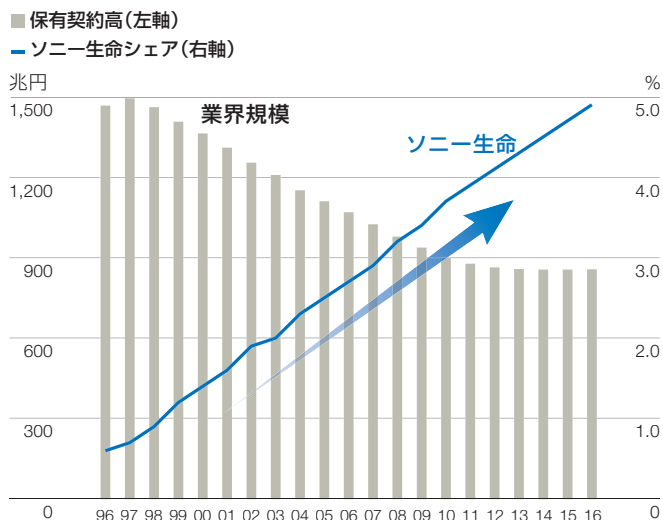
2015年
2.5兆米ドル



(出所) Swiss Re. sigma No 3 / 2016, World insurance in 2015

業界全体の保有契約高*とソニー生命シェア

3月31日現在



* 個人保険を対象

(出所) 「インシュアランス」および各社公表資料



業界ポジション

新契約高

順位	会社名	億円、%	
		実績	シェア
1	A社	94,010	13.6
2	B社	71,684	10.3
3	ソニー生命	48,710	7.0
4	C社	43,679	6.3
5	D社	34,905	5.0
6	E社	32,600	4.7
7	F社	30,430	4.9
8	G社	30,379	4.4
9	H社	25,237	3.6
10	I社	23,988	3.5

(注) いずれも個人保険／2016年3月末実績
(出所) 各社公表資料に基づき当社作成

保有契約高

順位	会社名	億円、%	
		実績	シェア
1	A社	1,451,163	16.9
2	B社	1,148,160	13.4
3	C社	840,193	9.8
4	D社	711,937	8.3
4	E社	444,062	5.2
6	ソニー生命	422,937	4.9
7	F社	354,941	4.1
8	G社	343,333	4.0
9	H社	324,551	3.8
10	I社	279,893	3.3

直近のトピックス

2016年3月：

業界初 新契約の即時承諾を開始

ソニー生命では2012年より保険申込手続きのペーパーレス化を実現し、営業の効率化を図るとともにお客さまの利便性を大幅に向上させてきました。2016年3月より、さらにその機能を進化させるべく『即時承諾システム』を導入しました。これは、ペーパーレスでの新契約申込時に、お客さまの面前で特別条件を含めた医務査定結果を即時に提示するとともに、契約を引受けたことをその場で案内する、業界初のシステムです。これにより、従来、契約の申込みから引受けまで平均7.5日要していた事務処理が大幅に短縮され、契約の即時引受けが実現しました。

2016年5月：

『低解約返戻金型平準定期保険(障害介護型)』および『無解約返戻金型平準定期保険(障害介護型)』を発売

お客さまが死亡、所定の障害・要介護状態になられた場合に一時的にかかる費用に備えることができる商品を発売しました。

2016年5月：

法人契約のお客さま向けに新サービスを開始

法人契約のお客さま向けに健康支援・経営者支援・福利厚生支援を行うサービスを開始しました。従来からのビジネスプランを守るための最適な保障の提供に合わせ、新サービスをご利用いただくことにより、従業員・経営者の方々に心身ともに充実した生活を過ごしていただきたいと考えています。

業績分析

SFHの生命保険事業は、SFHの100%子会社であるソニー生命と、ソニー生命が50%出資するソニーライフ・エイゴン生命保険およびSA Reinsurance(持分法適用関連会社)で構成されています。

以下では、SFHの生命保険事業の大宗を占めるソニー生命の単体業績についてご説明します。

新契約高

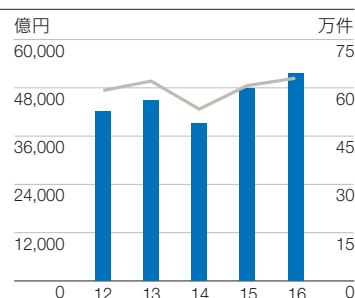
新契約高は新たにご契約いただいた保障金額の合計額です。

	2015	2016	増減
3月31日に終了した1年間			億円
新契約高	¥47,716	¥51,513	+8.0%
個人保険	46,257	48,710	+5.3%
個人年金保険	1,459	2,803	+92.1%
新契約年換算保険料	766	850	+11.0%
医療保障・生前給付保障等	152	157	+2.8%
新契約件数(万件)	60.6	62.9	+3.8%

新契約高と新契約件数 (個人保険+個人年金保険)

3月31日に終了した1年間

■ 新契約高(左軸)
— 新契約件数(右軸)



ポイント 新契約高は、変額保険や変額年金の販売好調により、増加しました。新契約年換算保険料は、変額保険および一時払終身保険、変額年金の販売好調により、増加しました。

保有契約高

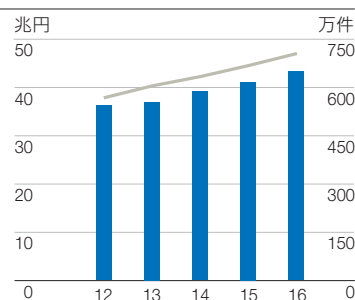
保有契約高とは、個々のお客さまに対してソニー生命が保障している金額の合計額をいいます。

	2015	2016	増減
3月31日現在			億円
保有契約高	¥409,887	¥431,498	+5.3%
個人保険	403,910	422,937	+4.7%
個人年金保険	5,976	8,560	+43.2%
保有契約年換算保険料	7,357	7,813	+6.2%
医療保障・生前給付保障等	1,728	1,797	+4.0%
保有契約件数(万件)	667.2	704.6	+5.6%

保有契約高と保有契約件数 (個人保険+個人年金保険)

3月31日現在

■ 保有契約高(左軸)
— 保有契約件数(右軸)



ポイント 保有契約高は、好調な新契約獲得により、増加しました。ソニー生命の保有契約高(個人保険と個人年金保険の合計)は、開業以来、35年間、順調に伸展を続けています。

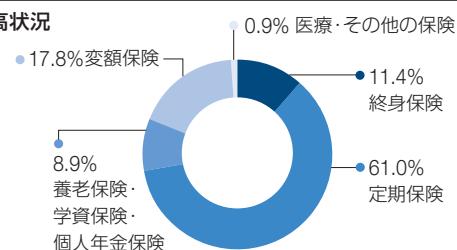
商品の販売状況(構成比)

3月31日に終了した1年間	2015	2016	増減
終身保険	15.0%	11.4%	△3.6pt
定期保険	65.0%	61.0%	△4.0pt
養老保険・学資保険・個人年金保険	8.4%	8.9%	+0.5pt
変額保険	10.4%	17.8%	+7.4pt
医療・その他の保険	1.2%	0.9%	△0.3pt

保険種類別新契約高状況

(個人保険+個人年金保険、保険金額ベース)

2016年3月期



ポイント 2016年3月期における新契約の約9割を死亡保障性商品*が占めています(保険金額ベース)。

*ここでの死亡保障性商品とは、新契約高の合計額から、養老保険・学資保険・個人年金保険、医療保険の新契約高を除いたものを表します。

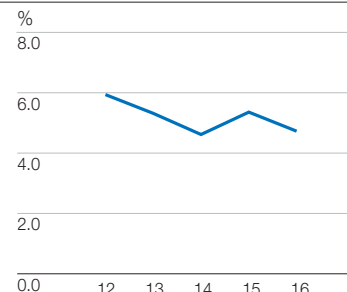
解約・失効率

解約・失効率は、契約高の減額または増額および復活を含めない解約・失効高を年度始の保有契約高で除した率のことです。

3月31日に終了した1年間	2015	2016	増減
解約・失効率	5.35%	4.72%	△0.63pt

ポイント 家族収入保険、生前給付保険において、一部のお客さまが、より合理的な保険商品へ買い替えた影響などがあった前期に比べ、解約・失効率は低下しました。

解約・失効率
(個人保険+個人年金保険、
保険金額ベース)
3月31日に終了した1年間

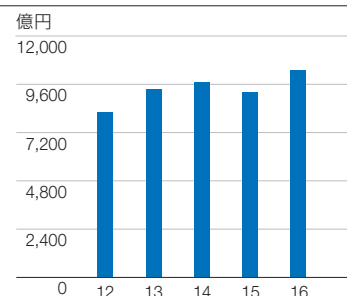


保険料等収入と保険金等支払金

保険料等収入は、契約者から払い込まれた保険料などによる収益で、生命保険会社の収益の大宗をなしています。保険金等支払金は、保険金、給付金、年金、解約返戻金などの保険契約上の支払金をいいます。

3月31日に終了した1年間	2015	2016	増減
保険料等収入	¥9,140	¥10,280	+12.5%
保険金等支払金	3,829	3,633	△5.1%
うち保険金	796	842	+5.9%
うち給付金	631	748	+18.5%
うち年金	112	114	+1.9%
うち解約返戻金	2,231	1,849	△17.1%

保険料等収入
3月31日に終了した1年間



ポイント 保険料等収入は、保有契約高が堅調に推移したことに加え、変額保険や2015年5月発売の新商品「一時払終身保険(無告知型)」の販売好調により、増加しました。

資産運用(一般勘定)

ソニー生命では、ALM (Asset Liability Management、資産・負債の総合管理) の考え方に基づき、保険負債の持つ特性を把握し、それに見合った資産に優先的に投資することを運用方針としています。具体的には、生命保険契約という長期の負債に対して、残存期間の長い超長期の国債を中心に投資することによって、保険負債が持つ金利変動にともなうリスクを適切にコントロールしています。一方、株式などのリスク性の資産については、限定的に投資することとしています。

3月31日現在	2015		2016	
	金額	割合	金額	割合
公社債	¥56,068	86.2%	¥63,511	88.4%
株式	424	0.7%	333	0.5%
外国公社債	1,055	1.6%	701	1.0%
外国株式等	260	0.4%	230	0.3%
金銭の信託	3,132	4.8%	2,809	3.9%
約款貸付	1,623	2.5%	1,716	2.4%
不動産	1,177	1.8%	1,158	1.6%
現預金・コールローン	568	0.9%	525	0.7%
その他	767	1.2%	864	1.2%
合計	¥65,080	100.0%	¥71,850	100.0%

ポイント 2016年3月期も引き続き、超長期債を中心とした運用を行い、金銭の信託で運用されている公社債も含めた実質ベースの公社債比率は、2016年3月末で92.3%となりました。今後も保険負債の持つ金利リスクを適切にコントロールするため、保険料収入などから生じる新たな資金の大半を超長期債に投資していきます。また、日本銀行によるマイナス金利政策導入後の環境下において、超長期の財投機関債や社債への投資も開始しています。

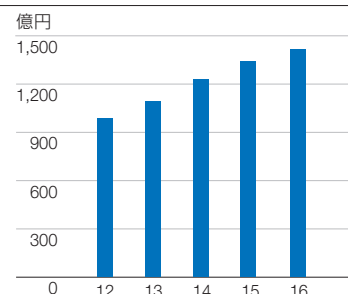
利息及び配当金等収入

利息及び配当金等収入とは、資産運用収益の中心となる収益で、主なものは、預貯金利息、有価証券利息・配当金、不動産賃貸料、貸付金利息などです。

3月31日に終了した1年間	2015	2016	増減
預貯金利息	¥ 0	¥ 0	+219.0%
有価証券利息・配当金	117,276	124,943	+6.5%
うち公社債利息	107,383	115,655	+7.7%
うち株式配当金	464	522	+12.5%
うち外国証券利息配当金	8,998	7,246	△19.5%
貸付金利息	5,921	6,174	+4.3%
不動産賃貸料	10,327	10,261	△0.6%
その他共計	¥133,592	¥141,450	+5.9%

利息及び配当金等収入

3月31日に終了した1年間



有価証券の含み損益

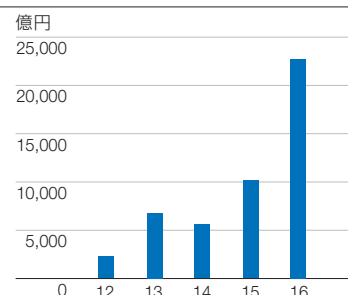
有価証券の含み損益*とは、帳簿価額と時価の差額のことをいいます。時価が帳簿価額を上回る場合、資産を時価で売却すれば売却益が得られることから、さまざまなリスクに対する備えの機能を持っているといえます。有価証券の含み損益の一部は、ソルベンシー・マージン比率 (P37参照) の計算上、分子 (ソルベンシー・マージン総額) に算入されます。

*有価証券の含み損益は、売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるものについて、満期保有目的債券、責任準備金対応債券、その他有価証券の含み損益の合計値を記載しています。また、有価証券の合計額については、金銭の信託内の有価証券を含んでいます。

3月31日現在	2015	2016	増減
一般勘定における有価証券の含み損益	¥10,083	¥22,711	¥+12,628
満期保有目的債券の含み損益	8,394	20,262	+11,867
責任準備金対応債券の含み損益	—	413	+413
その他有価証券の含み損益	1,688	2,036	+347
うち国内公社債の含み損益	1,455	1,860	+404
うち国内株式の含み損益	160	120	△40
うち外国証券の含み損益	69	54	△15

有価証券の含み益

3月31日現在



ポイント 国内金利の大幅な低下にともない、国内公社債を中心に、一般勘定における有価証券の含み損益が増加しました。

(参考) 株式含み益がゼロになる日経平均株価は7,751円、TOPIXは623ポイントです (2016年3月末現在)。

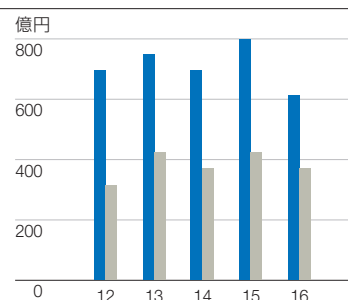
経常収益／経常利益／当期純利益

3月31日に終了した1年間	2015	2016	増減
経常収益	¥12,238	¥12,301	+0.5%
経常利益	796	607	△23.7%
当期純利益	425	370	△12.8%

経常利益と当期純利益

3月31日に終了した1年間

■ 経常利益
■ 当期純利益



ポイント

経常収益：市場環境悪化の影響を受け、特別勘定資産運用益が運用損に転じたものの、好調な新契約獲得により保険料等収入が増加したことや一般勘定の有価証券売却益が増加したことにより、横ばいとなりました。

経常利益：一般勘定の有価証券売却益が増加したものの、変額保険において新契約の増加や市場環境の悪化により、最低保証に係る責任準備金繰入額が大幅に増加したことや、好調な新契約獲得による費用の増加により、減少しました。

当期純利益：経常利益が減少したことにより、減少しました。

基礎利益

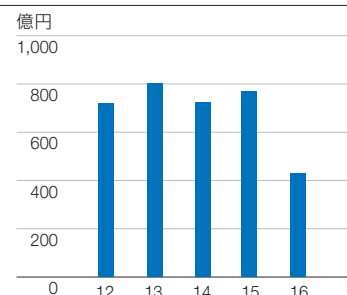
基礎利益とは、1年間の保険本業の収益力を示す指標のひとつです。ここでいう保険本業とは、お客さまからお預かりしている保険料をはじめ、運用収益から保険金・給付金・年金などを支払うこと、また将来の支払いに備えるために責任準備金を積み立て、運用することなどを指します。この基礎利益に有価証券売却損益などのキャピタル損益と臨時損益を加えたものが、損益計算書上の経常利益となります。

(注) ソニー生命をはじめ株式会社の形態をとる生命保険会社の多くは、主に無配当保険を販売しています。一方、相互会社の形態をとる生命保険会社では、ほとんどの商品が有配当保険であり、お預かりする保険料は、契約者配当の財源に相当する割り増しがなされ、基礎収益に計上されるとともに、基礎利益の中に先の契約者配当の財源が含まれています。そのため、同じ規模の株式会社と相互会社とを比較した場合、相互会社の基礎利益は相対的に大きくなります。

	億円		
3月31日に終了した1年間	2015	2016	増減
基礎利益	¥765	¥430	△43.8%

基礎利益

3月31日に終了した1年間



ポイント 順ざや額は増加したものの、変額保険において新契約の増加や市場環境の悪化により、最低保証に係る責任準備金繰入額が大幅に増加したことや、好調な新契約獲得による費用の増加により、基礎利益は減少しました。

経常利益等の明細(基礎利益)

3月31日に終了した1年間	百万円	
基礎利益 (A)	2015	2016
キャピタル収益	¥ 76,505	¥ 43,019
金銭の信託運用益	14,447	27,387
売買目的有価証券運用益	—	7,119
有価証券売却益	479	41
金融派生商品収益	8,899	12,204
為替差益	—	4,768
その他キャピタル収益	5,068	—
キャピタル費用	—	3,253
金銭の信託運用損	6,011	2,951
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	—	—
有価証券評価損	0	—
金融派生商品費用	—	—
為替差損	2,099	—
その他キャピタル費用	—	2,798
キャピタル損益 (B)	3,910	153
キャピタル損益含み基礎利益 (A)+(B)	8,435	24,435
臨時収益	84,940	67,455
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	—
個別貸倒引当金戻入額	—	—
その他臨時収益	—	—
臨時費用	—	—
再保険料	5,275	6,662
危険準備金繰入額	—	—
個別貸倒引当金繰入額	5,035	6,458
特定海外債権引当勘定繰入額	31	5
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	—	—
臨時損益 (C)	207	197
経常利益 (A)+(B)+(C)	△ 5,275	△ 6,662
	¥ 79,665	¥ 60,792

(注) 1. 2016年3月期の基礎利益 (A) の中には、インカム・ゲインに係る金銭の信託運用益4,853百万円及び売買目的有価証券運用益のうち、利息及び配当金等収入57百万円が含まれています。また、その他キャピタル収益には、外貨建商品の為替変動に係る責任準備金等戻入額3,253百万円を、その他キャピタル費用には、投資事業組合の減損損失153百万円を、その他臨時費用には、追加責任準備金繰入額197百万円を記載しています。

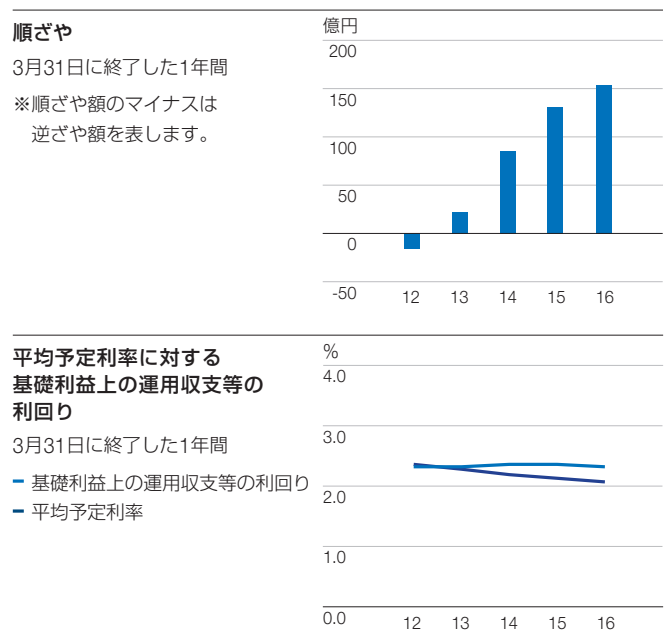
2. 2015年3月期の基礎利益 (A) の中には、インカム・ゲインに係る金銭の信託運用益5,283百万円及び売買目的有価証券運用益のうち、利息及び配当金等収入28百万円が含まれています。また、その他キャピタル費用には、外貨建商品の為替変動に係る責任準備金等繰入額3,693百万円及び投資事業組合の減損損失217百万円の合計額を、その他臨時費用には、追加責任準備金繰入額207百万円を記載しています。

順ざや

生命保険会社は、ご契約者にお支払いいただいた保険料の一部を、将来の保険金などのお支払いに備えて責任準備金として積み立てていますが、この責任準備金は、一定の利率により毎年運用されることを前提としています。この利率のことを「予定利率」といいます。平均予定利率を実際の運用利回りが上回ることを「順ざや」といい、下回ることを「逆ざや」といいます。「逆ざや」は運用環境の悪化などの理由により生じます。

	億円		
3月31日に終了した1年間	2015	2016	増減
順ざや額	¥130	¥153	+17.7%
平均予定利率	2.12%	2.06%	△0.06pt
運用利回り（一般勘定）	2.36%	2.42%	+0.06pt
基礎利益上の運用収支等の利回り	2.35%	2.31%	△0.04pt

ポイント 順ざや額は、新契約の獲得により平均予定利率が低下したことにより、前期から23億円増加の153億円となりました。



順ざや額の計算式

$$\begin{aligned}
 & (\text{基礎利益上の運用収支等の利回り}^*1 - \text{平均予定利率}^*2) \\
 & \quad \times \\
 & \quad \text{一般勘定責任準備金}^*3 \\
 & \quad \parallel \\
 & \quad \text{順ざや額}
 \end{aligned}$$

*1「基礎利益上の運用収支等の利回り」とは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

*2「平均予定利率」とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

*3「一般勘定責任準備金」は、危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金について、以下の方式で算出しています。

$$(\text{期始責任準備金} + \text{期末責任準備金} - \text{予定利息}) \times 1/2$$

不良債権

リスク管理債権の状況

	百万円	
3月31日現在	2015	2016
債権の区分		
破綻先債権	¥—	¥—
延滞債権	—	—
3カ月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	—	—
合計	¥—	¥—

債務者区分に基づいて区分された債権

	百万円	
3月31日現在	2015	2016
債権の区分		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	¥ —	¥ —
危険債権	—	—
要管理債権	—	—
正常債権	165,075	223,255
合計	¥165,075	¥223,255

ポイント ソニー生命の資産査定の状況は以上のとおりで、リスク管理債権（貸付金のうち「返済状況が正常でない債権」）は一切ありません。また、債権を債務者区分に基づいて区分すると、すべて正常債権に分類されます。

2016年3月末のソニー生命の債権の主な内訳は「貸付金」および「貸付有価証券」です。「貸付金残高*」は1,716億円で、全額が回収可能な解約返戻金等を限度とした「保険約款貸付」です。「貸付有価証券」は487億円で、「現金担保付債券貸借取引（債券レボ取引）」の有担保取引において貸し出した債券を計上しています。

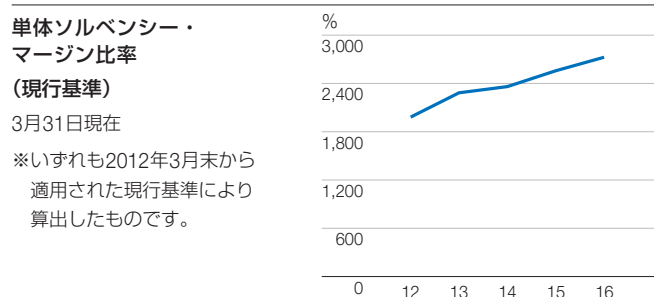
*生命保険会社は、資産運用の一環として貸付を行い、利息収入を得ています。貸付には、お客さまサービスとしての「保険約款貸付」と、保険約款貸付以外の貸付である「一般貸付」があります。この貸付金の総合計額が「貸付金残高」です。

単体ソルベンシー・マージン比率

ソルベンシー・マージンとは、「支払余力」という意味です。生命保険会社は、将来の保険金などの支払いに備えて責任準備金を積み立てているため、通常予想できる範囲のリスクについては十分対応できます。しかし、大災害や株の大暴落など環境の変化によって予想外の出来事が起こる場合があります。そのような通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断する行政監督上の指標のひとつが、ソルベンシー・マージン比率です。

3月31日現在	2015	2016	増減
単体ソルベンシー・マージン比率	2,555.0%	2,722.8%	+167.8pt

ポイント 単体ソルベンシー・マージン比率は、前期末から上昇し、引き続き高い水準を維持しております。



3月31日現在	2015	2016
(A) ソルベンシー・マージン総額	¥1,078,363	¥1,169,875
資本金等	301,193	319,740
価格変動準備金	42,845	44,260
危険準備金	68,707	75,166
一般貸倒引当金	0	0
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	158,917	188,217
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	15,325	20,778
繰延税金資産の不算入額	—	—
配当準備金未割当部分	212	302
税効果相当額	81,201	83,648
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	429,392	470,777
負債性資本調達手段等	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	△ 16,433	△ 31,308
控除項目	△ 3,000	△ 1,707
(B) リスクの合計額 $\sqrt{(R1+R8)^2 + (R2+R3+R7)^2} + R4$	84,411	85,930
保険リスク相当額 (R1)	23,045	23,576
第三分野保険の保険リスク相当額 (R8)	8,422	8,519
予定利率リスク相当額 (R2)	30,138	30,613
最低保証リスク相当額 (R7)	14,373	15,902
資産運用リスク相当額 (R3)	31,493	30,831
経営管理リスク相当額 (R4)	2,149	2,188
(C) ソルベンシー・マージン比率 $[(A) / \{1/2 \times (B)\}] \times 100$	2,555.0%	2,722.8%

(注) 1. 上記の数値は、保険業法施行規則第86条、第87条および平成8年(1996年)大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

2. 最低保証リスク相当額は標準的方式を用いて算出しています。

ソニーライフ・エイゴン生命における個人年金保険の銀行窓口販売

ソニー生命では、日本の少子高齢化の進展による個人年金ニーズに対応するため、オランダのエイゴングループとの折半出資による合弁会社、ソニーライフ・エイゴン生命を設立し、2009年12月より変額個人年金の販売を開始しました。ソニーライフ・エイゴン生命は、ソニー生命のライフプランナーおよび金融機関25社*の提携代理店を通じて、老後に向けた資産形成ニーズに応える個人年金保険のラインアップを提供しています。* 2016年7月1日現在

3月31日に終了した1年間	2015	2016	増減	3月31日現在	2015	2016	増減
新契約件数(件)	26,834	11,851	△55.8%	保有契約件数(件)	63,593	73,403	+15.4%
新契約高(百万円)	¥163,254	¥71,593	△56.1%	保有契約高(百万円)	¥390,423	¥444,280	+13.8%

ポイント 新契約高は前年同期に比べ減少しました。

損害保険事業

事業概況

事業を取巻く環境

ソニー損保の主力商品である自動車保険は、国内の損害保険市場で最も構成比の大きい保険種目で、業界全体の保険料収入の約半分を占めています。また、日本の自動車保険市場の保険料収入の約9割*は、代理店経由の販売が主体の大手損害保険会社（以下、「大手社」）によるものです。

2016年3月期の業界全体の自動車保険の保険料収入は、各社のこれまでの保険料改定の効果などから、前期を上回る結果となりました。収益面においても、新ノンフリート等級制度導入による保険金請求の抑制などもあり、大手社を中心に改善傾向が続いています。

しかしながら、将来的な国内の自動車保有台数は人口減少や若年層の車離れなどにより漸減する見通しであり、市場環境は厳しい状況といえます。加えて、昨今は複数の保険会社がテレマティクス保険の研究・導入を進めていることや、将来の自動運転車の実用化に向けた官民の取組みが加速していることなど、自動車保険を取巻く環境自体がこれまでにないスピードで大きく変化することも予想されます。

こうした環境において、ソニー損保を含むダイレクト型損害保険会社（以下、「ダイレクト保険会社」）は、大手社と比較して割安な保険料体系がお客さまに支持され、各社の積極的な広

告活動による認知度の高まりもあって保険料収入は順調に増加しており、ダイレクト保険会社全体の自動車保険市場におけるシェアは年々拡大しています。今後もお客さまの低価格志向は続く予想されるため、ダイレクト保険会社全体の市場シェアのさらなる拡大が見込まれます。一方でダイレクト保険会社各社においても、新規参入社を中心に低価格戦略や広告投資の増加などが続いており、ダイレクト保険会社間の競争もより一層厳しくなることが予想されます。

*（出所）各社の公表資料などによりソニー損保調べ

ソニー損保の取組み

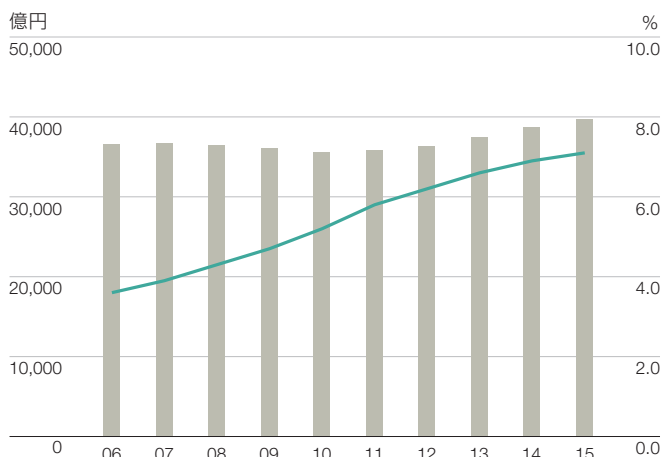
ソニー損保は、ダイレクト自動車保険市場において、2003年3月期に元受正味保険料No.1**となって以来、日本国内のダイレクト自動車保険市場をリードする会社として存在感を強めてきました。2016年3月期も保険料収入が順調に増加し、収益も拡大しています。

当期は、各顧客接点におけるCX（カスタマーエクスペリエンス）向上に重点的に取り組みました。電話におけるCX向上の取組みとして、お客さまのお問い合わせ対応や契約手続きなど幅広いカスタマーサポート業務の一層の品質向上を目的に、熊本県に設置したソニー損保3カ所目のコンタクトセンターで

自動車保険市場と主なダイレクト保険会社のシェア

3月31日に終了した1年間

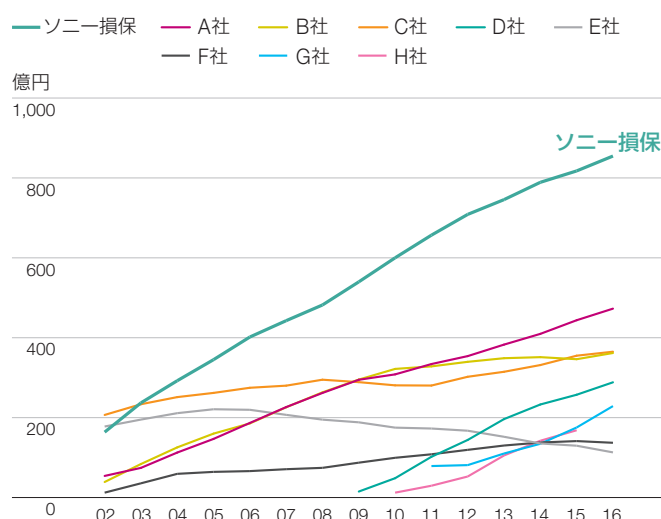
■ 元受正味保険料（損害保険会社全社合計値で、自動車保険市場と示す。）（左軸）
— 主なダイレクト保険会社のシェア（右軸）



* グラフは、各社の公表資料などからソニー損保が作成。

主なダイレクト保険会社の自動車保険元受正味保険料の推移

3月31日に終了した1年間



* グラフは、各社の公表資料などからソニー損保が作成。

2016年3月期については、2016年6月14日までに公表された数値を表示しています。



の業務を開始しました。また、利用が増えているスマートフォン向けに無料アプリ『トラブルナビ』の機能を強化することで、お客さまの利便性のさらなる向上を図りました。

今後も、ソニー損保の特長である合理性や先進性、独自性をさらに追求するとともに、成長の原動力である商品やサービス

の顧客価値を高め、一層多くのお客さまからの信頼と支持を得られるよう取組んでいきます。

** 2003年3月期時点で自動車保険を主にダイレクトで販売している損害保険会社の自動車保険料収入より（ソニー損保調べ）

直近のトピックス

2015年10月：

先進医療保険金の医療機関あて直接支払サービスの開始

技術料が全額自己負担となる先進医療の中でも、特に高額となる「陽子線治療」および「重粒子線治療」について、ソニー損保から医療機関に直接保険金を支払うサービスを開始しました。

先進医療保険は、先進医療による治療を受けた場合に、技術料と同額を通算2,000万円まで保障するものですが、お客さまに技術料を一時的に立て替えていただく必要があります。同サービスをご利用いただければ、陽子線治療および重粒子線治療については、お客さまの一時的な経済的負担を軽減することができます。

* 先進医療は、公的医療保険が適用されていない新しい治療法のうち、厚生労働大臣が公的医療保険診療との併用を認めた医療技術で、技術料は全額自己負担となります。

2016年1月：

『トラブルナビ』のロードサービス呼び出し機能を強化

万一の車の事故や故障などのトラブル時にその場で的確な行動をナビゲートするスマートフォン向けアプリ『トラブルナビ』*の

機能を強化し、電話でロードサービスを呼び出すときに、トラブル現場の位置情報やトラブル箇所の写真などのデータを送信できるようにしました。

同機能を使用することにより、お客さまが電話で説明する負担を減らせるほか、口頭での説明で生じがちな曖昧さが解消され、より正確かつスムーズなロードサービス出動が可能になりました。

* ロードサービスは、電話で呼び出すほか、『トラブルナビ』（アプリ）からGPS機能を利用することで通話せずに呼び出すことも可能です。なお、『トラブルナビ』はソニー損保の契約者に限らずだれでもダウンロードできますが、『今ここGPS』や『今どこレーダー』など、一部の機能は、ソニー損保のご契約者のみ利用できます。



業績分析

SFHの損害保険事業は、SFHの100%子会社であるソニー損保から構成されています。

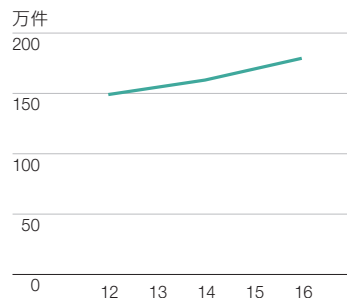
以下では、SFHの損害保険事業を構成しているソニー損保の単体業績についてご説明します。

保有契約件数

	2015	2016	万件 増減
3月31日現在			
保有契約件数 (自動車保険+ガン重点医療保険)	170	179	+5.8%

ポイント 保有契約件数は、主力の自動車保険を中心に増加しました。

保有契約件数
(自動車保険+
ガン重点医療保険)
3月31日現在



正味収入保険料

正味収入保険料とは損害保険会社の最終的な売上を示すものとして一般的に使用されているもので、ご契約者からお預かりした保険料(元受正味保険料)から、再保険料を加減(受再正味保険料を加え、出再正味保険料を控除)した額をいいます。

	2015	2016	億円 増減
3月31日に終了した1年間			
正味収入保険料	¥917	¥955	+4.2%
自動車保険	813	851	+4.6%
傷害保険*	88	89	+1.2%
その他(火災+海上+自賠責)	14	14	△1.3%

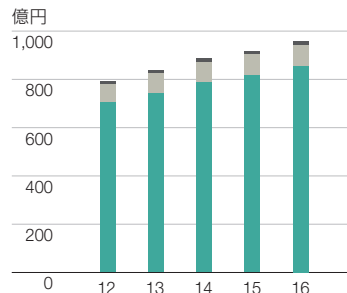
* ガン重点医療保険を含む

ポイント 正味収入保険料は、主力の自動車保険を中心に増加しました。

正味収入保険料

3月31日に終了した1年間

■ 自動車保険
■ 傷害保険
■ その他
(火災+海上+自賠責)



正味損害率

正味損害率とは、保険金としてお支払いした額(正味支払保険金)と損害調査に要した費用(損害調査費)の合計額の、正味収入保険料に対する割合をいいます。

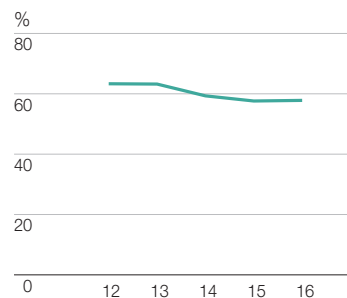
	2015	2016	増減
3月31日に終了した1年間			
正味損害率	57.6%	57.8%	+0.2pt
自動車保険における正味損害率	60.2%	60.1%	△0.1pt
傷害保険*における正味損害率	28.7%	30.5%	+1.8pt

* ガン重点医療保険を含む

ポイント 正味損害率は、自動車保険の事故率が低位安定していたことから、ほぼ横ばいとなりました。

正味損害率

3月31日に終了した1年間

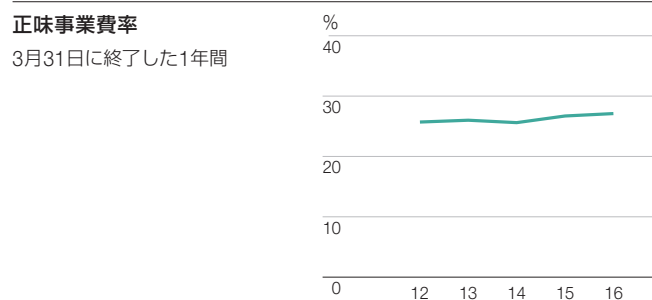


正味事業費率

正味事業費率とは、保険の募集や維持管理のために使用した費用の、正味収入保険料に対する割合をいいます。これらの費用の中には会社運営に係る費用や新商品の開発費用なども含まれています。

3月31日に終了した1年間	2015	2016	増減
正味事業費率	26.7%	27.1%	+0.4pt
コンバインド・レシオ (正味損害率+正味事業費率)	84.3%	84.8%	+0.5pt

ポイント 正味事業費率は、主に広告宣伝費の増加により、上昇しました。

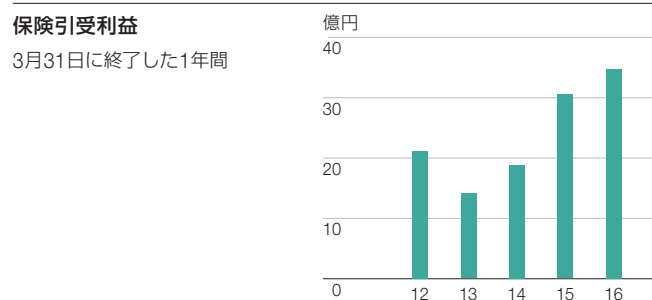


保険引受利益

保険引受利益とは、保険の引受けに関して、どれだけの利益を出しているかを示すものです。保険引受収益（正味収入保険料など）から、保険引受費用（正味支払保険金や損害調査費など）と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支（自賠責保険などに係る法人税相当額など）を加減して計算されます。

3月31日に終了した1年間	2015	2016	増減 億円
保険引受利益	¥30	¥34	+14.0%

ポイント 保険引受利益は、正味収入保険料の増加に加え、事故率の低下にともない支払備金繰入額が減少したことにより、増加しました。



経常収益／経常利益／当期純利益

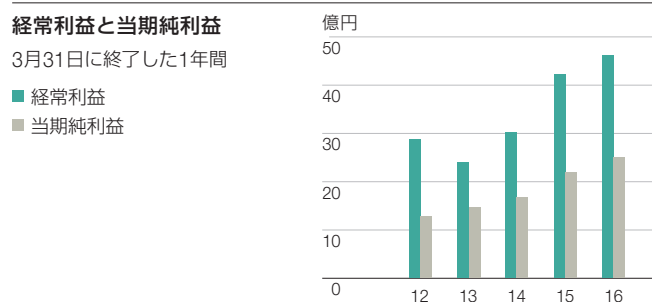
3月31日に終了した1年間	2015	2016	増減 億円
経常収益	¥930	¥969	+4.2%
経常利益	42	46	+11.2%
当期純利益	22	25	+15.8%

ポイント

経常収益：主力の自動車保険を中心に正味収入保険料が増加したことから、増加しました。

経常利益：経常収益の増加に加え、自動車保険の事故率の低下にともない支払備金繰入額が減少したことにより、増加しました。

当期純利益：経常利益が増加したことにより、増加しました。



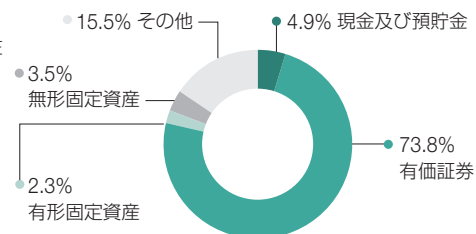
総資産の構成／運用方針

ソニー損保の運用方針は、市場環境、資産運用リスクなどを勘案したうえで、中長期的に安定した運用収益を確保するため、主に円貨建債券による運用を行うことを基本としています。

	億円		
3月31日現在	2015	2016	増減
総資産	¥1,579	¥1,723	+9.1%
現金及び預貯金	107	83	△21.9%
有価証券	1,118	1,272	+13.8%
有形固定資産	35	40	+13.7%
無形固定資産	70	59	△15.5%
その他	247	266	+7.8%

総資産の構成

2016年3月31日現在
1,723億円



不良債権

ソニー損保の資産査定の状況は、以下のとおり健全です。

リスク管理債権の状況

	百万円	
3月31日現在	2015	2016
債権の区分		
破綻先債権	¥—	¥—
延滞債権	—	—
3カ月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	—	—
合計	¥—	¥—

債務者区分に基づいて区分された債権

	百万円	
3月31日現在	2015	2016
債権の区分		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	¥—	¥—
危険債権	—	—
要管理債権	—	—
正常債権	—	—
合計	¥—	¥—

単体ソルベンシー・マージン比率

単体ソルベンシー・マージン比率は、損害保険会社にとって、保険金などの支払い能力を示す重要な指標です。

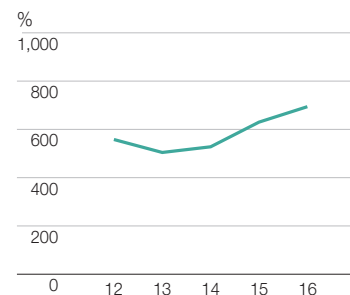
3月31日現在	2015	2016	増減
単体ソルベンシー・マージン比率	629.6%	693.5%	+63.9pt

ポイント 前年度末に比べ大きく増加しました。引き続き健全な水準を維持しています。

単体ソルベンシー・マージン比率 (現行基準)

3月31日現在

※いずれも2012年3月末から適用された現行基準により算出したものです。



3月31日現在	2015	2016
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	¥36,650	¥42,701
資本金または基金等	23,389	24,682
価格変動準備金	124	149
危険準備金	82	91
異常危険準備金	11,344	14,363
一般貸倒引当金	—	—
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益 (税効果控除前)	1,709	2,910
土地の含み損益	—	—
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	—	502
(B) 単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4)^2} + R_5 + R_6$	11,641	12,313
一般保険リスク (R ₁)	10,465	10,906
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	—	—
予定利率リスク (R ₃)	86	96
資産運用リスク (R ₄)	1,101	1,416
経営管理リスク (R ₅)	371	269
巨大災害リスク (R ₆)	737	1,033
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) x 1/2}] x 100	629.6%	693.5%

(注)「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)および第87条(単体リスク)ならびに平成8年(1996年)大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

なお、2015年3月期の比率は、平成28年(2016年)内閣府令第16号及び平成28年(2016年)金融庁告示第10号の改正内容を反映する前の規定に基づいて算出されており、「(A) 単体ソルベンシー・マージン総額」の「その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益 (税効果控除前)」は、その他有価証券評価差額金 (税効果控除前)の金額を記載しています。

銀行事業

事業概況

事業を取巻く環境

日本の個人金融資産は、約1,700兆円*にのぼり、世界第2位の規模となっています。資産の内訳は過半が現金・預金であり、他の先進国と比較しても多くを占めています。少子高齢化の加速やお客さまのライフスタイルやニーズの変化にともない、この個人金融資産の運用ニーズは多様化し、インターネット専門銀行が、そのコスト競争力とサービスの利便性を背景に成長してきました。

インターネット専門銀行の預金残高の個人金融マーケット全体に占める割合は1%強**といまだ小さく、スマートフォンやタブレットなどが急速に浸透する背景もあり、今後の業容の拡大余地は大きいと思われます。しかし、2013年4月から継続・強化されている日銀による異次元金融緩和を受けて超低金利が続く、さらに2016年1月には日本銀行がマイナス金利政策の導入を決定したことで、銀行間の金利競争はますます激化しています。特に、外貨預金や住宅ローンの獲得競争は一層厳しさを増すと見込まれます。

* (出所) 日本銀行「資金循環統計」

** (出所) 日本銀行「預金・貸出関連統計」および各社開示情報に基づき作成。
信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合などは含まない。

ソニー銀行の取組み

ソニー銀行では、高い顧客満足度を強みに、住宅ローンと外貨ビジネスに注力してきました。

日本の住宅ローン市場においては、2016年3月期は資材や人件費の上昇にともなう都市部での価格高騰などを受け新築供給戸数が減少傾向となったものの、住宅ローン金利が史上最低水準に低下したこともあり、住宅ローン残高は堅調に推移しました。一方で、金利水準の低迷により、銀行間の住宅ローン金利引き下げ競争は激化しています。このような環境下においてもソニー銀行の住宅ローン残高は着実に増加しており、今後も商品性の改善や販売チャネルの強化などを通じて業容を拡大します。

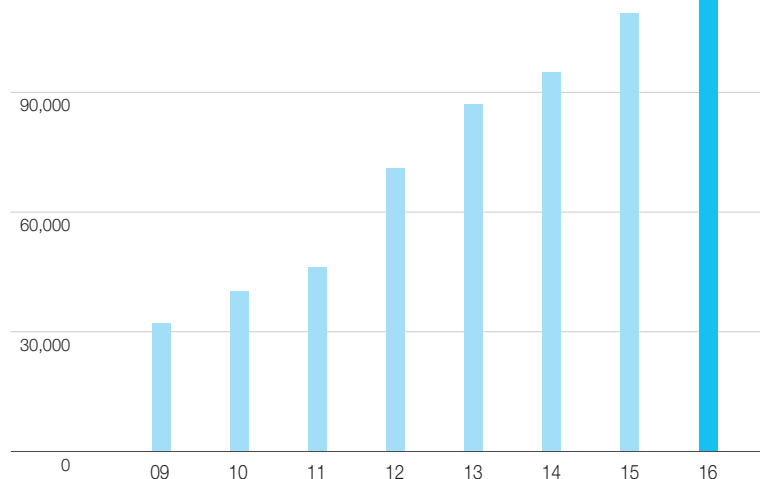
外貨ビジネスにおいては、ソニー銀行は外貨預金を中心に合理的な料率と利便性の高いサービスで取引高を伸ばしてきました。ソニー銀行の外貨預金残高は、国内銀行の個人外貨預金全体の7% (2016年3月末現在) を占め、大手銀行に次ぐ規模となっています。さらに、多通貨デビット機能付きキャッシュカード『Sony Bank WALLET』の導入により、決済機能も強化し、顧客基盤を拡大していきます。

国内のインターネット専門銀行預金残高

3月31日現在

億円

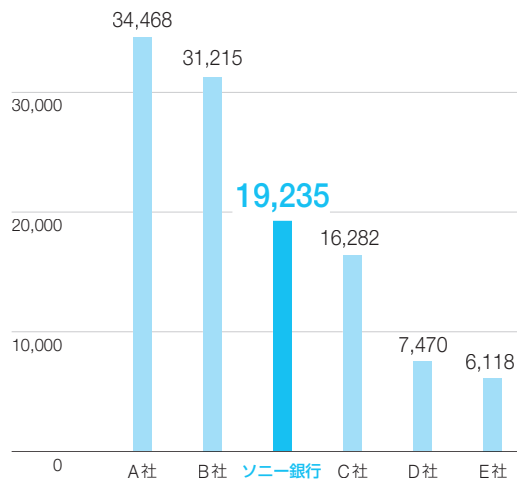
120,000



国内のインターネット専門銀行 6 行の預金残高

億円

40,000



(出所) 各社公表資料に基づき当社作成



直近のトピックス

2015年7月:

新カードローンの取扱いを開始

インターネットで契約手続きが完結する新たなカードローンの取扱いを開始しました。下限金利を業界最低水準の年2.5%、利用限度額を最大800万円に設定した、お客さまのより幅広い資金ニーズに応えるカードローンです。申込みは24時間パソコンやスマートフォンから可能で、手続きも申込書や契約書の準備が不要でインターネットで完結します。

2016年1月:

『Sony Bank WALLET』サービス開始

ソニー銀行のキャッシュカードと世界中で使えるVisaデビットが一体となったカード『Sony Bank WALLET』のサービスを開始しました。

デビット機能としては日本円・米ドル・ユーロなど11通貨に対応し、1枚で世界200以上の国と地域でショッピングに利用できるほか、海外ATMから現地通貨を引き出せます。円の利用金額は円普通預金から、外貨の利用金額は該当する外貨普通預金から原則即時に引き落としとなるため、ソニー銀行で貯めた外貨をそのまま使うことが可能です。外貨残高が不足している場合でも、ソニー銀行の為替レート（TTS）で

不足金額相当分を円普通預金から自動的に充当することによりスムーズな取引が可能です。

2016年4月にはAndroid版『Sony Bank WALLET アプリ』の提供も開始しました。これは、円普通預金および外貨普通預金の残高や、『Sony Bank WALLET』の外貨利用可能額（参考額）を、1ステップですぐに確認できるスマートフォン向けサービスです。ショッピングやATMなどの取引履歴を通貨ごとに確認することも可能です。



業績分析

SFHの銀行事業は、SFHの100%子会社であるソニー銀行、ソニー銀行の57%出資子会社であるソニーペイメントサービスおよびソニーペイメントサービスの100%子会社であるSmartLink Network Hong Kong Limitedから構成されています。

銀行事業連結

連結経常収益／連結経常利益／親会社株主に帰属する当期純利益

	億円		
3月31日に終了した1年間	2015	2016	増減
連結経常収益	¥384	¥379	△1.3%
連結経常利益	73	59	△18.3%
親会社株主に帰属する当期純利益	45	39	△14.8%

ポイント

連結経常収益：住宅ローンに係る収益は増加したものの、債券売却益が減少したことなどにより、減少しました。

連結経常利益：連結経常収益の減少に加え、営業経費が増加したことにより、減少しました。

親会社株主に帰属する当期純利益：連結経常利益が減少したことにより、減少しました。

銀行事業単体

以下では、SFHの銀行事業の大宗を占めるソニー銀行の単体業績についてご説明します。

業務粗利益

銀行本来の業務の収支である「資金運用収支」、「役務取引等収支」、「特定取引収支」および「その他業務収支」の4つの合計が業務粗利益です。一般企業の場合における粗利益（売上－売上原価）に相当するもので、銀行が本来の業務でどのくらいの利益を上げているかを表します。

資金運用収支は、貸出金利息および有価証券利息などの運用収入と、預金利息などの調達コストの収支をいいます。ソニー銀行は、お客さまからお預かりした預金を、住宅ローンを中心とした貸出や有価証券で運用しています。

役務取引等収支は、住宅ローンに係る手数料、証券関連手数料や受入為替手数料などの手数料収入と、ATM利用手数料や為替手数料などの手数料支払いとの収支です。

その他業務収支には、資金運用収支や役務取引等収支に含まれない、外国為替売買損益や国債等債券売買損益、金融派生商品収支（有価証券などのヘッジ目的で保有しているスワップなど金融派生商品に係る損益）が含まれています。

	億円		
3月31日に終了した1年間	2015	2016	増減
業務粗利益	¥225	¥216	△3.9%
資金運用収支	166	165	△0.8%
役務取引等収支	0	1	+448.7%
その他業務収支	58	50	△14.6%

ポイント

資金運用収支：有価証券利息配当金が減少したことから、減少しました。

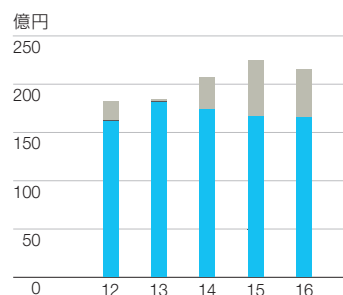
役務取引等収支：住宅ローンに係る手数料収入が増加したことから、改善しました。

その他業務収支：債券売却益が減少したことから、減少しました。

業務粗利益

3月31日に終了した1年間

- 資金運用収支
- 役務取引等収支
- その他業務収支



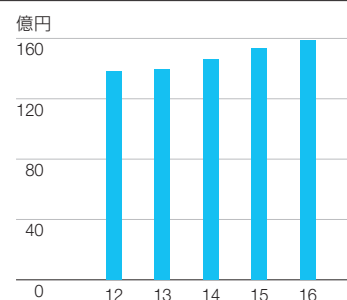
営業経費

	億円		
3月31日に終了した1年間	2015	2016	増減
営業経費	¥153	¥159	+4.2%

ポイント 2015年7月に取扱いを開始したカードローン事業への先行投資に係る広告宣伝費の増加により、増加しました。

営業経費

3月31日に終了した1年間



経常収益／経常利益／当期純利益

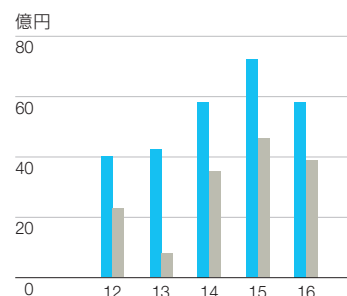
	億円		
3月31日に終了した1年間	2015	2016	増減
経常収益	¥357	¥348	△2.3%
経常利益	72	58	△19.8%
当期純利益	46	39	△15.6%

ポイント 連結業績と同様の要因により、経常収益、経常利益、当期純利益とも減少しました。

経常利益と当期純利益

3月31日に終了した1年間

■ 経常利益
■ 当期純利益



口座数

	万件		
3月31日現在	2015	2016	増減
口座数	105	113	+7.3%

ポイント 2016年1月にサービスを開始した『Sony Bank WALLET』の普及効果もあり、口座数は増加しました。

預かり資産残高(預金と投資信託の合計)

	億円		
3月31日現在	2015	2016	増減
預かり資産残高 (預金と投資信託の合計)	¥20,079	¥20,344	+1.3%

	億円		
3月31日現在	2015	2016	増減
預金残高	¥18,782	¥19,235	+2.4%
円預金	15,510	15,879	+2.4%
外貨預金	3,272	3,355	+2.5%
投資信託残高	1,296	1,109	△14.4%

ポイント

円預金：2016年3月期下期において特別金利を提示した定期預金残高が伸び、増加しました。

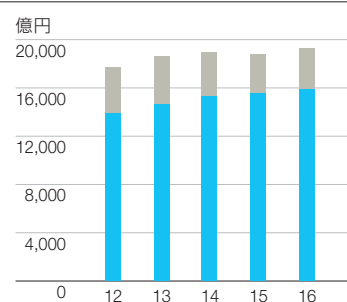
外貨預金：円安の一巡で外貨購入が進み、増加しました。

投資信託：基準価額下落の影響や2016年1月からの税制改正を前にした外貨MMFの売却を受け、減少しました。

預金残高

3月31日現在

■ 円預金
■ 外貨預金



貸出金残高

	2015	2016	億円 増減
3月31日現在 貸出金残高	¥11,871	¥13,441	+13.2%
住宅ローン	10,743	12,371	+15.1%
その他	1,128	1,070	△5.1%

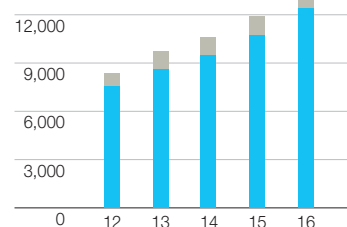
ポイント 年間の実行金額が過去最高を更新するなど住宅ローンが好調に推移したため、貸出金残高は増加しました。なお、その他の残高には、法人融資、カードローンおよび目的別ローンが含まれています。法人融資残高は、2016年3月末で964億円です。

貸出金残高

3月31日現在

■ 住宅ローン
■ その他

億円
15,000
12,000
9,000
6,000
3,000
0



有価証券残高

有価証券の運用は、国債を中心に金利リスクをとった運用と、投資適格の事業債を中心に信用リスクをとった運用を行っています。

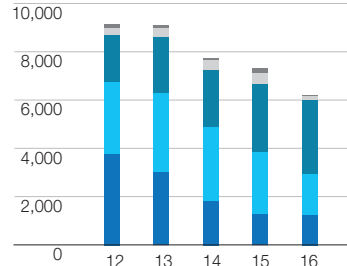
	2015	2016	億円 増減
3月31日現在 有価証券残高	¥7,300	¥6,209	△14.9%
国債	828	814	△1.7%
地方債	566	378	△33.3%
社債	1,077	646	△40.0%
株式	20	20	0.0%
外国証券	4,761	4,310	△9.5%
その他の証券	45	39	△12.7%

有価証券残高 (格付け別)

3月31日現在

■ AAA
■ AA
■ A
■ BBB
■ その他

億円
10,000
8,000
6,000
4,000
2,000
0



ポイント 保有する有価証券の格付けは、AA格以上が全体の47.0%を占めています。なお、株式に計上している20億円は、ソニーペイメントサービスへの出資金です。

*格付けについては、ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ (S&P)、格付投資情報センター (R&I)、日本格付研究所 (JCR)、フィッチ・レーティングス (Fitch) の5社の格付けをもとに、バーゼルⅢ標準的手法の基準により分類しています。

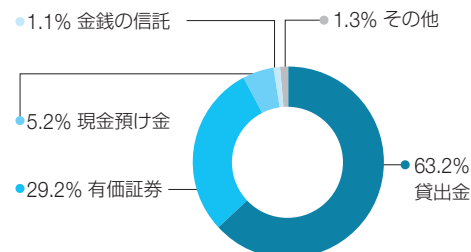
総資産の構成

	2015	2016	億円 増減
3月31日現在 総資産	¥20,625	¥21,265	+3.1%
貸出金	11,871	13,441	+13.2%
有価証券	7,300	6,209	△14.9%
現金預け金	969	1,106	+14.1%
金銭の信託	235	230	△2.4%
コールローン	60	—	—

ポイント 有価証券残高は減少したものの、貸出金残高が増加し、総資産は増加しました。

総資産の構成

2016年3月末
21,265億円



単体自己資本比率

自己資本比率は、銀行の健全性を示す重要な指標です。なお、2014年3月末より、バーゼルⅢベースへ移行しています。*

3月31日現在	2015	2016	増減
単体自己資本比率(国内基準)	10.65%	9.89%	△0.76pt

* バーゼルⅢの適用については、下記の注記をご参照ください。

ポイント 引き続き健全な財務基盤を維持しています。

単体自己資本比率 (国内基準)

3月31日現在

%

15.0

12.0

9.0

6.0

3.0

0.0

12

13

14

15

16

ソニー銀行の単体自己資本比率(国内基準)

3月31日現在	2015		2016	
	経過措置 による 不算入額		経過措置 による 不算入額	
コア資本に係る基礎項目				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	¥72,715		¥74,668	
うち、資本金及び資本剰余金の額	52,000		52,000	
うち、利益剰余金の額	20,715		24,627	
うち、社外流出予定額(△)	—		1,959	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	595		512	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	595		512	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	18,000		16,000	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	91,310		91,180	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く)の額の合計額	397	¥1,588	899	¥1,349
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	397	1,588	899	1,349
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	397		899	
自己資本				
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	90,913		90,280	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	813,951		872,034	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 35,339		△ 23,660	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く)	1,588		1,349	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 36,928		△ 25,009	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	39,250		40,094	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	853,202		912,128	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ) / (ニ)) (%)	10.65		9.89	

(注)「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年(2006年)金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、単体ベースについて算出しております。なお、ソニー銀行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。平成25年(2013年)金融庁告示第6号および平成26年(2014年)金融庁告示第7号を適用しております。

不良債権

個人向け貸出については小口分散を図るとともに、所定の与信審査基準などに則った審査ならびに貸出後の管理を実施しています。法人向け貸出については、信用度に応じて与信上限枠を設け、特定の債務者向け与信に偏重しない運用基準とするほか、営業部門とは独立した審査部門による審査、さらには審議機関での議論を経て融資実行する態勢としており、厳格な管理・審査体制を敷いています。

リスク管理債権の状況

	百万円	
3月31日現在	2015	2016
債権の区分		
破綻先債権	¥ 207	¥ 285
延滞債権	1,430	1,332
3カ月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	1,715	1,443
合計	¥3,353	¥3,061

金融再生法に基づく資産査定額

	百万円	
3月31日現在	2015	2016
債権の区分		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	¥ 744	¥ 732
危険債権	899	890
要管理債権	1,716	1,443
正常債権	1,186,701	1,342,916
合計	¥1,190,062	¥1,345,983

ポイント 不良債権に関する各数値は、引き続き低い水準を維持しています。

不良債権比率^{*}(金融再生法開示債権ベース)

3月31日現在	2015	2016	増減
不良債権比率	0.28%	0.23%	△0.05pt

^{*} 不良債権(金融再生法開示債権)／総与信額

持続可能な
社会の実現に向けて

コーポレートガバナンス

CSR

持続可能な社会の実現に向けて

取締役・監査役紹介

(2016年7月1日現在)



取締役

6.

9.

2.

3.

1.

4.

5.

取締役会長

い はら かつ み

1. 井原 勝美

ソニー生命保険(株) 取締役会長

代表取締役社長

い し い しげる

2. 石井 茂

ソニー生命保険(株) 取締役
ソニー損害保険(株) 取締役
ソニー銀行(株) 取締役

専務取締役

すみもと ゆういちろう

3. 住本 雄一郎

ソニー生命保険(株) 取締役
ソニー損害保険(株) 取締役
ソニー銀行(株) 取締役

常務取締役

きよ みや ひろあき

4. 清宮 裕晶

ソニー生命保険(株) 取締役
執行役員常務
ソニー損害保険(株) 取締役
ソニー銀行(株) 取締役
ソニー・ライフケア(株) 取締役

取締役

はぎもと とも お

5. 萩本 友男

ソニー生命保険(株) 代表取締役社長

い とう ゆたか

6. 伊藤 裕

ソニー銀行(株) 代表取締役社長

に わ あつ お

7. 丹羽 淳雄

ソニー損害保険(株) 代表取締役社長

かん べ し ろう

8. 神戸 司郎

ソニー(株) 執行役 EVP^(注2)

(注) 1. 主な兼職を氏名の下に記載しています。

2. EVPはエグゼクティブ・バイス・プレジデントの略です。

3. 山本功氏、国谷史朗氏は、東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」です。



8.

7.

10.

取締役(社外役員)

やま もと いさお

9. 山本 功 (注3)

起業投資(株) 代表取締役
ビルコム(株) 取締役

くに や しろう

10. 国谷 史朗 (注3)

弁護士法人大江橋法律事務所
代表社員



監査役

11.

13.

12.

常勤監査役(社外役員)

11. 早瀬 保行

ソニー生命保険(株) 監査役
ソニー損害保険(株) 監査役
ソニー銀行(株) 監査役

監査役(社外役員)

12. 牧山 嘉道

北村・牧山法律事務所 パートナー

監査役

13. 是永 浩利

ソニーコーポレートサービス(株)
執行役員
グローバル経理センター センター長

社長・社外取締役対談：
ソニーフィナンシャルホールディングスの
コーポレートガバナンスについて

多角的な視点に基づく議論を
醸成する風土が、
お客さまの今と未来を
さまざまな角度からサポートする
金融グループの実現に向けた礎となる



社外取締役
山本 功

ソニーフィナンシャルホールディングスのコーポレートガバナンスについて、当社代表取締役社長の石井茂と、当社社外取締役である山本功氏および国谷史朗氏が意見を交わしました。(2016年5月対談実施)

企業価値の最大化、そのための攻めと守りのガバナンス

石井： 取締役会では、意思決定はもちろんですが、社外取締役のお二人を含め率直に意見を言い合い、議論するプロセスが非常に重要だと考えています。お二人は、SFHの取締役会についてどのような印象をお持ちですか。

山本： 2011年に初めて取締役会に参加したときは、とてもオープンにディスカッションが展開されているな、と感じました。ガバナンスにおいてまず大切なことは情報の流通性ですが、SFHにはすでにそれがあり、取締役会、経営会議ともに、聞きたいことが聞ける、言いたいことが言える雰囲気でした。

国谷： 私も取締役会の席に座った瞬間から自由に話ができると感じましたね。役員は、社内、社外の区別もなく、グループ会社出身の方も遠慮なく話しておられ、他社と比べても非常に話しやすい会社という印象をもちました。親会社であるソニー株式会社（以下、ソニー）との関係についても、日頃はその存在を意識することなく役員の職務を遂行できています。

山本： 一方で、親子上場会社の子会社であるSFHでは、4割の少数株主の利益を棄損しないという観点は重要です。少数株主の立場に立ったらどう見えるか、そこは意識しながら議論に参加しています。

石井： SFHは、ソニーが60%の株式を保有していますが、経営に関しては独立性が確保されています。ソニーとの距離感はバランスが極めて重要だと思っています。

いずれにせよ、私はステークホルダー間の利害の相違を解消する最大のポイントは、企業価値の最大化にあると認識しています。これを実現するためには攻めと守りのガバナンスが不可欠であり、お二人にはそのような観点からのアドバイスを期待しています。

山本： 攻めと守りでいえば、投資銀行出身者の私はどちらかというところ攻めのタイプです。会議では、こう攻めるべきではないか、新しいことができるのではないかとという観点で質問を投じています。重要なのは良いリスクテイクかどうかということですが、SFHには、常にそれを見極める視点があると思います。リスクのとり方は会社の業態や置かれている状況によって異なりますが、SFHには生命保険事業、損害保険事業だけではなく銀行事業もあるので、どちらかといえば保守的な会社だと思います。しかし、そのような中でも良いリスクであればとっていくことが重要であると考えています。



代表取締役社長

石井 茂

社外取締役

国谷 史朗

国谷: 私は企業法務を専門とする弁護士ですので、山本さんが攻めだとすれば、私は守りの役割が期待されていると認識しています。ガバナンス、コンプライアンスに関して大きなリスクが発生し、社会から批判されることがないように、また、仮に批判を受けても十分に説明できるよう、意識して職務を果たしています。

一方で私も事業提携や投資などにも携わっていますので、守るだけではなく、攻めるべきところは攻め、最適なリスクテイキングをしながら法令を遵守する、その線引きを意識して発言しています。

指名諮問委員会について

山本: 昨年12月に指名諮問委員会が発足しましたが、どのようなマネジメント層を作っていくかは非常に重要な議題です。FinTech*の登場など、事業環境に大きな変化が生じている中で、当委員会は、SFHをどのような会社にしていくのかという戦略に基づき、どのような人材が必要なのかを議論し、また、それに対する継続的なレビューを行う機能を担っています。

石井: 指名諮問委員会の仕事の第一弾が私の指名であったと思います。当委員会は指名をして終わるのではなく、ほかにもうひとつの重要な役割があり、それが年に1回、私のパフォーマンスを説明し、レビューをいただくことであると理解しています。取締役の任期は1年で株主総会で判断していただくことになりましたが、それ以前にレビューの結果が良くなければそこでふるいにかかること

になります。当委員会は、私たちに緊張関係を与えてくれるのだと認識しています。

国谷: マネジメント候補者の選定は重要な課題であり、今回の社長を含めた役員構成については私も意見しました。例えば、グループの中でどういう専門性を持った方が候補として上がってくるのか、グループ外部の方も候補者とする視点はあるのか、関心がありました。最終的に今回の選任は、ご経験、ご専門などさまざまな観点から見て妥当だと思いました。

※FinTech(フィンテック)とは、FinanceとTechnologyを組み合わせた造語で、ITを活用して金融、決済、財務サービスなどにもたらされるイノベーションを指す。

日本銀行によるマイナス金利政策導入に直面して

国谷: 2013年に取締役になって以来、会社は安定し、業績も順調に伸びてきました。しかし、今回の日本銀行によるマイナス金利政策導入後の環境は、私が見る限りでは初めて厳しい環境下におかれたケースだと思います。

石井: 2016年1月末に日本銀行によるマイナス金利政策の導入の決定があったので、2週間後に開催された取締役会で議論をお願いしました。まず、やるべきことは、インパクトがどのくらいあるのかの事実認識、そして、どんなスピードで対応策を打つかの検討でした。



山本: 2016年3月期の業績にも、早速、MCEV*の低下という非常に象徴的な影響が現れたように、マイナス金利政策の導入は重大な事態です。対応策としては、商品構成を変える、保険料を変えるなどの短期的なもの、より構造的なものの両方があり、その中には中期経営計画の見直しなども含まれます。常に検討を継続する姿勢で臨むことを取締役会で確認しました。

一方、マイナス金利政策導入後の環境はあくまで異常事態であって、ここで構造的な変革をするのは早計という見方もあります。特に生命保険事業の場合は、何十年先の価値を見ており、その間ずっとマイナスが続くことはあり得ない、MCEVは長期的には問題がないというスタンスもとれます。そのような検討を含めて、これを機に経営基盤をもう一度見直すべきときだともいえます。

取締役会では、執行側のメンバーが今回の非常に厳しい事態にも真摯に取り組んでおられ、さらなる飛躍のチャンスに転換できるのではと期待しています。

石井: 改めて言うまでもありませんが、金融機関の経営とは、どのようなリスクをとって収益を上げていくかに尽きます。リスクには信用リスク、市場リスクなどいろいろありますが、どこにリスクをとるかは最大の課題であり、そこにこそ利益の源泉があります。

SFHIはこれまで金利リスクはほとんどとらない方針だった訳ですが、これだけ金利が下がってしまうと、それでは収益が上げられません。お客さまの資産を守ることが私たちの第一の使命ですが、マイナス金利はそれを減らすことを意味します。そこをどうクリアするのが最大の課題です。あの日の取締役会では、商品構成や保険料の見直しのタイミング、今後予定されている標準利率改定の見直しなどを含め、一時的な対応ではなく将来を見据えた議論を行いました。

山本: 運用商品の仕入れに関しても、保守的なものから対象を広げるか、また、運用のグローバル化をどうするかなどもかなり喫緊の課題だと思います。取締役会で質問をしたら、すでに皆さんがそれらの課題をとらえていることが確認できました。これからもフォローアップしていきたいと思います。

石井: 取締役会では、どの角度からどういう質問をするのか、その関心や着眼点自体が答えを生み出すので、社外取締役の方に質問していただくことは大変重要であると感じています。

※MCEV=市場整合的エンベディッド・バリュー。生命保険会社の企業価値を表す指標のひとつで、評価時点における今までの事業活動の成果(修正純資産)と、生命保険会社の保有する保険契約から見込まれる将来利益(保有契約価値)との合計。

“嵐”を越えて次なるステージへ

石井: 今はまさに嵐のようなものです。この嵐を乗り越える装備をできたものだけが、その次の地図を描ける、そういう意味ではチャンスでもあると思います。

特に、前進する力を蓄える筋肉のようなFinTechも進化しつつありますので、“変わる”というより“変える”ときなのです。ソニー銀行の開業時がFinTech 1.0といわれますが、そのときに比べて今はITを導入できる部分が広がっています。その中でソニーフィナンシャルグループは3業態を持つメリットを活かせるのか、FinTechによる挑戦にどう対処するのか、いずれも非常にクリエイティブな問題です。

現在の事業環境はかなり険しいものですが、私がソニー銀行を作ったときも、ネット銀行なんて不可能だと周囲から大変な逆風



を受けながら非常に細い道を通り抜け、今に至っています。また今回も、細い道を通り抜けることができるのではないかと考えています。



国谷：リーマンショックのときにも、金融機関のみならず各業界の売り上げが何割も落ち、大変な嵐が吹き荒れましたが、今の状況も似ています。嵐を耐え忍ぶだけでなく、嵐が去った後に伸びる会社かどうかを判定する最大のストレステストといえます。それはつまり、構造変革などのさまざまな手を打つチャンスでもあります。順風のときには改革しようとしても、その必要はないという意見が必ず出るものです。今だからできる改革があるのです。

山本：FinTechにより従来型の伝統的な金融サービスのバリューチェーンが分解され、ユーザー・ニーズに応じて再結合され、新たなビジネス・モデルや商品・サービスが多々出てくるでしょう。例えば、ウェアラブルデバイスを使って健康状態を見ながら保険料を決めるといった仕組みが今後、実現するかもしれません。保険商品のプライシングの基準が大きく変わり、しかもリアルタイムで変動する、このようなイノベーションの可能性についても、私はSFHIに大きく期待しています。

石井：FinTechとは「早く、安く、便利に」という手段だととらえています。保険のバリューチェーンには業務がたくさんありますが、手間と時間が大きくかかる部分に集中してFinTechの導入が始まると思います。まさに、金融サービスのコスト構造の劇的な変化です。しかし、サービスの最終的な価値は人が作っていくことは変わらないでしょう。付加価値を高めて収益を上げていく部分と、価値

をつけるのではなくコストを合理化し、安くしていく部分のメリハリが重要です。

山本：デジタル化が進めば進むほど、一方のヒューマンタッチが非常に大事になってきます。ソニー生命の強みであるライフプランナーの対面サービスを、次の時代にもより強くすることができると私は思います。損害保険も銀行もデジタル化の一方でヒューマンタッチを進めていく。そのバランスの判断が重要ですが、ソニーフィナンシャルグループにはそういう体制を実現する人材が揃っています。グループ各社間の人材交流も含め、具体的に議論をどう進めていくかは今後の課題であり、グループシナジーを探り、ビジネスチャンスを探みにいくフェーズにあると思います。

石井：嵐のときこそ、私たちの提供価値がどこにあるのかという原点に立ち返ることが重要です。折しも2016年5月から改正保険業法が施行され、商品に関する十分な情報提供やお客さまの意向把握などが義務づけられましたが、それこそがソニー生命が長年やってきたことであり、私たちの正しさが証明されたと感じます。

絵は具体的な絵があって初めて美しいかどうか分かります。ですから、私たち執行側は、事業を具体的な形で提案する、すなわち絵を描いて皆さんの判断を仰ぎます。社外取締役のお二人には、絵を仕上げていくプロセスで必要な議論を持ちながら、きちんとチェックしていただく、ガバナンスとはそういうことなのだと思います。

国谷：ひとつの絵を美しいと感じるかどうかは人によって違いますから、石井社長が美しいと言っても、私たちから見ると全然美しくないという場合もあると思います。時には耳が痛いことを言うかもしれませんが、そういう発言が自然に出て、議論が深まり、結果としてその議論が良かったと思えるような、そういう関係であり続けたいですね。

石井：ソニーの設立趣意書の最初に「自由豁达にして愉快なる理想工場の建設」という言葉があり、この自由豁达の理念が当社グループ各社の企業理念にも入っています。SFHIにはこの理念があり、それが最初にお二方がおっしゃったオープンな議論につながっています。

今後も引き続き、よろしくお願いします。

コーポレートガバナンスの考え方

コーポレートガバナンス基本方針

SFHは2015年11月に「コーポレートガバナンス基本方針」*を制定しました。

ソニーフィナンシャルグループでは、「ビジョン」と「経営理念」を経営戦略の策定や経営の意思決定の基本方針としています。SFHは、グループのさまざまな経営資源を有効活用し、「ビジョン」と「経営理念」を実現していくことで、すべてのステークホルダーの期待・信頼に応え、グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ります。また、金融持株会社として、金融事業が持つ高い公共性を意識し、グループの経営の健全性・適切性の確保を重視したガバナンス体制を構築します。さらに、SFHは、ソニー株式会社を親会社とする上場子会社であるため、親会社からの経営の独立性を確保するとともに、透明性の高い経営に努めます。

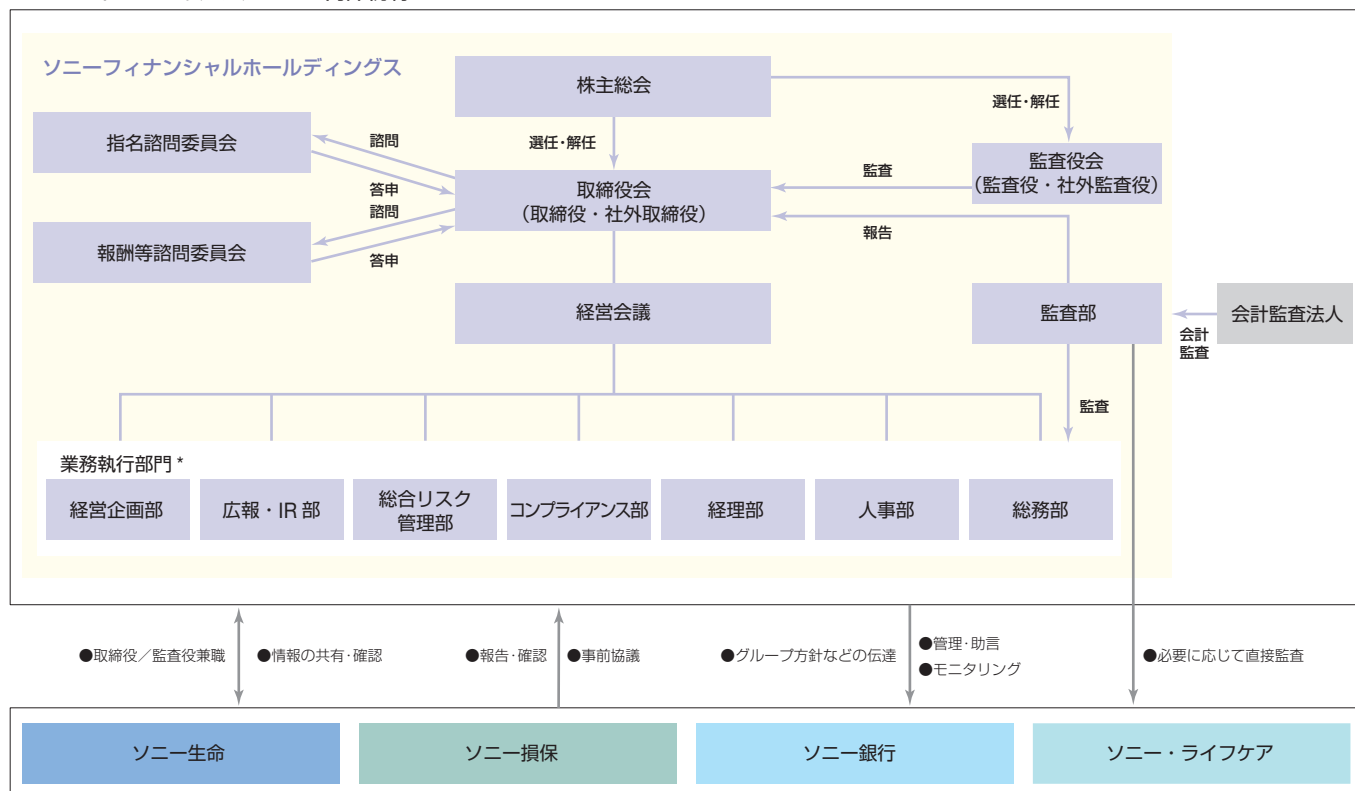
内部統制システムの構築

SFHは、グループの業務の適正を確保するために、会社法および同法施行規則に基づいた「内部統制システム構築の基本方針」*を定め、同方針に基づいて内部統制システムを構築し、運用しています。

また、SFHは、財務報告にかかわる内部統制の強化を目的に、金融商品取引法に基づく「内部統制報告制度」を導入しています。SFHは、上場会社として適正な財務情報の開示を行うために、必要となる組織体制および運用ルールを構築し、運用しています。

*「コーポレートガバナンス基本方針」および「内部統制システム構築の基本方針」の内容は、SFHのウェブサイト (<http://www.sonyfh.co.jp/ja/company/governance.html>) よりご覧いただけます。

ソニーフィナンシャルグループの内部統制（2016年7月1日現在）



*2016年8月1日付で金融市場調査部が新設されます。

経営態勢について

コーポレートガバナンス体制一覧（2016年7月1日現在）

機関設計の形態	取締役会、監査役会設置会社
取締役の人数	10名（うち社外取締役2名）
監査役の人数	3名（うち社外監査役2名）
取締役の任期	1年
独立役員の人数	2名
報酬決定における社外取締役の関与	有
業績連動報酬制度	有
取締役会の2016年3月期の開催回数	14回
取締役会の諮問機関	指名諮問委員会、報酬等諮問委員会

取締役会について（2016年7月1日現在）

SFHは純粋持株会社であるため、SFH単体の経営のみならず、グループ経営の推進、グループ・ガバナンスの確立という目的に沿って、取締役会を構成しています。

現在の取締役会メンバー10名のうち、グループ子会社の代表取締役3名は、グループ全体の効率的な事業運営に資するべく、SFHの取締役（非常勤）を兼任しています。

また、ソニーフィナンシャルグループの経営に対する総合的な助言を得るために、グループ外からも取締役を招聘しており、1名は親会社であるソニー株式会社（以下、ソニー）の執行役を兼任しています。SFHは、親子上場会社の子会社でもあるため、2名の社外取締役を選任し、その社外取締役を東京証券取引所が一般株主保護のために確保を義務づけている「独立役員」に指定しています。

グループ子会社における取締役会については、グループ戦略の実効性を高めることと、各社の健全な事業経営の管理を目的に、SFHの代表取締役1名および業務執行取締役3名が、グループ子会社の取締役を兼任しています。

2016年3月期の社外取締役・社外監査役の取締役会・監査役会への出席状況

	氏名	取締役会	監査役会
社外取締役	山本 功	14回 すべてに出席	—
	国谷 史朗	14回中、 13回に出席	—
社外監査役	早瀬 保行	監査役就任後、 11回すべてに出席	監査役就任後、 9回すべてに出席
	牧山 嘉道	監査役就任後、 11回すべてに出席	監査役就任後、 9回すべてに出席
	是永 浩利*	14回中、 12回に出席	12回中、 11回に出席

* 会社法改正により社外監査役の要件が変更されましたが、是永氏については、2016年6月開催の当社定時株主総会の終結のときまで、社外監査役の要件を満たしていました。

監査役監査、内部監査、会計監査について（2016年7月1日現在）

監査役監査

SFHの監査役会は監査役3名から構成されており、うち2名は社外監査役です。監査役は、監査役会で策定された監査の方針や計画などに基づき、取締役会その他重要な会議への出席、会社の業務および財産の状況の調査などを行うと同時に、会計監査人および内部監査担当社員などから報告を受けるなど緊密な連携をとり、取締役の職務の執行を監査しています。

内部監査

SFHは内部監査部門として監査部を設置しています。監査部は、独立的かつ客観的な立場から内部監査を実施し、業務の適切性やリスク対応状況などを確認・評価しています。また、グループ会社の内部監査および外部監査の結果をモニタリングし、必要に応じて助言や提案を行っています。監査部は、定期的に担当役員および取締役会にモニタリングの結果を報告し、必要な場合には法令等に抵触しない範囲で、グループ会社に対して直接監査・共同監査を実施しています。さらに、監査部は、監査役および会計監査人などの外部監査人と適宜連携を図っています。

会計監査

SFHの会計監査業務を執行した公認会計士の所属および監査業務にかかわる補助者の構成は、以下のとおりです。

所属する監査法人名	PwCあらた有限責任監査法人*1
会計監査業務にかかわる補助者の構成*2	公認会計士 5名 その他 4名

*1 PwCあらた有限責任監査法人は、2016年7月1日付でPwCあらた監査法人から法人名称を変更しています。

*2 2016年3月期

社外取締役・社外監査役一覧

		略歴	選任理由
社外取締役	山本 功	 1981年 ㈱野村総合研究所 入社 1991年 ㈱野村総合研究所 事業戦略室室長 1996年 メリルリンチ日本証券㈱ 投資銀行部門ディレクター 1999年 メリルリンチ日本証券㈱ 投資銀行部門マネージングディレクター 2002年 メリルリンチ日本証券㈱ 投資銀行部門共同責任者、マネージングディレクター 2003年 ㈱SIGインスティテュート 代表取締役社長 2006年 ジャパン ケーブルキャスト㈱ 取締役 ㈱マスチューン (現 ㈱みんかぶ) 監査役 2007年 ㈱マスチューン (現 ㈱みんかぶ) 取締役 2009年 起業投資㈱ 代表取締役 (現在) 2011年 当社 取締役 (現在) 2012年 ビルコム㈱ 取締役 (現在) 2016年 ファルコンテクノロジー㈱ 取締役 (現在)	長年にわたる証券アナリスト業務および財務・M&Aのアドバイザー業務の経験を有しており、また、SFHと特別の利害関係もないため
	国谷 史朗	 1982年 弁護士登録、大江橋法律事務所 (現 弁護士法人大江橋法律事務所) 入所 1997年 サンスター㈱ 監査役 2002年 弁護士法人大江橋法律事務所 代表社員 (現在) 2006年 日本電産㈱ 監査役 2012年 ㈱ネクソン 取締役 (現在) ㈱荏原製作所 取締役 (現在) 2013年 当社 取締役 (現在) 武田薬品工業㈱ 監査等委員長 (現在)	
社外監査役	早瀬 保行	 1980年 ㈱三井銀行 (現 ㈱三井住友銀行) 入行 1999年 同行 融資企画部 グループ長 2001年 ㈱三井住友銀行 本店営業第一部 次長 2002年 同行 本店営業第三部 次長 2003年 同行 熊本法人営業部長 2005年 同行 三田通法人営業部長 2007年 同行 投融資企画部長 2010年 同行 常任監査役 2012年 さくらカード㈱ 代表取締役社長 2015年 当社 常勤監査役 (現在) ソニー生命保険㈱ 監査役 (現在) ソニー損害保険㈱ 監査役 (現在) ソニー銀行㈱ 監査役 (現在)	金融機関での長年にわたる業務経験を有し、また常任監査役を務めていたため
	牧山 嘉道	 1990年 弁護士登録、尚和法律事務所 (現 ジョーンズ・デイ法律事務所) 入所 1995年 三井安田法律事務所 入所 1999年 米国ニューヨーク州弁護士登録 2000年 マイクロソフト・アジア・リミテッド 入社 2004年 弁理士登録 2006年 TMI総合法律事務所 入所 2013年 北村・牧山法律事務所 パートナー (現在) 2015年 当社 監査役 (現在)	

指名諮問委員会・報酬等諮問委員会について

(2016年7月1日現在)

SFHは、決定プロセスの透明性・客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として2つの委員会を設置しています。

「指名諮問委員会」は、SFHの取締役、監査役およびグループ各社社長の選解任、SFHおよびグループ各社社長の後継者の育成計画などについて、審議・答申します。

「報酬等諮問委員会」は、株主総会に付議するSFHの取締役およびグループ会社の代表取締役の報酬等の方針ならびに総額、株主総会決議の範囲内で個々の取締役およびグループ会社の代表取締役に支給される報酬、賞与ならびに退職慰労金の額などについて、審議・答申します。

両委員会は、審議においてより客観的かつ多面的な視野からの意見を反映するため、社外取締役を含む若干名で構成しています。ただし、「報酬等諮問委員会」の各委員は、当該委員の報酬が審議される場合は決議に加わらないこととしています。

諮問機関	構成メンバー	
指名諮問委員会	社外取締役	山本 功(議長)
	社外取締役	国谷 史朗
	取締役会長	井原 勝美
	代表取締役社長	石井 茂
	取締役	神戸 司郎
報酬等諮問委員会	社外取締役	国谷 史朗(議長)
	社外取締役	山本 功
	代表取締役社長	石井 茂
	専務取締役	住本 雄一郎

社外取締役および社外監査役の独立性に関する判断基準

SFHでは「役員候補者の選定に係る基本方針」*を定め、社外取締役および社外監査役の独立性基準を規定しています。

その基準は、(1)会社法の社外性要件および東京証券取引所の定める独立役員としての基準を満たしており、(2)就任前の3年間および現在において、SFHおよびグループ各社と特別の利害関係がなく、(3)就任前の3年間および現在においてSFHの親会社または兄弟会社の業務執行者でないこと、(4)上記(2)、(3)の要件を満たさない人物の配偶者または2親等内の親族でないこととしています。

SFHは、独立性の高い社外取締役および社外監査役を選任することにより、経営の透明性確保と監視機能の強化を図っています。

*「取締役および監査役候補者の選定に係る基本方針」の内容は、SFHのウェブサイト(<http://www.sonyfh.co.jp/ja/company/governance.html>)よりご覧いただけます。

取締役会の実効性評価について

SFHでは「コーポレートガバナンス基本方針」において、取締役会は少なくとも年1回、取締役会の意思決定および監督の実効性や、取締役会の会議運営などに関して、自己評価などにより取締役会の評価を実施することとしています。

評価プロセス

2016年3月期においては、独立した第三者の評価会社により、すべての取締役および監査役に対するインタビュー形式の実効性評価を実施しました。

主なインタビュー内容

- 取締役会の議論の質・量
- 事業・戦略・リスクなどに関する理解と対応
- 経営陣の評価・報酬・後継者計画
- 株主との対話
- 取締役会の構成、専門知識
- 取締役会の運営実務

評価結果の概要

- 全般的に高い実効性が確保されている。
- 取締役会は多様な経験に基づくメンバーで構成されている。
- 取締役各メンバーが諸々の経営課題について多面的な意見を有しており、それぞれの立場で日頃から経営改善について深く考え、取締役会を活性化し、企業価値を向上させようとする高い改善意欲がうかがえる。
- 取締役会は、質・量ともに適切に議題が選定され、社外役員も含めて自由闊達に発言できる雰囲気があり、議長がリーダーシップを発揮し適切な議事進行がなされている。取締役会メンバー間の相互の信頼性も高い。
- 金融業界特有の規制やリスクに対する高い意識をもって活発な議論が行われている。

一方、持株会社の取締役会として、グループ各社の経営の監督に加え、より中長期視点からグループ全体の事業戦略や経営人材の育成戦略などについて議論する時間をより確保していくべきではないか、といった意見も得られました。

評価結果を踏まえた今後の課題および対応

SFHの取締役会としては、上記評価結果を受け、現時点において実効性が十分確保されていると判断していますが、グループの中長期戦略や経営人材の育成戦略などのテーマを中心に、取締役会の役割や関与の仕方を含めて検討し、より一層の実効性の向上に努めていきます。

取締役・監査役の報酬等の決定について

SFHは「取締役の報酬等の決定に関する方針」、「監査役の報酬等の決定に関する方針」を定めています。また、SFHは、「報酬等諮問委員会規則」を定め、審議機関として「報酬等諮問委員会」(P61)を設けています。取締役の個別報酬等については、報酬等諮問委員会の答申を受け、取締役会の決議により決定します。社外取締役を除き、業務執行を行わない取締役に対しては、報酬を支給しません。監査役の個別報酬等については、株主総会で定められた限度額の範囲内で、監査役の協議により決定します。

なお、SFHは、役員報酬制度の見直しを行い、2016年6月開催の当社定時株主総会の決議をもって、従来採用してきた役員退職慰労金制度を廃止しました。同時に、株主の皆さまと株価変動によるメリットとリスクを共有し、持続的なグループの企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的に、業務執行取締役を対象とした株式報酬型ストック・オプション制度を導入しました。

1. 業務執行取締役

基本方針	●業務執行を担う優秀な人材を確保することとともに、当社グループ全体の業績および企業価値向上に対するインセンティブとして有効に機能させることを目的に固定部分、業績連動部分、中長期インセンティブ部分のバランスを勘案する。
報酬	●役位に応じた固定部分、当社グループ全体の各年度の業績および職務に応じた業績連動部分、株式報酬型ストック・オプションによる中長期インセンティブ部分で構成する。 ●業績連動部分は当社グループ全体の経営目標の達成状況と職務の遂行状況等により基準額に対して0%から200%の範囲で変動する。 ●ストック・オプションは、年額報酬の20%相当を目安に支給する。
水準	●優秀な経営人材を確保するために、相応しい報酬水準とする。具体的決定にあたっては第三者による企業経営者の報酬に関する調査結果等を勘案する。

2. 社外取締役

基本方針	●主な職務が、業務執行取締役による職務執行の監督および監視をもって経営の透明性・客観性を高めることであることから、報酬は優秀な人材を確保することとともに、その監督・監視機能を有効に機能させることを目的として固定報酬とする。
報酬	●役割に応じた固定額とする。
水準	●優秀な経営人材を確保するために、相応しい報酬水準とする。具体的決定にあたっては第三者による企業経営者の報酬に関する調査結果等を勘案する。

3. 監査役

基本方針	●主な職務が、業務監査および会計監査を行うことで会社経営の透明性・客観性を確保することであることから、報酬は優秀な人材を確保することとともに、その監査機能を有効に機能させることを目的として、固定報酬とする。
報酬	●常勤監査役・非常勤監査役の役割に応じた固定額とする。
水準	●優秀な人材を確保するために、相応しい報酬水準とする。具体的決定にあたっては第三者による監査役の報酬に関する調査結果などを勘案し、監査役の協議により決定する。

●2016年3月期の取締役・監査役報酬等

2016年3月期のSFH取締役・監査役に対する報酬等の内容は、以下のとおりです。

	対象となる 役員の数 (人)	役員報酬 等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	退職慰労金
取締役(社内)	5	259	210	48
取締役(社外)	2	18	18	—
監査役(社内)	—	—	—	—
監査役(社外)	3	27	26	1
計	10	305	255	50

- (注) 1. 報酬等の種類とは、基本報酬、ストック・オプション、賞与および退職慰労金等をいいます。なお、役員に対する報酬として賞与の支給およびストック・オプションの付与は2016年3月期までいずれも行っていない。
2. 上記の支給人数および報酬等は、2015年6月24日開催の第11回定時株主総会終結のときをもって任期満了により退任した取締役(社内)2名および監査役(社外)1名を含んでおり、当該取締役(社内)2名および監査役(社外)1名に対し、上記の報酬等のほか、2015年3月期までに計上した退職慰労金の引当金に含まれていなかった9百万円および0百万円を退職慰労金として2016年3月期中に支給しました。

報酬等に関する事項について

以下は、平成24年（2012年）3月29日金融庁告示第21号（銀行法施行規則第19条の2第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件）に従い記載しています。

1. 対象役員及び対象従業員等の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

SFHでは、「報酬等諮問委員会」を設けています（P61参照）。2016年3月期において、「報酬等諮問委員会」は、3名の取締役によって構成されました。構成員には、社外取締役2名が含まれており、「報酬等諮問委員会」が業務執行部門に対して監視・牽制機能を発揮するための措置がとられています。

「報酬等諮問委員会」は、必要の都度、SFHおよび子会社の取締役会から諮問を受け、審議結果をそれぞれの取締役会に答申しています。

2. 対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

対象役員の報酬等の決定に関する方針および適用範囲については、P62をご覧ください。

「報酬等諮問委員会」では、報酬等の全体の水準が、ソニーフィナンシャルグループの財務の健全性の現状および将来の見通しと整合的であり、将来の自己資本の十分に重要な影響を及ぼさないことを確認しています。加えて、報酬体系の運用状況の監視を通じ、報酬額が短期的な収益獲得に過度に連動し、過度の成果主義を反映するといった問題が生じていないことなどについても確認しています。

3. 対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象従業員等の報酬等と業績の連動に関する事項

これらについては、連結業績指標の目標に対する達成状況や財務の健全性などを総合的に勘案したうえで決定されています。詳細は、P62をご覧ください。

4. 対象役員及び対象従業員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

SFHの役員に対する報酬等には、基本報酬および株式報酬型ストック・オプションがあります。

固定部分・業績連動部分の両方により構成される基本報酬は現金により支給しています。株式報酬型ストック・オプションは、新株予約権を割り当てる方式で付与しています。

報酬等の種類、支払総額および対象となる役員の数については、P62をご覧ください。

5. 前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項

SFHでは、「対象従業員等」の該当者はいません。「対象従業員等」の範囲については以下のとおりです。

(1)「主要な連結子法人等」の範囲について

主要な連結子法人等の範囲は、ソニー銀行、ソニーペイメントサービス、SmartLink Network Hong Kong Limited、ソニー・ライフケア、およびライフケアデザインです。

(2)「高額の報酬等を受ける者」の範囲について

SFHでは、対象役員のうち、従業員を兼務しており、従業員として賃金を支給されている者はいません。

SFHまたは主要な連結子法人等から対象役員が1年間に受領する報酬等の平均額を上回る報酬等を受ける者を、「高額の報酬等を受ける者」として選定しています。平均額の算出には、業務執行取締役の想定年間報酬を使用しています。期中退任した業務執行取締役については、期中退任しなかったと仮定した場合に1年間に受領する報酬等を算定しています。この基準によると、2016年3月期においては該当者はいません。

親会社ソニー株式会社との関係について

(2016年7月1日現在)

「コーポレートガバナンス基本方針」(P58)に記載のとおり、SFHは、ソニー株式会社を親会社とする上場子会社であるため、親会社からの経営の独立性を確保するとともに、透明性の高い経営に努めます。

資本関係

SFHは、2004年4月にソニーからの会社分割により設立した金融持株会社です。2007年10月にSFH株式を東京証券取引所市場第一部へ上場したことにともなう国内外における株式の募集および売出しにより、ソニーのSFHへの出資比率は60%となっています。この資本関係により、SFHの取締役、監査役の選任・解任や合併などの組織再編、重要な資産・事業の譲渡、定款の変更および剰余金の配当など、株主の承認が必要となるすべての事項に関して、他の株主の意向や利害にかかわらず、ソニーの影響を受ける可能性があります。

人的関係

ソニーフィナンシャルグループでは、経営に対する総合的な助言を得るためおよび監査体制を強化するために、ソニーフィナンシャルグループ外からも役員を招聘していますが、うちSFH取締役1名、監査役1名は、ソニーグループの役員、従業員を兼務しています。また、SFHはソニーから従業員として出向者4名を受け入れています。兼任役員の就任はソニーフィナンシャルグループからの要請に基づくものであることから、兼任役員は独自の経営判断を行える状況にあると考えています。なお、SFHは、親会社からの独立性を一層高める観点から、ソニーグループと特別の関係のない社外取締役2名を選任し、東京証券取引所の定める独立役員に指定しています。

事業活動における独立性の確保

ソニーフィナンシャルグループは、ソニーグループの金融以外の事業とは事業上の関連性が薄いこと、金融庁の監督下にある認可事業として保険業法および銀行法などにに基づき事業を行っていることなどから、経営・事業活動においてソニーグループから一定の独立性が確保されていると認識しています。

また、ソニーはSFHの主要株主としての認可を金融庁より取得しており、SFHの経営理念を尊重すべきであることを十分に認識しています。

「ソニー」の商号・商標使用

SFHおよびソニーフィナンシャルグループ各社は、ソニーとの間で商号・商標使用許諾契約を締結しており、これに基づき「ソニー」の名称を使用することを許諾されています。ただし、これらの契約においては、SFHに対するソニーの保有議決権割合が半数以下になること、ソニーフィナンシャルグループ各社に対するSFHの保有議決権割合が減少することなどが、ソニーによる上記契約の解除権の発生要件となっています。また、これらの契約に基づき、ソニーフィナンシャルグループ各社は、ソニーに対しブランドロイヤリティを支払っています。2016年3月期の支払金額は2,541百万円で、その金額規模はソニーフィナンシャルグループの経営基盤に重大な影響を及ぼすものではありません。

ソニーフィナンシャルグループはその商号・商標の使用において、ブランド認知度の向上、信頼度の向上および社員の意識高揚などのメリットがあると考えます。

ソニーとの取引等

SFHは、ソニーを親会社とする上場子会社であるため(ソニーは、SFH株式の60%を保有)、少数株主の権利保護について「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を定めています。

ソニー株式会社(支配株主)との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

ソニーフィナンシャルグループは、ソニーグループと協力関係を保ちながら事業展開する方針ですが、一方で独自の経営方針および経営戦略に基づいて独立した活動を展開しており、事業分野が異なることから、一定の独立性が確保されていると考えています。

親会社であるソニー株式会社(支配株主)との取引等を行う際は、当該取引等の必要性および当該取引等の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認するものとしています。

履行状況

SFHは、ソニーとの取引などについて、当該取引などの必要性および条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを確認しています。

(注) SFHは、東京証券取引所の規程に基づき、「支配株主に関する事項について」を作成し、開示しております。これらの資料は、東京証券取引所およびSFHのウェブサイト(<http://www.sonyfh.co.jp/ja/company/governance.html>)にてご覧いただけます。

株主・投資家との対話

SFHでは、株主・投資家の皆さまと建設的な対話を行うため、「IRポリシー」*を定め、IR活動を統括する役員を選任の上、IR担当部署を設置しています。IR担当部署では、当社の業務執行部門およびグループ各社と適切な情報連携を図り、株主・投資家に向けて適時・正確・公平に企業情報の開示を行うとともに、対話の充実を図っています。

SFHでは、多様な形式での説明会や個別ミーティングを実施し、社長をはじめとする経営陣幹部が中心となって対応しています。また、各種IRツール（ウェブサイト、アニュアルレポートなど）の開示情報の充実にも努めています。

さらに、株主・投資家との対話で得られた要望や評価などは、定期的に経営陣幹部へフィードバックし、経営の改善や活用につなげるよう努めています。

*「IRポリシー」はSFHのウェブサイト (http://www.sonyfh.co.jp/ja/financial_info/ir_policy.html) よりご覧いただけます。

2016年3月期における取組み

SFHでは、初めての試みとして、国内機関投資家・アナリスト向けに、SFHおよびグループ各社の経営トップマネジメントとのスモールミーティングやSFHの社外取締役とのスモールミーティングを開催しました。また、IRウェブサイトは、複数のランキング調査において高い評価を受けました。



2015年12月 国内機関投資家・アナリスト向け
当社グループ各社経営トップマネジメントとのスモールミーティング

IR活動実績

決算説明会（国内機関投資家・アナリスト向け電話会議）	4回
経営方針説明会	1回
機関投資家・アナリスト個別ミーティング	約220件
海外IR（欧州・北米・アジア）	各地域1回
個人投資家向け説明会	6回
個人投資家向けIRフェア出展	2回
事業説明会（国内機関投資家・アナリスト向けスモールミーティング）	2回
ソニーフィナンシャルグループ内IR説明会	1回



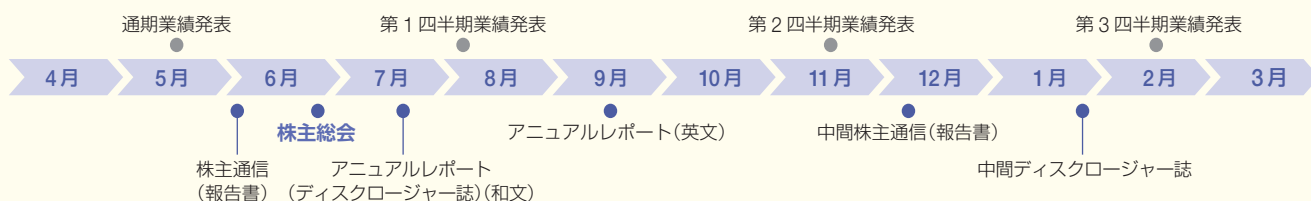
2016年3月 社外取締役とのスモールミーティング

議決権行使にかかわる環境整備について

SFHは、株主の議決権行使を容易にするための環境整備の一環として、次の取組みを行っています。

- 株主総会開催日の分散（他社の株主総会集中日を避けて開催）
- 株主総会招集通知のSFHのウェブサイトへの掲載
- 株主総会招集通知発送前にSFHのウェブサイトへ掲載
- 株主総会招集通知の一部英訳
- 議決権電子行使プラットフォームの利用
- 議決権行使結果のSFHのウェブサイトへの掲載

年間IRスケジュール



コンプライアンス

コンプライアンスについての基本的考え方

SFHでは、コンプライアンスを「業務の運営を健全かつ適切に維持するために、すべての役員・従業員が、SFHの経営理念ならびに関係法令等への理解を深め、関連するさまざまな法令・規則を遵守するとともに、高い倫理観のもと、透明性のある適切な業務運営を遂行すること」と定義し、経営の最重要課題のひとつとして位置づけるとともに、各役員・従業員が各自の義務・責任を十分に認識し理解する態勢を構築しています。

グループ各社は、それぞれの業態・規模等に応じた態勢を構築してコンプライアンスの実効性を自ら高めていく責任がありますが、SFHは、金融持株会社として、グループ経営の観点からグループ会社のコンプライアンス態勢を常に把握し、必要に応じて助言等を行うことにより、その推進を図る役割を担っています。

SFHのコンプライアンス態勢

SFHでは、取締役会において、「コンプライアンス・マニュアル」*および「コンプライアンス・プログラム」**を策定し、その遵守状況・進捗状況について逐次把握し、SFHおよびグループ会社のコンプライアンス態勢の構築に率先して取り組んでいます。

* コンプライアンスを実現するためのSFHのコンプライアンス態勢、役員・従業員が理解しておくべき経営理念等ならびに遵守すべき法令等を掲げたもの。また、コンプライアンス違反行為等を発見した場合の対処方法、コンプライアンス状況の確認方法等についても定めています。

** コンプライアンスを実現するため、コンプライアンス状況の確認、研修、その他にかかる事項についての実践計画として、原則として年度ごとに策定しています。

コンプライアンス連絡会議

SFHとグループ各社間の事前協議やコンプライアンス推進状況等についての情報交換等を目的に、「コンプライアンス連絡会議」を定期的に開催しています。メンバーは、議題に応じ、SFH・グループ各社の担当役員、部長、担当者により構成されています。また討議結果は、取締役会等に報告されています。

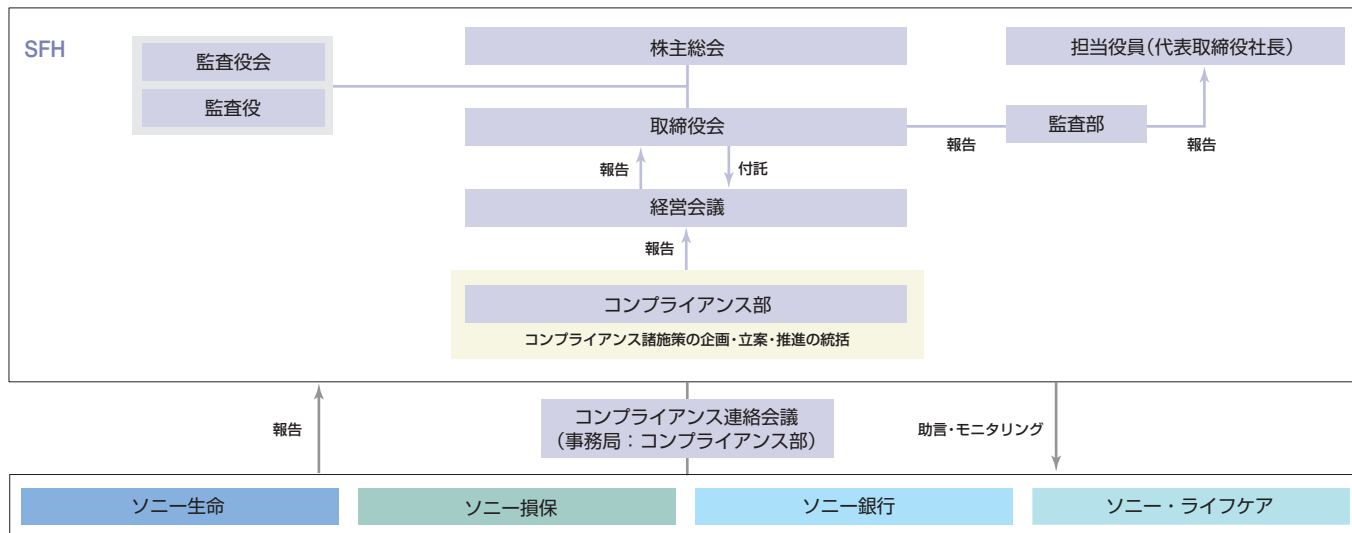
社内通報制度 SFHおよびグループ各社の役員、社員、派遣社員および協力会社の従業員は、会社の方針、事業活動あるいはその他の行為が、法令や内部規則等に違反している（または違反のおそれがある）と確信する場合、SFHおよびグループ会社に設置されている通報窓口か、ソニーグループの窓口を選択して通報することができます。SFHでは、情報提供者を保護するための適切な措置を講じ、報告された情報を厳重に管理したうえで所要の対応を行っています。

インサイダー取引防止 SFHは「ソニーフィナンシャルグループ インサイダー取引防止基本方針」を定め、SFHおよびグループ各社においてインサイダー取引の未然防止に資する態勢を構築しています。

また、SFHは、グループ各社の態勢構築が十分になされ、インサイダー取引防止に関し、有効に機能しているかどうかをモニタリングし、必要に応じて適切な措置を講じます。

(注) 詳細については、SFHウェブサイト (<http://www.sonyfh.co.jp/ja/company/governance.html>) をご覧ください。

ソニーフィナンシャルグループのコンプライアンス態勢（2016年7月1日現在）



利益相反管理方針（概要）

SFHは、その傘下のグループ会社において、お客さまの利益が不当に害されることのないよう「利益相反管理方針」*を定めています。当社コンプライアンス部担当役員は、利益相反管理統括責任者として、当社グループ会社からの報告やお客さまからの苦情等に基づき必要と判断したときは、当社グループ会社に対し、次のとおり必要な措置を講じるよう求めます。

- 利益相反を発生させる可能性のある部門間の情報遮断
- 対象取引の中止または取引条件もしくは方法の変更
- 利益相反事実またはそのおそれがあることのお客さまへの開示
- その他、必要と判断する措置

また、SFHでは、対象取引の特定に係る記録やお客さまの保護を適正に確保するための措置に係る記録を5年間保存しています。

*「利益相反管理方針」の概要は、SFHウェブサイト (<http://www.sonyfh.co.jp/ja/company/governance.html>) よりご覧いただけます。

個人情報保護の取組み

SFHは、個人情報の取扱いに関し、利用目的の範囲内での個人情報の取得・利用等の方針を定めた「プライバシーポリシー」*および具体的な安全管理措置を定めた「情報セキュリティ規則」を制定しています。また、グループ各社の各種安全管理措置の状況などをモニタリングしています。

SFHおよびグループ各社では、「プライバシーポリシー」の制定・改正、個人情報保護推進組織や責任者の設置、規則規程・マニュアルの整備、個人情報保護および情報セキュリティに関する研修などを実施しています。これにより、お預かりした個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努めるとともに、不正なアクセス、漏えい、改ざん、滅失、き損などを防止するために、個人情報の保護に努めています。

*「プライバシーポリシー」はSFHのウェブサイト (<http://www.sonyfh.co.jp/ja/company/governance.html>) よりご覧いただけます。

反社会的勢力排除に向けた取組み

SFHは、反社会的勢力とは断固として対決すべく、「反社会的勢力排除に関するグループ基本方針」*を定め、SFHおよびグループ各社において反社会的勢力対応部署の設置および不当要求防止責任者の任命や、外部専門機関との連携による反社会的勢力の情報収集など、態勢の整備に取り組んでいます。

*「反社会的勢力排除に関するグループ基本方針」は、SFHウェブサイト (<http://www.sonyfh.co.jp/ja/company/governance.html>) よりご覧いただけます。

リスク管理

SFHは、金融持株会社としてグループ各社の経営資源を集結することで、グループ全体のリスク管理態勢をより強化し、統合的なリスク管理を行っています。SFHでは「グループリスク管理の基本方針」*を定め、グループの経営方針および戦略目標に即したリスク管理態勢を構築しています。また、各業態およびリスク種別によって異なる特性に応じたリスク管理を行うことにより、グループの事業価値向上を図っています。

*「グループリスク管理の基本方針」はSFHのウェブサイト (<http://www.sonyfh.co.jp/ja/company/governance.html>) よりご覧いただけます。

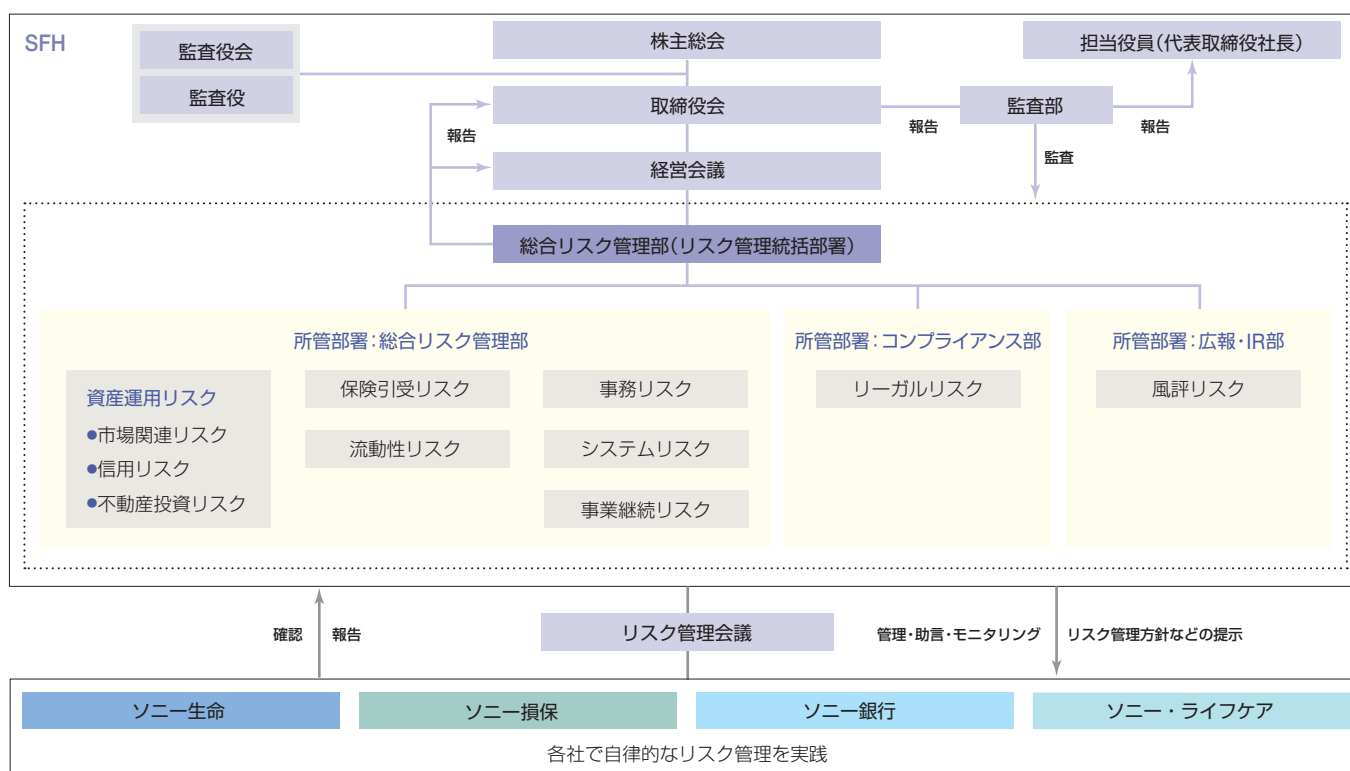
SFHおよびグループ各社のリスク管理態勢

SFHでは、「リスク管理基本規則」を制定し、役員・従業員ならびにグループ会社に周知徹底を図り、グループ各社のリスクの所在および種類を把握し、各種リスクを適切に管理する態勢を整備しています。SFHのリスク管理統括部署は、各社のリスク管理部門などと連携して、モニタリングやリスク管理会議

の開催などを行うことで、グループのリスク管理状況を把握し、取締役会および経営会議に定期的な報告を行っています。

グループ各社においては、会社の規模、特性および業務内容に応じてリスクの種類ならびに定義を最適化し、リスク管理態勢を構築し、各リスクについての評価、モニタリング、その他管理などを自律的に行っています。

ソニーフィナンシャルグループのリスク管理態勢（2016年7月1日現在）



管理すべきリスクの種類と定義

種類	定義
市場関連リスク	金利、有価証券などの価格、為替などのさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債（オフバランスを含む）の価値が変動し、グループが損失を被るリスク
信用リスク	信用供与先（法人・個人など）の財務状況などの悪化などにより、資産・負債（オフバランスを含む）の価値が減少ないし消失し、グループが損失を被るリスク
不動産投資リスク	賃貸料などの変動などを要因として不動産にかかわる収益が減少する、または市況の変化などを要因として不動産価格自体が減少し、グループが損失を被るリスク
流動性リスク	以下の内容により、グループが損失を被るリスク ●資金繰りリスク： 決済日に必要な資金が確保できなくなり、資金決済が履行できなくなるリスクや、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク ●市場流動性リスク： 市場の混乱などにより市場において取引ができなくなり、グループが保有するポジションを解消することが不可能となるリスクや、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク
保険引受リスク	経済情勢や保険事故の発生率が保険料設定時の予測に反して変動することにより、グループが損失を被るリスク
事務リスク	事務管理上の不具合に関連して生じる過失・不正・トラブルなどによって、グループが有形無形の損失を被るリスク
システムリスク	システムに関連して生じるトラブル・損壊・不正利用・情報流出などによって、グループが有形無形の損失を被るリスク
リーガルリスク	法令などに抵触する手段・方法による業務遂行その他不適切な業務遂行によりグループが被るリスク、ならびに訴訟などが提起されることおよび各種権利侵害を受けることなどによりグループが被るリスク
風評リスク	社会倫理に反する行為、不公正な取引、不適切な情報開示などに基づき市場や顧客の間における会社の評判が悪化することにより、グループが有形無形の損失を被るリスク
事業継続リスク	財務内容の悪化、流動性問題、システムトラブル、不祥事件、災害・事故など不測の事態（危機）が発生し、グループの事業継続が困難になるリスク

* リスクの種類・定義は、環境の変化などに応じてリスク管理所管部門が適宜見直しを行い、必要に応じて追加などを行います。

危機管理体制

SFHは、SFHおよびグループ各社が災害や障害などにより事業の継続的遂行が困難な事態に陥った際に備えて、グループにおける包括的な行動方針として「コンティンジェンシー・プラン」を定めています。また、グループ各社は、それぞれの業容および事業内容に即した規程やマニュアルなどを整備し、通常の事業継続が困難となるおそれがある場合にはSFHに報告する体制をとっています。SFHでは、報告された状況が、リスク

管理基本規則などに定めたリスク管理体制下での対応では困難であると判断した場合、代表取締役社長を本部長とするコンティンジェンシー対策本部を設置し、全業務の本格復旧に向けた事業継続策を遂行することを定めています。

さらに、SFHおよびソニー生命は、災害や障害などに対する一層の事業活動の継続性強化を図ることも目的のひとつとして、2016年7月にオフィスを移転しました。

持続可能な社会の実現に向けて CSR

ソニーフィナンシャルグループのCSR

ソニーフィナンシャルグループは、常にお客さま目線で考え、真のニーズをとらえた金融サービスを提供することを通じ、社会の持続的発展に貢献することをCSR（企業の社会的責任）の根幹と考えています。高い倫理観と使命感を持ち、健全かつ責任ある事業の遂行を通じて継続的に企業価値向上を図り、最も信頼される金融グループになることを目指し、よき企業市民として果たすべき社会貢献に努めていきます。

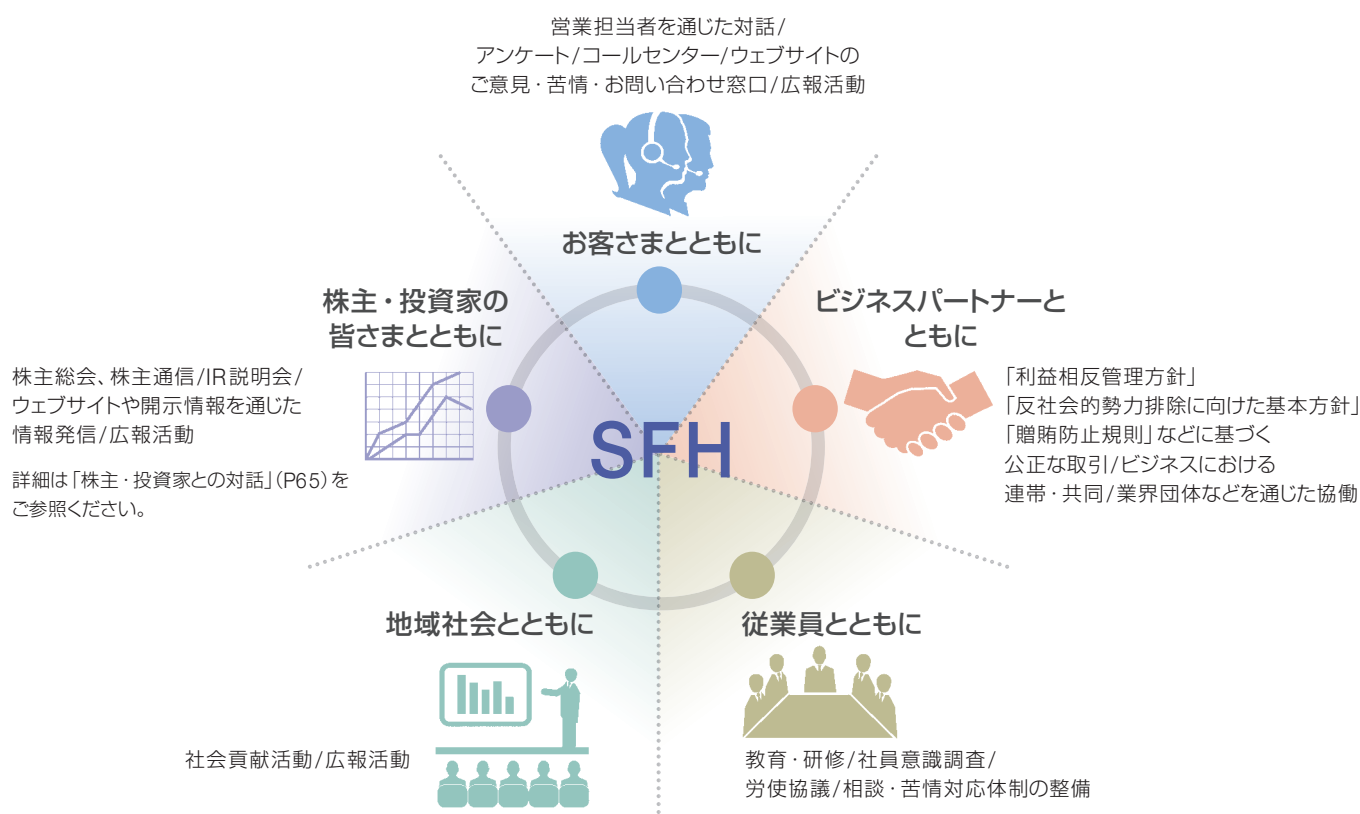
ソニーフィナンシャルグループでは、「CSR基本方針」を定めて、グループ各社は事業活動を通じてさまざまな活動を主体的に展開する体制をとっています。またSFHの各責任部門においては、グループ各社との情報交換を通じて各社の活動のモニタリングを行っています。

CSR基本方針

ソニーフィナンシャルグループは、金融サービス事業に特段の公共性が求められることを自覚し、高い倫理観と使命感を持って当社グループのビジョンを実現することを通じて、社会に貢献することを目指しています。

1. 企業の社会に対する責任の基本は、健全な事業活動を通じて経済の発展に貢献することとの認識に立ち、付加価値の高い商品と質の高いサービスを提供することによって、その責任を果たします。
2. お客さま、株主、社員、ビジネスパートナー、地域社会など当社グループのステークホルダーとのつながりを大切に、各々に与える影響に配慮して経営上の意思決定を行います。
3. 事業を推進するにあたり、法令・社内規則・方針等を遵守します。
4. あらゆる人々の人権を尊重し、雇用・労働の健全性を確保します。
5. 持続可能な社会の実現に向け、事業活動のあらゆる面において地球環境の保全に配慮して行動します。
6. 当社グループのステークホルダーから信頼と支持を得られるよう、適時適切な情報開示を行います。

ステークホルダーとのコミュニケーション



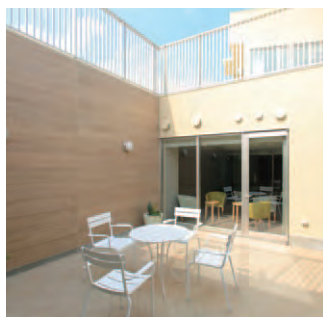
●お客さまとともに

お客さまの声を活かす態勢について

グループ各社においては、日々さまざまな場面で寄せられるお客さまの声を顧客満足・品質向上の推進担当部門にて集約・分析し、経営陣に報告するとともに、業務改善および商品・サービスの充実のための提言を行う態勢を構築しています。このような態勢のもと、外部機関やメディアによる顧客満足度調査において、生命保険、損害保険、銀行の3事業ともに高い評価を得ています。

お客さまの声を事業に反映

ソニー生命では、ご契約者さまとライフプランナーとのコミュニケーションの中で、ご家族を安心して任せられる介護事業者の紹介についてご要望をいただくことがありました。「グループ全体でお客さまを守る」「長生きすることが幸せだ、と心から言える世の中にしたい」という思いのもと、ソニーフィナンシャルグループは2013年11月、介護事業に参入しました。



2016年4月、東京都世田谷区祖師谷にソニーフィナンシャルグループとして初めて介護付有料老人ホーム「ソナーレ祖師ヶ谷大蔵」を新規開設

●ソニー生命

毎年1回、郵送による「お客さまアンケート」を実施しており、2016年3月期は5,800名のご契約者さまから貴重なご意見をいただきました。また、ライフプランナーチャネルのご契約者さまを対象に、お電話による「お客さま満足度アンケート」を実施し、「訪問頻度」「新商品・新サービスなどの情報提供」「対応の迅速性」などについて、お客さまの満足度をお伺いしています。

いただいたお客さまの声については、分析し、具体的改善施策・計画を立案のうえ社内各部門で連携し、サービスの改善につなげられるよう取り組んでいます。

業界初 新契約の即時承諾(引受け)を開始

2016年3月より『即時承諾システム』を導入し、新契約の即時承諾を開始しました。従来、契約の申し込みから引受けまで平均7.5日要していましたが、営業支援システムの機能をさらに活用・進化させるべく『即時承諾システム』を導入しました。これにより事務処理がリアルタイム化し、その場で即時にお客さまに安心をお届けすることが可能になりました。

営業拠点の新設

ソニー生命は2016年4月1日付で秋田県と山口県の両県に支社を新設しました。「日本中のお客さまを一生お守りする」という思いのもと、これまで営業拠点のなかった両県に設置したものです。これにより、営業活動の効率性、生産性を向上させ、より地域に密着することで、お客さまサービスの充実を図ってまいります。

家族収入保険の保険期間を拡大

ソニー生命の主力商品である「家族収入保険」は、従来は70歳満了までとしておりましたが、「70歳以降も働き続ける」お客さまからの声にお応えして、75歳満了・80歳満了・85歳満了・90歳満了の保険期間を追加しました。これにより、従来よりもお客さまからの幅広いご希望に沿うことができるようになりました。

●ソニー損保

お客さまと直接コミュニケーションを図るダイレクト保険会社の長をを活かし、「お客様の声」を傾聴し、改善の具体的な取組については、ウェブサイトでご報告しています。また、お客様の声対応推進部がお客さまの声を一元的に管理して月次で集計・分析を行い、四半期ごとに経営陣に報告しており、重要案件については、適時、原因の詳細報告と対策を提言し、関連部門にもフィードバック・改善指示などを行っています。

事故受付サービスセンターの取組み

ソニー損保では、万一の事故のとき、お客さまの不安を少しでも早く解消するために、事故発生当日の初期対応スピードにこだわり、さまざまなサービスを提供しています。

しかし、お客さまからいただいたアンケート調査の中で、事故受付サービスセンターの対応には満足しているものの、事故直後の電話の対応時間が長かったことに不満を感じているお客さまが多いことが判明しました。この対策として、お尋ねする内容の緊急性などにつき再整理を行い、事故受付サービスセンターの業務フローを見直すことで、事故直後の電話対応時間の短縮を図りました。

見直した業務フローを導入したところ、導入前に比べて事故受付サービスセンターの対応への満足度が大きく上昇しました。事故解決サービスにおいては改善できる余地はまだ多いと考えており、事故受付から事故解決までのサービス全体をお客さま視点で見直すことで、一層の改善を図ってまいります。

(お客様とソニー損保のコミュニケーションサイト「コエキク増刊号」
<http://from.sonysonpo.co.jp/improvement/magazine/20160115.html> より)

●ソニー銀行

お客さまの「声」を真摯に受けとめ、より良い商品・サービスを提供するため、お客さまからいただいたご意見・ご要望への対応を検討し、改善に取り組んでいます。その具体的な対応状況や内容などは、ウェブサイトの「お客さまの声」コーナーでご案内しています。2016年3月期は日本経済新聞社より発表された「第12回 日経金融機関ランキング」*において9年連続で顧客満足度第1位を獲得するなど多数の顧客満足度調査において高い評価をいただきました。



* 2016年1月31日付 日本経済新聞記事

『Sony Bank WALLET』サービス開始

貯めた外貨をそのまま使いたい、海外のATMで現金を引き出したい、などのお客さまの声にお応えし、2016年1月より『Sony Bank WALLET』のサービスを開始しました。『Sony Bank WALLET』はこの一枚でキャッシュカードとしてはもちろん、Visaデビットカードとして国内外でのショッピングにご利用いただけるほか、海外のATMでも現地通貨をお引き出しいただけます。ソニー銀行では、お客さまからいただいたご意見を参考に、より便利な商品の提供に努めてまいります。

● ビジネスパートナーとともに

公正な取引

ソニーフィナンシャルグループでは、「利益相反管理方針」「反社会的勢力排除に向けた基本方針」「贈賄防止規則」を定めるとともに、行動規範に定めるあらゆる適用法令や規則を遵守し、誠実かつ倫理的に事業活動を行うことを基本とし、すべてのビジネスパートナーと公正な取引を行っています。

パートナー(募集代理店)の皆さまとともに

ソニー生命の代理店(ソニー生命は同社代理店を、ビジネス上のパートナーであることはもとより、お客さまにとっては生涯の

パートナーでもあることから、「パートナー」と呼んでいます)は、ライフプランナー制度と並び、欠かすことのできない重要な販売チャネルです。ソニー生命では、パートナー向けの体系的な各種教育プログラムを用意し、商品に関する研修やソニー生命がこれまで培ってきたセールスプロセスに基づくニードセールのノウハウを提供しています。

地域に密着した質の高いサービスをお客さまへ提供しようという思いのもと、2016年7月1日現在、全国各地で約1,900店のパートナーがお客さまのパートナーとしての責任を着実に果たしています。

● 従業員とともに

ワーク・ライフ・バランス

ソニーフィナンシャルグループでは、仕事と生活のバランスがとれた柔軟な働き方を支援するための取組みを推進しています。

ソニー生命は設立当初より子育てを行う社員が継続して就業できるよう法令を上回る社内制度を整備し、2007年7月より、「次代を担う子どもの育成支援に積極的に取り組む企業」として東京労働局長より認定を受けています。また、ソニー損保でも2012年8月より、ダイレクト型損害保険会社としては初めて同認定を受けています。^{*} ソニー銀行では、社員の仕事と子育ての両立支援のための行動計画を策定し、ガイドブックの配布などにより、出産・育児を行う際に利用できる社会保障制度などの周知を図りました。今後も子育てと仕事の両立を通じ、子どもが健やかに生まれ育まれるための環境整備に、積極的に取り組んでいきます。

^{*}ダイレクト型損害保険会社で初めてであることは認定マーク「くるみん」取得について厚生労働省のウェブサイト公表することを了承した企業における、2012年8月29日付ソニー損保の調査によります。また、ダイレクト型損害保険会社とは、商品の販売やサービスの提供を、主に代理店などを介さずに行っている、日本国内の損害保険会社を指します。

2020年に向けた取組み

グループ各社では、2021年3月末までに下記を達成することを目指します。

ソニー生命	社員の平均残業時間	ひと月20時間未満
	男性社員の育児休業取得率	13%以上
ソニー損保	有給休暇取得率	75%以上
ソニー銀行	管理監督者の残業時間	月平均30時間以内

新人研修

グループ各社での研修に加え、グループ全体の事業内容の理解を促進するため、ライフプランニング研修、各社事業説明、職場見学などを含めたグループ合同の研修プログラムも実施しています。また入社2年目研修も、グループ合同で実施しています。

従業員の能力開発のための制度・取組み例

SDP (Self-Development Program)	自主的に能力開発に取り組む社員に対し、集合研修や通信教育講座の受講機会を提供。
マネジメントスキル 啓発プログラム	管理職のマネジメント能力強化策の一環として、グループ合同で実施。
社内留学制度	一定期間、他部署での就業経験が積める制度。他業務への理解、またはキャリアプラン実現のために活用可能。
グローバル人材の育成	将来的な海外事業展開を見据え、アクチュアリー海外研修などを実施。

ダイバーシティの推進

ソニーフィナンシャルグループでは、社員の雇用増加にともない、女性・外国人・障がい者を含む多様な人材が働いています。ソニー生命では、2015年4月にダイバーシティ推進室を設け、人材に応じた労働環境の整備に注力しています。また、人権や多様性に関する理解を深めるなど、社員向けの啓発活動にも取り組んでいます。

女性社員の活躍推進

ソニーフィナンシャルグループでは、女性社員の力は男性社員と同様に、今後の成長において重要な人材力だと考えています。ソニー生命の創業当時、生命保険会社では女性の営業職員が主流であったところ、ソニー生命は、戦略としてあえて男性のライフプランナーを営業の中心に置き、生命保険・金融のプロフェッショナルとして、高度な専門知識とコンサルティングに基づくニードセールズを実践し、成長してきました。しかし、時代の変化とともに、全社的に女性のライフプランナーの採用の取組みを積極化しており、2020年までにその年間採用数を現状の3倍となる100人に拡大する予定です。ソニー生命では、2015年4月に女性活躍推進室を設け、女性のライフプランナーの採用支援のみならず、例えば産休や育児休業を取得するときでも組織として支援する制度など、安心して働き続けられる職場づくりの推進に注力しています。

2020年に向けた取組み

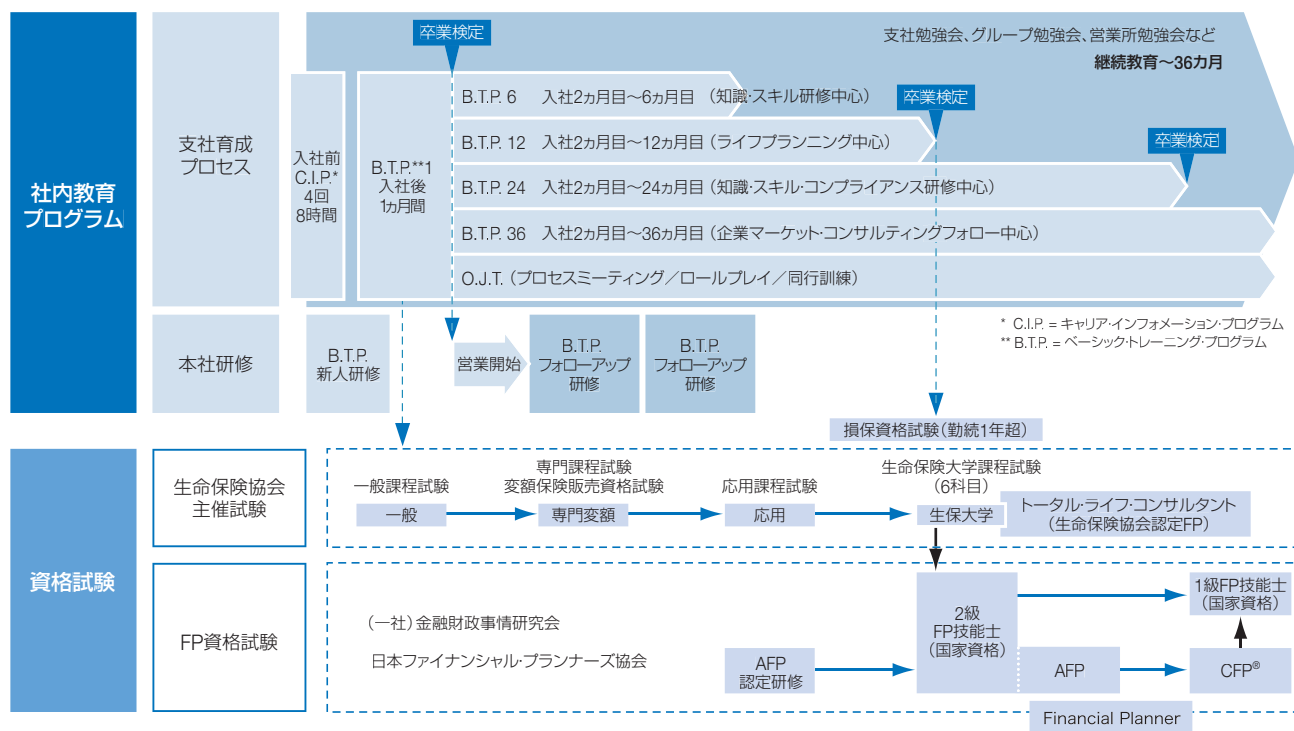
グループ各社では、2021年3月末までに女性管理職比率を下記のとおり引き上げることを目指します。

ソニー生命	女性管理職比率 ^{*1}	20%以上
	^{*1} 本社事業所管理職・係長級	
ソニー損保	女性管理職比率 ^{*2}	15%以上
	^{*2} 係長級以上	
ソニー銀行	女性管理職比率 ^{*3}	15%以上
	^{*3} 課長級以上	

ソニー生命のライフプランナー(営業社員)の教育体系

ライフプランナーは、お客さまを第一に考える姿勢、保険・金融のプロフェッショナルとして必要な知識とスキル、適切な習慣を身につけるため、全員入社後36カ月間のプログラムを履修しています。

ライフプランナーの教育体系(2016年7月1日現在)



● 地域社会とともに

保険商品による社会貢献活動

ソニー損保では、ドナーの方の経済的負担軽減のためにガン重点医療保険SURE〈シュア〉で「骨髄ドナーサポート特約」をすべての契約に自動で組み込み、ご契約者さまが血液難病の患者さんに骨髄を提供するための骨髄幹細胞採取手術を受けた場合に所定の保険金をお支払いしています。同特約について、お客さまの保険料のご負担はありません。

SUREは骨髄ドナーを
応援しています。

社員参加型の社会貢献活動

「ソニー生命ボランティア有志の会」

ソニー生命では「One Love One Trust(ひとつの愛が一つの信頼を生む)」を合言葉に、多くの社員がボランティア活動の価値を見出して社会に貢献しており、そのような企業文化が根付いています。「ソニー生命ボランティア有志の会」は、阪神・淡路大震災をきっかけとして、1995年にソニー生命社員有志により発足し、震災から21年以上を経た現在も運営している組織です。社員一人ひとりが運営主体となり、社員の募金によって運営され、趣向を凝らした幅広い活動を行っています。

主な活動例

- ・ 阪神・淡路大震災で被害に遭われた高齢者の方々への継続的支援
- ・ 「スペシャルオリンピックス日本」*への支援
- ・ 青少年の育成支援活動として養護施設でのイベント開催
- ・ 「大分国際車いすマラソン」の大会運営サポート
- ・ 「リレー・フォー・ライフ」**への支援
- ・ 東日本大震災の復興支援活動（炊き出しや地域祭への参加、花を植えたプランターの仮設住宅への配布など）

*「スペシャルオリンピックス日本」とは
知的発達障がいのある方々に日常的なスポーツトレーニングの機会を年間をとおして提供するとともに、その成果の発表の場である競技会の開催をとおして社会参加を応援する公益財団法人です。

**「リレー・フォー・ライフ」とは
がんと闘っている方々やその家族、そして遺族が24時間かけて競技場のトラックを周回し、がん撲滅を訴える世界的なチャリティー運動で、現在、世界20カ国5,000カ所以上で行われています。

ソニーフィナンシャルグループ寄付・支援金

主な寄付・支援先	金額
NPO法人 そらべあ基金	¥11,226,860
公益財団法人アイメイト協会およびアイメイト後援会	6,323,418
公益社団法人日本ユネスコ協会連盟	6,839,131
公益財団法人スペシャルオリンピックス日本	5,000,000
2016年3月期 グリーン電力およびJ-クレジット購入	3,270,900
ボランティア有志の会 活動支援金	1,500,000
公益財団法人世界自然保護基金ジャパン	1,130,300
公益財団法人東京フィル・ハーモニー交響楽団	1,000,000
ハンド・イン・ハンド日本事務局	1,000,000
その他（社団法人、財団法人、学会など）	3,839,653
合計	¥41,130,262

「ライフプランニング授業」の実施校が延べ900校に

ソニー生命では2007年3月期より、ライフプランナーが講師となり、全国の生徒・学生を対象としたライフプランニングの体験学習を実施しています。これは、ライフプランニングを通じて、人生を計画的に生きることや、夢に向かって努力することの大切さを感じてもらうことを目的としたものです。

このプログラムは、高校の先生から「ライフプランニングを活かし、子どもたちが将来の目標を持つきっかけにしたい」というご意見をいただいたことから始まりました。授業では体験プログラムとして、これから先の長い人生における自分の夢ややりたい姿を描いてもらい、描いた人生で必要となる資金などに関して講師であるライフプランナーがアドバイスをし、経済的な観点からライフプランを検証できるようにサポートします。

ライフプランニング授業を受けて「努力や工夫によって、夢が実現できる気がしてきた」「将来の生活や職業について、どうしたいのか考えるきっかけになった」「親が生活費や教育費をやりくりしていることを実感し、感謝の気持ちが生まれた」などの感想をいただきます。

人生とお金について考える機会を提供することで、自分らしい人生の選択ができる次世代がひとりでも多く育ってほしいと考えています。



「ライフプランニング授業」の様子

ライフプランニング授業		
2016年3月期	実施校数	153校
	受講生徒数	19,437名
累計 (2007～2016年3月期)	実施校数	900校(延べ)
	受講生徒数	92,368名

機関投資家としての社会貢献活動

SFHの子会社であるソニー生命は、機関投資家として、「責任ある機関投資家」の諸原則「日本版スチュワードシップ・コード」の受け入れを表明しています。

*日本版スチュワードシップ・コードに対するソニー生命の基本的な考え方および議決権行使については、ソニー生命ウェブサイト (<http://www.sonylife.co.jp/company/management/jsc/>) をご覧ください。

地球環境保全活動

ソニーフィナンシャルグループは、地球環境の保全が人類共通の最重要課題のひとつであると認識し、主要子会社それぞれが「環境方針」を定め、日々の事業活動を通じて環境保全に配慮した活動・取組みを実施しています。

グループ各社で取組む活動

グリーン電力の利用

CO₂排出量削減策の一環として、ソニー生命では日本の生命保険業界で初めて、グリーン電力を事業活動に利用できる「グリーン電力証書システム」を導入しました。さらにソニー損保およびソニー銀行は「J-クレジット制度」*を利用して、CO₂排出削減に貢献しています。ソニー銀行では「カーボンオフセット銀行」として、使用したすべての電力（業務委託分を除く）を対象に排出されるCO₂量を100%オフセットしています。

このように、グループ各社は、太陽光や風力、地熱、バイオマスなどの自然エネルギーによる発電の普及促進に貢献しています。2016年3月期は、当社グループ合計で159万kWh相当分



の電力証書およびJ-クレジットを購入しました。

*J-クレジット制度は省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組みによるCO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。

ISO14001認証の取得

ソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行の各社*は、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得し、電力やコピー用紙使用量の低減目標値を定めた省エネルギー・省資源活動、事務用品におけるエコ商品比率を高めるグリーン購入の推進などを行っています。

*ソニー生命本社、ソニー損保本社、ソニー銀行本店および住宅ローンプラザを対象としています。なお、ISO14001認証事業所においては、定期的な内部環境監査を実施し、その結果を経営陣に報告しています。

お客さまとともに取組む活動

「そらべあ基金」への寄付活動

ソニー損保は、お客さまのカーライフをサポートする自動車保険を主力商品のひとつとしています。自動車は、私たちの生活に豊かさや便利さをもたらしてくれますが、一方で、走行中に排出される排気ガスが、地球温暖化を進行させていることも事実です。だからこそ、少しでも地球温暖化の防止につながる活動を推進していくことが社会的責任であると考え、2009年から再生可能エネルギーの普及活動や環境教育を行うNPO法人そらべあ基金と協同で、「幼稚園にソーラー発電所を☆プログラム」を実施しています。

その寄付金は、全国の幼稚園や保育園を対象にした太陽光発電設備「そらべあ発電所」の寄贈などに充当されます。2016年3月期は、和歌山県、愛知県、兵庫県の保育園に計3基の「そ

らべあ発電所」を寄贈しました。これまで同プログラムによるソニー損保の「そらべあ発電所」の寄贈数は、合計17基となりました（2016年7月1日現在）。

また、ソニー生命でも2016年3月期は、鹿児島県の保育園に1基の「そらべあ発電所」を寄贈しました。

お客さまの各種契約手続きのペーパーレス化・電子交付への切替えによるCO₂削減

ソニーフィナンシャルグループでは、紙資源の節約、郵送にかかるCO₂排出量の削減に努めており、各種契約手続きや取引時のペーパーレス化を推進しています。

ソニー生命では端末を約5,000台導入することにより、営業支援システムを刷新し、生命保険契約の申込手続きをペーパーレス化し、年間の紙使用量約500万枚を削減しました。

ソニー銀行では投資信託の取引関連書類について電子交付への切替えを行っていただくようお願いしています。

ソニー損保では、自動車保険においてインターネットによる契約申込を可能とし、紙の申込書などの作成・郵送を省略しています。加えて、お客さまがウェブサイトからご契約いただく際に保険証券などの発行・郵送の省略を希望された場合、自動車保険料から500円を割引く証券ペーパーレス割引を適用し、環境保全の取組みを進めています。



「そらべあ発電所」寄贈記念式典（2015年10月 仔羊幼稚園（愛知県））

コーポレート・セクション

会社概要

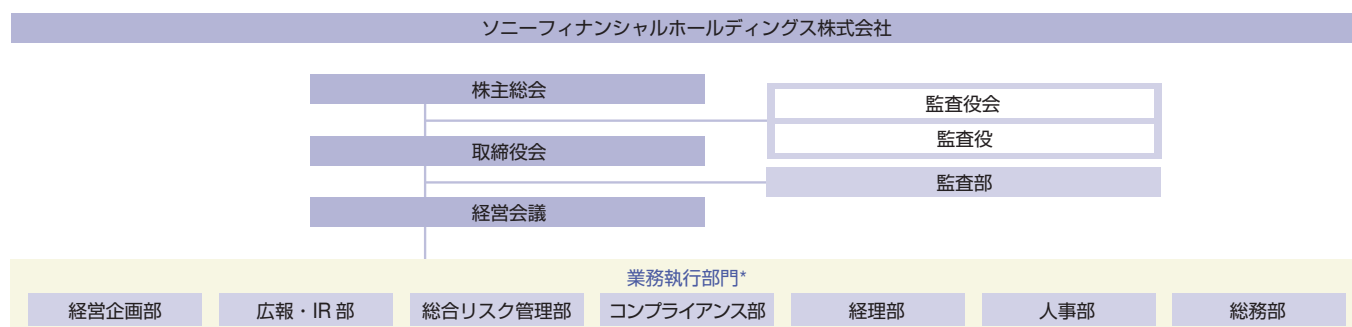
(2016年7月4日現在)

商号	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 (英文名) Sony Financial Holdings Inc.
設立年月日	2004年4月1日
所在地	東京都千代田区大手町1丁目9番2号
事業内容	生命保険会社・損害保険会社・銀行・その他の保険業法および銀行法の規定により子会社とした会社の経営管理およびそれに附帯する業務
従業員数 (2016年3月31日現在)	SFH：62名 (連結:9,029名、生命保険事業:7,280名、損害保険事業:1,177名、銀行事業:532名、全社(共通):40名)
資本金	19,900百万円

(注) SFHの従業員のうち、13名は生命保険事業、1名は損害保険事業、8名は銀行事業、40名は全社(共通)に属しています。

組織図*

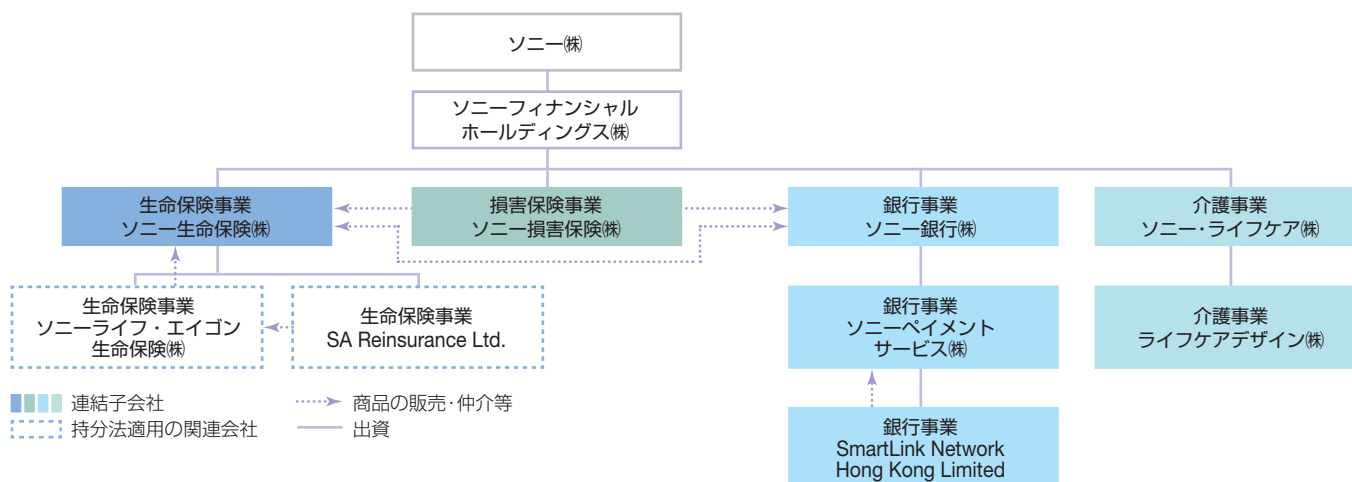
(2016年7月1日現在)



*2016年8月1日付で金融市場調査部が新設されます。

ソニーフィナンシャルグループ事業系統図

(2016年7月1日現在)



(注) 各事業の記載は、SFHのセグメント情報の分類に基づくものです。

グループ各社の概要

(2016年7月4日現在)

生命保険事業

商号	設立	所在地	事業内容	資本金	株主
ソニー生命保険株式会社 (英文名: Sony Life Insurance Co., Ltd.)	1979年 8月10日	東京都 千代田区 大手町1丁目9番2号	生命保険業	70,000 百万円	ソニーフィナンシャル ホールディングス株式会社 100%
ソニーライフ・エイゴン 生命保険株式会社 (英文名: AEGON Sony Life Insurance Co., Ltd.)	2007年 8月29日	東京都 渋谷区 神宮前5丁目52番2号	生命保険業	14,000 百万円	ソニー生命保険株式会社 50% エイゴン・インターナショナルB.V. 50%
SA Reinsurance Ltd.	2009年 10月29日	英国領バミューダ (British Bermuda)	再保険業	13,400 百万円	ソニー生命保険株式会社 50% エイゴン・インターナショナルB.V. 50%

損害保険事業

商号	設立	所在地	事業内容	資本金	株主
ソニー損害保険株式会社 (英文名: Sony Assurance Inc.)	1998年 6月10日	東京都 大田区 蒲田5丁目37番1号	損害保険業	20,000 百万円	ソニーフィナンシャル ホールディングス株式会社 100%

銀行事業

商号	設立	所在地	事業内容	資本金	株主
ソニー銀行株式会社 (英文名: Sony Bank Inc.)	2001年 4月2日	東京都 千代田区 神田錦町3丁目26番地	銀行業	31,000 百万円	ソニーフィナンシャル ホールディングス株式会社 100%
ソニーペイメント サービス株式会社 (英文名: Sony Payment Services Inc.)	2006年 9月1日	東京都 港区 高輪1丁目3番13号	クレジット カード 決済事業	488 百万円	ソニー銀行株式会社 57% 他4社
SmartLink Network Hong Kong Limited	2013年 2月27日	中華人民共和国 香港特别行政区 (Hong Kong, China)	クレジット カード 決済事業	13 百万円	ソニーペイメントサービス株式会社 100%

介護事業

商号	設立	所在地	事業内容	資本金	株主
ソニー・ライフケア株式会社 (英文名: Sony Lifecare Inc.)	2014年 4月1日	東京都 渋谷区 渋谷3丁目11番11号	介護事業を行 う会社の経営 管理およびそ れに附帯する 事業	1,010 百万円	ソニーフィナンシャル ホールディングス株式会社 100%
ライフケアデザイン 株式会社 (英文名: Lifecare Design Inc.)	1999年 10月5日	東京都 渋谷区 渋谷3丁目11番11号	有料老人ホー ムの企画開発・ 運営	695 百万円	ソニー・ライフケア株式会社 100%

株式情報

資本金・株式の状況

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2004年4月1日 ^(注2)	2,000,000	2,000,000	500	500	175,877	175,877
2004年6月25日 ^(注3)	100,000	2,100,000	5,000	5,500	5,000	180,877
2007年10月10日 ^(注4)	75,000	2,175,000	14,400	19,900	14,400	195,277
2011年3月31日	—	2,175,000	—	19,900	—	195,277
2011年4月1日 ^(注5)	432,825,000	435,000,000	—	19,900	—	195,277

- (注) 1. 上記の発行済株式はすべて普通株式で、完全議決権株式であり、権利内容になんら限定のないSFHにおける標準となる株式です。
2. 会社設立によるものです。
3. 100,000株 (1株につき0.05株) の株主割当によるもので、払込金額は1株当たり100,000円、資本組入額は1株当たり50,000円です。
4. 有償一般募集 (ブックビルディング方式による募集) によるもので、1株当たりの発行価格は400,000円、引受価格 (払込金額) は384,000円、資本組入額は192,000円で、払込金額総額は28,800,000千円です。
5. 2011年4月1日を効力発生日として、1株につき200株の割合をもって株式分割を行いました。また、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しました。

上場証券取引所 (2016年7月1日現在)

東京証券取引所市場第一部 (証券コード: 8729)

大株主の状況 (2016年3月31日現在)

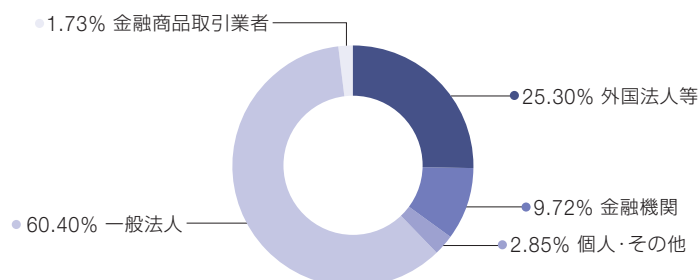
氏名または名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
ソニー株式会社	261,000,000	60.00
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	13,136,660	3.01
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	9,893,655	2.27
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	9,222,200	2.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	8,022,937	1.84
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	6,250,390	1.43
資産管理サービス信託銀行株式会社 (投信受入担保口)	4,267,114	0.98
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	3,875,122	0.89
MSCO CUSTOMER SECURITIES	3,216,600	0.73
SAJAP	3,043,500	0.69

株式分布状況 (2016年3月31日現在)

所有者別

発行済株式総数

435,000,000株



配当政策

配当の状況	2013年 3月期	2014年 3月期	2015年 3月期	2016年 3月期	2017年 3月期(予想)
親会社株主に帰属する当期純利益	450億円	405億円	544億円	433億円	460億円
1株当たり当期純利益	103.60円	93.11円	125.10円	99.67円	105.75円
1株当たり配当金	25円	30円	40円	55円	55円
配当性向(連結)	24.1%	32.2%	32.0%	55.2%	52.0%

株主への利益配分の基本方針

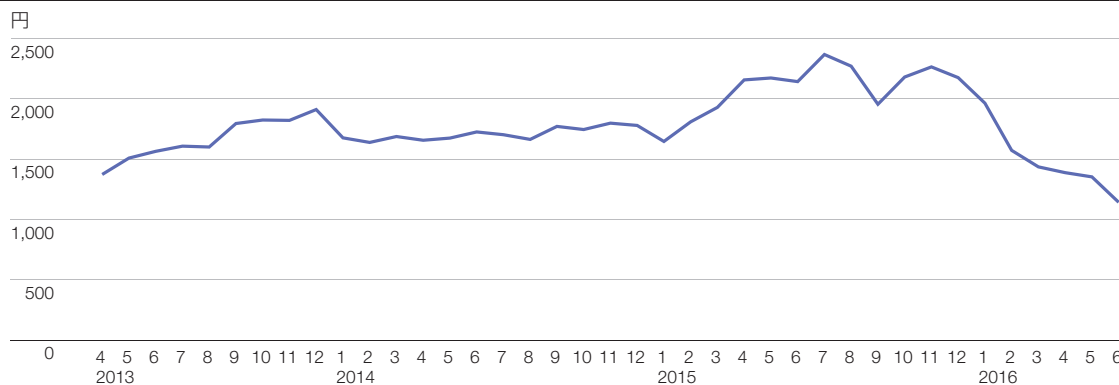
SFHは、グループ各社における適切な健全性の確保と成長分野への投資のための内部留保を確保した上で、安定的な配当の実施を基本方針とし、その上で、中長期の収益拡大に応じて配当を安定的に増やしていくことを目指しています。配当性向目標として、40%～50%を目安としております。各事業年度の配当額については、グループ各社のリスクに対する資本の十分性、投資機会、業績見通し、法令・内外規制動向等を総合的に勘案して決定してまいります。

SFHは年1回、期末配当として剰余金の配当を行っています。また、SFHは中間配当を行うことができる旨を定款に定めています。剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。

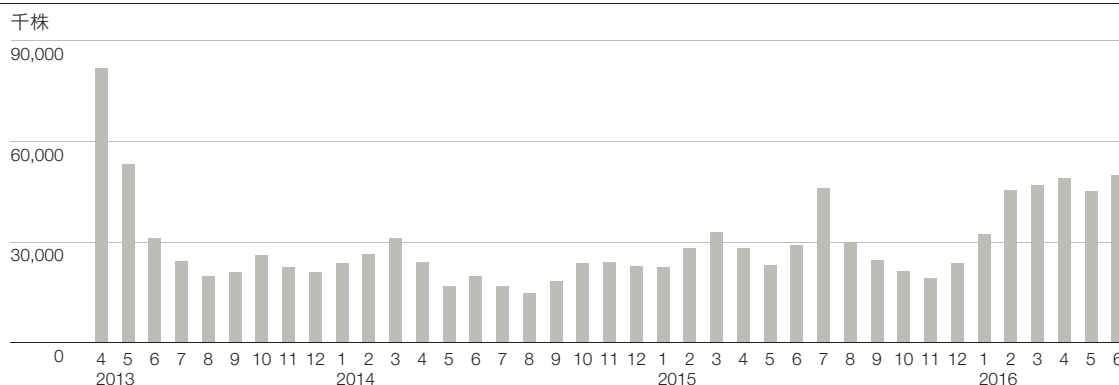
2016年3月期の期末配当は、当期の業績などを勘案し、1株につき15円増配し、1株につき55円、配当総額23,924百万円とし、2016年6月23日開催の株主総会の決議により実施しました。これにより、2013年3月期から4期連続の増配となりました。

2017年3月期の期末配当は、ソニーフィナンシャルグループを取巻く事業環境、2017年3月期の業績見通しなどを勘案の上、1株につき55円で据え置く予定です。

株価の推移



出来高の推移



修正ROEの算式について

※ソニー生命の修正ROEの算式は、以下のとおりです。

$$\frac{\text{年間MCEV*増加額} + \text{配当額}}{(\text{前年度末MCEV*} - \text{配当額} + \text{当年度末MCEV*}) \text{の平均値}}$$

※ソニー損保の修正ROEの算式は、以下のとおりです。

$$\frac{\text{当期純利益(損失)} + \text{異常危険準備金繰入額(税後)} + \text{価格変動準備金繰入額(税後)}}{(\text{純資産の部} + \text{異常危険準備金(税後)} + \text{価格変動準備金(税後)}) \text{の期中平均値}}$$

※ソニー銀行のROEの算式は、以下のとおりです。

$$\frac{\text{親会社株主に帰属する当期純利益(損失)}}{\text{純資産の部の期中平均値}}$$

※グループ全体の当事業年度の連結修正ROEの算式は、以下のとおりです。

連結修正ROE = 連結修正利益 ÷ 連結修正資本

$$\frac{\begin{aligned} &\text{ソニー生命 年間MCEV*増加額} + \text{配当額} + \text{ソニー損保 当期純利益(損失)} + \text{異常危険準備金繰入額(税後)} \\ &+ \text{価格変動準備金繰入額(税後)} + \text{ソニー銀行 親会社株主に帰属する当期純利益(損失)} \end{aligned}}{\begin{aligned} &\text{ソニー生命 (前年度末MCEV*} - \text{配当額} + \text{当年度末MCEV*}) \text{の平均値} + \text{ソニー損保 (純資産の部} + \text{異常危険準備金(税後)} \\ &+ \text{価格変動準備金(税後)}) \text{の期中平均値} + \text{ソニー銀行 純資産の部の期中平均値} \end{aligned}}$$

* ヨーロッパの主だった保険会社のCFOフォーラムにより公表されたMCEVディスクロージャーの国際統一基準MCEV Principles© **に準拠したEV。

** Copyright© Stichting CFO Forum Foundation 2008

財務セクション

目次

SFH連結財務諸表	連結貸借対照表	84
	連結損益計算書及び連結包括利益計算書	86
	連結株主資本等変動計算書	89
	連結キャッシュ・フロー計算書	91
	連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (2016年3月31日に終了した年度)	92
	注記事項(2016年3月31日に終了した年度)	95
自己資本の充実の 状況等について	定性的な開示事項	110
	定量的な開示事項	115
ソニー生命の2016年3月末のMCEV		122

SFH連結財務諸表

当社の連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結キャッシュ・フロー計算書）については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwCあらた監査法人の監査証明を受けております。

また、当社の銀行法第52条の28第1項の規定により作成した書面については、会社法第396条第1項により、PwCあらた監査法人の監査を受けています。

連結貸借対照表

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社

2015年、2016年3月31日現在

	百万円	
	2015	2016
資産の部		
現金及び預貯金	¥ 134,803	¥ 144,364
コールローン及び買入手形	77,234	88,200
買入金銭債権	—	884
金銭の信託	336,842	303,973
有価証券	7,377,545	8,021,493
貸出金	1,349,586	1,515,833
有形固定資産	123,083	121,376
土地	83,007	83,007
建物	35,323	33,215
リース資産	74	40
建設仮勘定	1,666	213
その他の有形固定資産	3,010	4,900
無形固定資産	33,366	29,887
ソフトウェア	33,245	29,836
のれん	99	19
その他の無形固定資産	21	31
再保険貸	297	399
外国為替	2,224	1,139
その他資産	102,756	115,474
退職給付に係る資産	3,005	2,216
繰延税金資産	6,545	8,181
貸倒引当金	△1,422	△1,308
資産の部合計	¥9,545,868	¥10,352,114

		百万円	
		2015	2016
負債の部			
保険契約準備金	¥6,879,055	¥7,504,420	
支払備金	61,114	67,177	
責任準備金	6,813,749	7,432,237	
契約者配当準備金	4,191	5,006	
代理店借	2,450	2,455	
再保険借	675	626	
預金	1,872,860	1,912,592	
コールマネー及び売渡手形	6,000	—	
借入金	20,000	40,000	
外国為替	46	87	
社債	20,000	20,000	
その他負債	122,340	183,835	
賞与引当金	3,395	3,557	
退職給付に係る負債	24,558	29,263	
役員退職慰労引当金	338	351	
特別法上の準備金	42,969	44,410	
価格変動準備金	42,969	44,410	
繰延税金負債	—	5,647	
再評価に係る繰延税金負債	503	488	
負債の部合計	8,995,195	9,747,736	
純資産の部			
株主資本			
資本金	19,900	19,900	
資本剰余金	195,277	195,277	
利益剰余金	212,124	238,079	
自己株式	△0	△0	
株主資本合計	427,301	453,256	
その他の包括利益累計額			
その他有価証券評価差額金	127,166	157,364	
繰延ヘッジ損益	△2,086	△2,347	
土地再評価差額金	△1,480	△1,465	
為替換算調整勘定	0	—	
退職給付に係る調整累計額	△1,522	△3,760	
その他の包括利益累計額合計	122,078	149,791	
非支配株主持分	1,292	1,329	
純資産の部合計	550,672	604,377	
負債及び純資産の部合計	¥9,545,868	¥10,352,114	

添付の注記は、これらの連結財務諸表の一部です。

連結損益計算書及び連結包括利益計算書

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社

2015年、2016年3月31日に終了した1年間

	百万円	
(1) 連結損益計算書	2015	2016
経常収益	¥1,352,325	¥1,362,044
生命保険事業	1,221,077	1,227,409
保険料等収入	912,605	1,026,615
保険料	911,068	1,024,974
再保険収入	1,537	1,640
資産運用収益	279,691	170,048
利息及び配当金等収入	133,135	140,981
金銭の信託運用益	5,283	11,973
売買目的有価証券運用益	507	98
有価証券売却益	8,899	12,204
有価証券償還益	1	—
金融派生商品収益	—	4,768
為替差益	5,068	—
その他運用収益	7	21
特別勘定資産運用益	126,789	—
その他経常収益	28,780	30,745
損害保険事業	93,022	96,904
保険引受収益	91,761	95,612
正味収入保険料	91,712	95,549
積立保険料等運用益	48	62
その他保険引受収益	0	0
資産運用収益	1,235	1,264
利息及び配当金収入	1,268	1,313
有価証券売却益	15	12
積立保険料等運用益振替	△48	△62
その他経常収益	25	27
銀行事業	38,224	37,731
資金運用収益	26,132	25,481
貸出金利息	14,070	14,739
有価証券利息配当金	11,960	10,671
コールローン利息及び買入手形利息	7	7
預け金利息	93	61
その他の受入利息	0	2
役務取引等収益	5,880	6,679
その他業務収益	5,997	5,189
外国為替売買益	3,906	4,263
その他の業務収益	2,090	926
その他経常収益	213	379

(次頁に続く)

	百万円	
	2015	2016
経常費用	¥1,262,262	¥1,290,941
生命保険事業	1,145,087	1,169,419
保険金等支払金	382,902	363,370
保険金	79,622	84,283
年金	11,280	11,496
給付金	63,166	74,842
解約返戻金	223,130	184,936
その他返戻金	3,675	5,711
再保険料	2,027	2,099
責任準備金等繰入額	604,357	613,480
支払備金繰入額	746	4,185
責任準備金繰入額	603,607	609,291
契約者配当金積立利息繰入額	3	2
資産運用費用	9,439	23,095
支払利息	31	53
有価証券売却損	0	—
有価証券償還損	0	1
金融派生商品費用	2,099	—
為替差損	—	2,798
貸倒引当金繰入額	32	5
賃貸用不動産等減価償却費	1,833	1,825
その他運用費用	5,441	3,675
特別勘定資産運用損	—	14,735
事業費	115,237	132,896
その他経常費用	33,149	36,578
損害保険事業	88,115	91,522
保険引受費用	65,206	67,326
正味支払保険金	45,985	48,111
損害調査費	6,857	7,098
諸手数料及び集金費	929	1,043
支払備金繰入額	2,966	1,877
責任準備金繰入額	8,465	9,195
その他保険引受費用	0	0
資産運用費用	1	4
有価証券売却損	1	4
営業費及び一般管理費	22,900	24,188
その他経常費用	7	3

(次頁に続く)

連結損益計算書(続き)

百万円

	2015	2016
銀行事業	¥29,060	¥ 29,999
資金調達費用	9,407	8,884
預金利息	5,012	4,827
コールマネー利息及び売渡手形利息	6	5
借入金利息	22	32
社債利息	97	98
金利スワップ支払利息	4,268	3,921
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	1,948	2,437
その他業務費用	135	181
営業経費	17,517	18,347
その他経常費用	50	147
経常利益	90,062	71,103
特別損失	1,927	2,793
固定資産等処分損	511	882
減損損失	71	470
特別法上の準備金繰入額	1,311	1,440
価格変動準備金繰入額	1,311	1,440
事業譲渡損	32	—
契約者配当準備金繰入額	2,153	3,564
税金等調整前当期純利益	85,981	64,744
法人税及び住民税等	32,207	26,191
法人税等調整額	△668	△4,856
法人税等合計	31,538	21,335
当期純利益	54,442	43,409
非支配株主に帰属する当期純利益	23	54
親会社株主に帰属する当期純利益	¥54,419	¥ 43,355

添付の注記は、これらの連結財務諸表の一部です。

(2) 連結包括利益計算書

百万円

	2015	2016
当期純利益	¥54,442	¥ 43,409
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	35,164	30,198
繰延ヘッジ損益	302	△261
土地再評価差額金	33	14
為替換算調整勘定	1	△1
退職給付に係る調整額	762	△2,254
持分法適用会社に対する持分相当額	0	—
その他の包括利益合計	36,264	27,695
包括利益	¥90,707	¥ 71,105
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	¥90,690	¥ 71,068
非支配株主に係る包括利益	¥ 16	¥ 37

連結株主資本等変動計算書

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社

2015年、2016年3月31日に終了した1年間

	2015				
	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	¥19,900	¥195,277	¥ 164,790	¥△0	¥ 379,967
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	5,965	—	5,965
会計方針の変更を反映した当期首残高	19,900	195,277	170,755	△0	385,932
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△13,049	—	△13,049
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	54,419	—	54,419
自己株式の取得	—	—	—	△0	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	41,369	△0	41,369
当期末残高	¥19,900	¥195,277	¥ 212,124	¥△0	¥ 427,301

	2015							
	その他の包括利益累計額							
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	非支配株主 持分	純資産合計
当期首残高	¥ 92,002	¥△2,388	¥△1,513	¥ 0	¥△2,292	¥ 85,807	¥1,275	¥ 467,050
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	—	—	5,965
会計方針の変更を反映した当期首残高	92,002	△2,388	△1,513	0	△2,292	85,807	1,275	473,015
当期変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△13,049
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	54,419
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	35,164	302	33	0	769	36,270	16	36,287
当期変動額合計	35,164	302	33	0	769	36,270	16	77,657
当期末残高	¥127,166	¥△2,086	¥△1,480	¥ 0	¥△1,522	¥122,078	¥1,292	¥ 550,672

(次頁に続く)

連結株主資本等変動計算書(続き)

百万円

	2016				
	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	¥19,900	¥195,277	¥212,124	¥△0	¥427,301
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△17,399	—	△17,399
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	43,355	—	43,355
自己株式の取得	—	—	—	△0	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	25,955	△0	25,954
当期末残高	¥19,900	¥195,277	¥238,079	¥△0	¥453,256

百万円

	2016							
	その他の包括利益累計額							
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	非支配株主 持分	純資産合計
当期首残高	¥127,166	¥△2,086	¥△1,480	¥ 0	¥△1,522	¥122,078	¥1,292	¥550,672
当期変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△17,399
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	43,355
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	30,198	△261	14	△0	△2,237	27,713	37	27,750
当期変動額合計	30,198	△261	14	△0	△2,237	27,713	37	53,705
当期末残高	¥157,364	¥△2,347	¥△1,465	¥ —	¥△3,760	¥149,791	¥1,329	¥604,377

添付の注記は、これらの連結財務諸表の一部です。

連結キャッシュ・フロー計算書

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
2015年、2016年3月31日に終了した1年間

	百万円	
	2015	2016
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	¥ 85,981	¥ 64,744
賃貸用不動産等減価償却費	1,833	1,825
減価償却費	9,686	10,067
減損損失	71	470
のれん償却額	79	79
支払備金の増減額(△は減少)	3,713	6,063
責任準備金の増減額(△は減少)	612,072	618,487
契約者配当準備金積立利息繰入額	3	2
契約者配当準備金繰入額(△は戻入額)	2,153	3,564
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△116	△113
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	2,954	2,469
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	88	69
価格変動準備金の増減額(△は減少)	1,311	1,440
利息及び配当金等収入	△160,536	△167,777
有価証券関係損益(△は益)	△134,394	7,620
支払利息	9,438	8,938
為替差損益(△は益)	△32,341	22,924
有形固定資産関係損益(△は益)	42	18
持分法による投資損益(△は益)	1,506	718
貸出金の純増(△) 減	△129,767	△156,996
預金の純増減(△)	△16,093	39,935
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	—	20,000
コールローン等の純増(△) 減	—	5,115
コールマネー等の純増減(△)	—	△6,000
外国為替(資産)の純増(△) 減	5,528	1,085
外国為替(負債)の純増減(△)	6	40
その他	27,714	△16,020
小計	290,938	468,773
利息及び配当金等の受取額	172,736	180,527
利息の支払額	△9,117	△9,196
契約者配当金の支払額	△2,202	△2,752
法人税等の支払額	△26,698	△34,875
営業活動によるキャッシュ・フロー	425,656	602,475
投資活動によるキャッシュ・フロー		
金銭の信託の増加による支出	△3,081	—
金銭の信託の減少による収入	5,300	48,465
有価証券の取得による支出	△943,359	△1,327,890
有価証券の売却・償還による収入	588,936	698,310
貸付けによる支出	△54,199	△56,782
貸付金の回収による収入	24,618	28,761
債券貸借取引受入担保金の純増減額(△は減少)	—	62,804
その他	△1,626	△567
資産運用活動計	△383,413	△546,898
営業活動及び資産運用活動計	42,243	55,576
有形固定資産の取得による支出	△54,563	△2,049
無形固定資産の取得による支出	△4,712	△6,927
非連結子会社株式の取得による支出	△1,000	△1,500
関連会社株式の取得による支出	△2,500	△1,450
その他	758	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△445,431	△558,825
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△13,050	△17,401
自己株式の取得による支出	△0	△0
その他	△36	△36
財務活動によるキャッシュ・フロー	△13,087	△17,437
現金及び現金同等物に係る換算差額	4	△13
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△32,857	26,197
現金及び現金同等物の期首残高	240,279	207,422
現金及び現金同等物の期末残高	¥ 207,422	¥ 233,620

添付の注記は、これらの連結財務諸表の一部です。

(注) 上記連結キャッシュ・フロー計算書は、保険業法施行規則第210条の10の規定に基づく様式に準じて記載しています。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(2016年3月31日に終了した年度)

1 連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社 5社

会社名

ソニー生命保険株式会社

ソニー損害保険株式会社

ソニー銀行株式会社

ソニーペイメントサービス株式会社

SmartLink Network Hong Kong Limited

非連結子会社

主要な会社名

ソニー・ライフケア株式会社

ライフケアデザイン株式会社

非連結子会社は、総資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社 2社

会社名

ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社

SA Reinsurance Ltd.

持分法非適用の非連結子会社

主要な会社名

ソニー・ライフケア株式会社

ライフケアデザイン株式会社

持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）からみて、持分法の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

持分法非適用の関連会社

該当事項はありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) のれんの償却に関する事項

5年間の定額法により償却を行っております。

2 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券及び「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号平成12年（2000年）11月16日。以下「業種別監査委員会報告第21号」という）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把

握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。

なお、其他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

また、責任準備金対応債券のリスクの管理方針の概要は、次のとおりであります。

国内生命保険子会社の個人保険・個人年金保険に設定した小区分（保険種類・残存年数等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、業種別監査委員会報告第21号に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～47年 その他 2～20年

(4) 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法

定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（概ね5年）に基づく定額法により償却しております。

(5) リース資産の減価償却の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(6) 貸倒引当金の計上方法

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権、実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権及び時価が著しく下落した預託保証金等については、担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額等を控除した回収不能見込額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。

(7) 賞与引当金の計上方法

従業員への賞与の支給に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上方法

役員への退職慰労金の支払いに備えるため、当連結会計年度末における内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(9) 価格変動準備金の計上方法

株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主に給付算定式基準によっております。

② 過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7～16年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(11) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

連結決算日の為替相場により円換算しております。

(12) ヘッジ会計の方法

銀行子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は時価ヘッジによっております。固定金利の貸出金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号平成14年(2002年)2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。短期固定金利の預金に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。また、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。これらについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

(13) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(14) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、損害保険子会社の損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、主として、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

(15) 責任準備金の積立方法

保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

イ. 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年(1996年)大蔵省告示第48号)

ロ. 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

(16) 会計方針の変更

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成25年(2013年)9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成25年(2013年)9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成25年(2013年)9月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

注記事項

(2016年3月31日に終了した年度)

1 連結貸借対照表関係

1. 担保に供している資産及び担保付債務の額は、次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	93,037百万円
------	-----------

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金	62,804百万円
-------------	-----------

借入金	40,000百万円
-----	-----------

上記のほか、内国為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

有価証券	37,960百万円
------	-----------

金融商品等差入担保金	7,701百万円
------------	----------

2. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、48,796百万円であります。

3. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式14,949百万円を含んでおります。なお、このうち共同支配企業に対する投資額は11,389百万円であります。

4. 貸出金のうち、破綻先債権は285百万円（貸倒引当金控除前）、延滞債権は1,332百万円（貸倒引当金控除前）であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年（1965年）政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

5. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

6. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権は1,443百万円（貸倒引当金控除前）であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

7. 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,061百万円（貸倒引当金控除前）であります。

8. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号平成26年（2014年）11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、8,603百万円であります。

9. 有形固定資産の減価償却累計額は、31,898百万円であります。

10. 保険業法第118条に規定する生命保険子会社の特別勘定の資産の額は、850,323百万円であります。なお、負債の額も同額であります。

11. 生命保険子会社に係る契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。

期首残高	4,191百万円
契約者配当金支払額	2,752百万円
利息による増加等	2百万円
契約者配当準備金繰入額	3,564百万円
期末残高	5,006百万円

12. 生命保険子会社は、土地の再評価に関する法律(平成10年(1998年)3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価損部分については税金相当額に評価性引当額を認識したことからその全額を、評価益部分については税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上しこれを控除した金額を、土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

- 再評価を行った年月日 2002年3月31日

- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年(1998年)3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める鑑定評価に基づいて算出

13. 生命保険子会社及び銀行子会社の当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、30,611百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが27,011百万円あります。

14. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する連結会計年度末における生命保険子会社の今後の負担見積額は、9,821百万円であります。なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。

15. 1株当たり純資産額は、1,386円32銭であります。

16. 金融商品の時価等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、保険業法・銀行法等の規定に基づき生命保険事業、損害保険事業及び銀行事業を行っております。金融資産(生命保険事業においては、保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定に限る)については、安定的な投資収益の確保のため、公社債・外国公社債・国内株式・貸出金等の様々な投資資産を保有しております。また、金融負債については、銀行事業において個人顧客からの預金による調達が大宗を占めております。このように、当社グループは主として金利・為替等の変動を伴う金融資産及び金融負債を有していることから、金利・為替変動等による不利な影響が生じないよう、資産負債の適切なバランスを保つことを目的に、各事業ごとに資産負債の総合管理(以下「ALM」という)を行っております。また、リスクをコントロールする手段として、生命保険事業及び銀行事業においてはデリバティブ取引も行っております。

②金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として有価証券及び貸出金であります。有価証券は主に国債及び社債等であり、その他にも国内株式、外国証券、組合出資金等の様々な有価証券を、売買目的、満期保有目的、責任準備金対応目的及びその他保有目的で保有しております。これらは金利リスク、信用リスク、株式の市場価格変動リスク、為替リスク等に晒されております。なお、有価証券の一部には、非上場外国証券等の流動性に乏しい金融資産も含まれております。

また、貸出金は、生命保険事業における保険約款貸付、銀行事業における個人向けの住宅ローンが中心であります。これらは債務不履行に伴う信用リスクならびに金利リスクに晒されております。ただし、保険約款貸付においては貸付額を解約返戻金の範囲内に制限しております。また、住宅ローンにおいては不動産担保等を設定しております。これらにより、貸出金に係るリスクの低減を図っております。

一方、金融負債は、主として個人顧客からの預金による調達であり、金利リスクに晒されております。また、個人顧客からの預金には、外貨建のものを含んでおり、これらについては金利・為替リスクに晒されております。

生命保険事業におけるデリバティブ取引は、金利スワップによる保有資産及び負債の金利リスクヘッジ、為替予約取引による保有資産及び個人変額保険の最低保証に係る為替リスクヘッジ、及び株価指数先物取引による保有資産及び個人変額保険の最低保証に係る株式の市場価格変動リスクヘッジを行っており、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。また、生命保険事業の利用しているデリバティブ取引にヘッジ会計は適用しておりません。

銀行事業におけるデリバティブ取引は、主にALMの一環で行っております。この内、固定金利の貸出金、預金の金利リスクに対して、金利スワップ取引をヘッジ手段としてヘッジ会計を適用しております。貸出金については、ヘッジ開始時においてヘッジ対象の貸出金とヘッジ

手段の金利スワップとが3カ月以内の残存期間でグルーピングされていることを確認することにより、ヘッジの有効性の評価に代えております。預金については、ヘッジ開始時においてヘッジ対象の預金とヘッジ手段の金利スワップの金利インデックスが同一であること、ヘッジ対象とヘッジ手段が3カ月以内の金利改定期間でグルーピングされていることを確認することにより、ヘッジの有効性の評価に代えております。

また、その他有価証券に区分している固定金利の債券の金利変動に伴う相場変動を相殺する目的で金利スワップ取引等を行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しております。ヘッジ開始時においてヘッジ対象の有価証券とヘッジ手段の金利スワップ等のキャッシュ・フローが一致していることを確認することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

また、金融商品の取引にあたっては、流動性リスクに晒されております。流動性リスクには、資金繰りリスクと、市場流動性リスクがあります。資金繰りリスクとは、決済日に必要な資金が確保できなくなり、資金決済が履行できなくなることや、資金の確保により通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクであります。一方、市場流動性リスクとは、市場の混乱などにより市場において取引ができなくなり、保有するポジションを解消することが不可能となることや、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクであります。

③金融商品に係るリスク管理体制

当社は「リスク管理基本規則」を制定し、子会社の規模、特性、及び業務内容に応じたリスク管理を行っております。

当社グループのリスク管理に関する具体的な体制等は「リスク管理ガイドライン」に定めており、子会社においてそれぞれ自律的なリスク管理を行っております。当社はリスク管理統括部署によるモニタリング、リスク管理会議の開催などを通じ、子会社のリスク管理状況を把握し、取締役会、経営会議へ定期的に報告を行っております。

(i) 信用リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での信用リスク管理は、以下のように行っております。

- (a) 生命保険子会社においては、リスク管理部門が、有価証券の発行体の信用リスクやカウンターパーティリスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。
- (b) 損害保険子会社においては、資産運用リスクに関する諸規程に従い、有価証券の発行体の信用情報や時価の把握を行い、リスク管理部門がその状況を定期的に取締役会及び経営会議に報告しております。
- (c) 銀行子会社においては、信用リスクに関する管理諸規程を整備し、同諸規程に従い、それぞれの金融資産の特性に応じた信用リスク管理を行っております。個人向け貸出金については、個別案件ごとの与信審査、信用情報管理、担保の設定、問題債権への対応など個人与信管理に関する体制を整備して管理しております。

法人向け貸出金・社債等については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、信用格付け、保証や担保の設定、問題債権への対応など法人与信・市場与信管理に関する体制を整備して管理しております。

さらに、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引に関するカウンターパーティリスク等の市場与信リスク管理においては、時価の把握を定期的に行っております。

これらの信用リスク管理ならびに与信管理は、リスク管理部門ならびに審査部門が行い、その管理状況を、取締役会や経営会議に定期的に報告しております。さらに、内部監査部門による監査を実施しております。

(ii) 市場リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での市場リスク管理は、以下のように行っております。

- (a) 生命保険子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のよう管理しております。

- **金利リスク** リスク管理部門が、金利リスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、経営会議において対応等の協議を行い、ここで決定されたALMに関する方針に基づき、取締役会において実施状況の把握・確認を行っております。また、金融商品の金利や期間を総合的に把握し、「バリュエーション・アット・リスク（以下「VaR」という）」を用いたリスク量の分析等によりモニタリングを行い、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。

- **為替リスク** リスク管理部門が、為替リスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。

- **株式の市場価格変動リスク** リスク管理部門が、株式の市場価格変動リスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。

- **デリバティブ取引** リスク管理部門が、デリバティブ取引に関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。

(b) 損害保険子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のように管理しております。

●**金利リスク** 取締役会において決定されたリスク管理方針に基づき、リスク管理方法や手続等の詳細を明記した資産運用リスクに関する諸規程を定めております。これに基づき、リスク管理部門がモニタリングを実施し、その状況を定期的に取り締役会及び経営会議に報告しております。

●**価格変動リスク** 事業連携関係の強化を目的とした政策投資として株式を保有しており、資産運用リスクに関する諸規定に従い、リスク管理部門が市場環境や財務状況等のモニタリングを実施し、その状況を定期的に取り締役会及び経営会議に報告しております。

(c) 銀行子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のように管理しております。いずれもリスク管理部門において行われ、また、定期的に経営陣による取締役会や経営会議において、リスク管理状況の報告を行っております。さらに、内部監査部門による監査を実施しております。

●**金利・為替リスク** 市場リスクに関する管理諸規程を整備し、同諸規程に従い、金利・為替・株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクを管理しております。市場リスクに関する管理諸規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、取締役会にて決定されたALM及びリスク管理に関する方針に基づき、原則として1カ月に1回開催されるALM委員会及びリスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応、リスクの状況等について協議を行っております。日次管理はリスク管理部門において、金融資産及び金融負債の金利や為替レート、期間等を総合的に把握し、VaRや金利感応度分析等により、モニタリングならびに規程の遵守状況等の管理を行っております。なお、ALMの観点により、金利、為替の変動リスクをヘッジするための金利スワップ、通貨スワップ、為替取引等のデリバティブ取引も行っております。

●**市場価格変動リスク** 有価証券を含む投資商品の保有については、市場・市場与信リスクに関する管理諸規程に従い行われております。市場運用部門では外部から有価証券の購入を行っており、審査部門による事前審査、リスク管理部門による投資限度額設定・管理のほか、各部門の継続的なモニタリングを通じて、市場価格変動リスクの管理を行っております。

●**デリバティブ取引** デリバティブ取引に関しては、市場リスクに関する管理諸規程に基づき実施されております。また、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制態勢を整備しております。

●**市場リスクに係る定量的情報** 主要なリスク変数である金利リスク及び為替リスクの影響を受ける、主な金融商品は、「貸出金」、「有価証券」、「銀行業における預金」、「デリバティブ取引」となります。

これらの金融資産及び金融負債について、観測期間250営業日の金利及び為替の合理的な予想変動幅を用いた当面20営業日の損益に与える影響額をヒストリカル法により算出し、金利及び為替の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。2016年3月31日現在における当該数値は、99%の信頼区間において1,781百万円となっております。

当該影響額は、金利及び為替を除くリスク変数が一定の場合を前提としております。また、金利及び為替の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。以上の市場リスク管理は、リスク管理部門を中心に行い、また、その管理状況を、取締役会や経営会議に、定期的に報告しております。さらに、内部監査部門による監査を実施しております。

(iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での流動性リスク管理は、以下のように行っております。

(a) 生命保険子会社においては、「流動性リスク管理規程」に則り、各部署からの報告に基づき、経理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新し、資金繰りの管理を行い、リスク管理部門は流動性リスクを管理しております。経理部門及びリスク管理部門は、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的もしくは必要に応じて報告しております。

(b) 損害保険子会社においては、流動性リスクに関する諸規程に従い、資金繰り管理部門が資金繰り計画の作成・更新を行い、リスク管理部門がモニタリングを実施し、その状況を定期的に取り締役会及び経営会議に報告しております。

(c) 銀行子会社においては、流動性リスクに関する管理諸規程を整備し、同諸規程に従い、各種流動性リスクの管理を実施しております。まず、資金繰りリスクの管理については、資金繰りの状況をその資金繰りの逼迫度に応じてフェーズ分けし、各フェーズにおける管理手法、報告方法などを定めるとともに、必要に応じて、ガイドラインなどの設定と見直しを行っております。また、市場流動性リスクの管理については、各種取扱商品に対する市場流動性の状況を把握し、必要に応じて、商品ごとのガイドラインなどの設定と見直しを行っております。これらの流動性リスク管理は、リスク管理部門が行い、また、その管理状況を、取締役会や経営会議に、定期的に報告しております。さらに、内部監査部門による監査を実施しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2016年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2) 参照）。

3月31日現在	2016		
	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
①現金及び預貯金	¥ 144,364	¥ 144,364	¥ —
②コールローン及び買入手形	88,200	88,200	—
③金銭の信託			
その他の金銭の信託	303,973	303,973	—
④有価証券			
売買目的有価証券	796,241	796,241	—
満期保有目的の債券	5,463,440	7,511,682	2,048,241
責任準備金対応債券	251,260	292,566	41,305
その他有価証券	1,477,548	1,477,548	—
⑤貸出金	1,515,833		
貸倒引当金（*1）	△1,035		
貸出金（貸倒引当金控除後）	1,514,797	1,664,235	149,437
資産計	¥10,039,827	¥12,278,812	¥2,238,984
①預金	¥ 1,912,592	¥ 1,915,960	¥ 3,368
②社債	20,000	20,081	81
③債券貸借取引受入担保金	62,804	62,804	—
負債計	¥ 1,995,397	¥ 1,998,847	¥ 3,449
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	¥ 4,541	¥ 4,541	¥ —
ヘッジ会計が適用されているもの	(29,289)	(29,289)	—
デリバティブ取引計	¥ (24,748)	¥ (24,748)	¥ —

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

①現金及び預貯金、②コールローン及び買入手形

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券（債券）については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「18. 金銭の信託に関する事項」に記載しております。

④有価証券

株式は取引所の価格、債券及び投資信託は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「17. 有価証券に関する事項」に記載しております。

⑤貸出金

(i) 銀行事業の貸出金

貸出金は、貸出金の種類ごとに、将来キャッシュ・フローを見積もり、一定の割引率で割り引いて時価を算定しております。割引率は、LIBORベースのイールドカーブにリスクリ prémiumとして一般貸倒引当金の引当率を加えた利率を使用しております。

(ii) 生命保険事業の保険約款貸付

保険約款貸付の時価は将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価額によっております。

負債

①預金

預金は、預金種別ごとに、将来キャッシュ・フローを見積もり、一定の割引率で割り引いて時価を算定しております。割引率は、LIBORベースのイールドカーブにリスクプレミアムとして銀行子会社の格付け別累積デフォルト率を加えた利率を使用しております。

②社債

社債は、取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

③債券貸借取引受入担保金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「19. デリバティブ取引に関する事項」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産④有価証券」には含まれておりません。

	百万円
	2016
	連結貸借対照表 計上額
3月31日現在	
① 非上場の非連結子会社・関連会社株式(*1)	¥14,949
② ①以外の非上場株式(*1)	149
③ 組合出資金(*2)	17,902
合計	¥33,001

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注) 非上場株式及び組合出資金のうち、実質価額が取得原価に比べて著しく下落しており、実質価額が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該実質価額をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

当連結会計年度において、組合出資金について153百万円の減損処理を行っております。

また、実質価額が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として実質価額が取得原価に比べて50%以上下落した場合としております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	百万円			
	2016			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
3月31日現在				
現金及び預貯金	¥144,364	¥ —	¥ —	¥ —
コールローン及び買入手形	88,200	—	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券	2,835	22,551	236,260	5,239,435
公社債	2,835	22,451	236,160	5,125,853
国債・地方債	2,565	19,464	234,110	5,069,780
社債	270	2,987	2,050	56,073
その他	—	100	100	113,581
責任準備金対応債券	20,086	3,659	—	218,130
公社債	20,086	3,659	—	218,130
国債・地方債	—	3,100	—	177,830
社債	20,086	559	—	40,300
その他有価証券のうち満期があるもの	143,665	361,150	198,405	566,501
公社債	17,224	117,747	136,687	555,600
国債・地方債	11,530	82,757	108,383	555,550
社債	5,694	34,990	28,304	50
その他	126,440	243,403	61,717	10,901
貸出金(*)	29,591	61,525	74,535	1,177,256
合計	¥428,743	¥448,886	¥509,200	¥7,201,323

(*) 貸出金のうち、期間の定めのない保険約款貸付171,649百万円は含めておりません。

(注4) 預金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	2016					
	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
3月31日現在						
預金(*)	¥1,796,872	¥18,290	¥13,244	¥9,981	¥13,750	¥60,452
社債	10,000	10,000	—	—	—	—
合計	¥1,806,872	¥28,290	¥13,244	¥9,981	¥13,750	¥60,452

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

17. 有価証券に関する事項は次のとおりであります。

※連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

(1) 売買目的有価証券

	百万円
3月31日現在	2016
当連結会計年度の損益に含まれた評価差額	¥△75,945

(2) 満期保有目的の債券

	2016		
	連結貸借対照表計上額	時価	差額
3月31日現在			
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの			
公社債	¥5,418,387	¥7,457,895	¥2,039,507
国債・地方債	5,356,583	7,378,702	2,022,119
社債	61,804	79,192	17,388
その他	45,053	53,786	8,733
小計	5,463,440	7,511,682	2,048,241
合計	¥5,463,440	¥7,511,682	¥2,048,241

(注) 時価が連結貸借対照表計上額を超えないものはありません。

(3) 責任準備金対応債券

	2016		
	連結貸借対照表計上額	時価	差額
3月31日現在			
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの			
公社債	¥245,519	¥286,826	¥41,306
国債・地方債	190,111	220,242	30,131
社債	55,408	66,583	11,175
小計	245,519	286,826	41,306
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの			
公社債	5,741	5,740	△0
国債・地方債	—	—	—
社債	5,741	5,740	△0
小計	5,741	5,740	△0
合計	¥251,260	¥292,566	¥41,305

(4) その他有価証券

3月31日現在	2016		
	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
公社債	¥ 979,725	¥ 831,276	¥148,449
国債・地方債	909,832	763,337	146,494
社債	69,893	67,938	1,955
株式	29,209	14,181	15,027
その他	310,742	298,750	11,992
小計	1,319,678	1,144,208	175,469
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
公社債	6,790	6,801	△11
国債・地方債	5,026	5,034	△7
社債	1,763	1,766	△3
株式	163	173	△10
その他	151,801	152,610	△809
小計	158,754	159,585	△830
合計	¥1,478,433	¥1,303,793	¥174,639

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 149百万円)及びその他の証券(同 17,902百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(5) 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

(6) 当連結会計年度中に売却した責任準備金対応債券

該当事項はありません。

(7) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

3月31日に終了した1年間	2016		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債	¥161,541	¥11,422	¥ 26
国債・地方債	127,256	11,392	4
社債	34,285	30	21
株式	1,292	702	—
その他	35,120	551	160
合計	¥197,954	¥12,676	¥186

(8) 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、減損処理を行っております。

当連結会計年度において、減損処理は行っておりません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合としております。

18. 金銭の信託に関する事項は次のとおりであります。

(1) 運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

(2) 満期保有目的及び責任準備金対応の金銭の信託

該当事項はありません。

(3) その他の金銭の信託(運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外)

百万円

3月31日現在	2016				
	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	¥303,973	¥255,542	¥48,431	¥48,431	¥—

(注) 1. 本表には合同運用の金銭の信託50百万円を含んでおります。

2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(4) 減損処理を行った金銭の信託

運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外の金銭の信託において信託財産として運用している時価のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、減損処理を行っております。

当連結会計年度において、減損処理は行っておりません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合としております。

19. デリバティブ取引に関する事項は次のとおりであります。

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

①金利関連取引

百万円

3月31日現在		2016			
区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	¥26,921	¥26,921	¥ 448	¥ 448
	受取変動・支払固定	25,921	25,921	△25	△25
合計		—	—	¥ 422	¥ 422

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定：割引現在価値により算定した価額や取引金融機関から提示された価格によっております。

②通貨関連取引

百万円

3月31日現在			2016			
区分	種類		契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
店頭	為替予約	売建	¥130,658	¥—	¥ 714	¥ 714
		買建	146,481	—	239	239
	外国為替証拠金	売建	54,688	—	1,920	1,920
		買建	20,508	—	794	794
	通貨オプション	売建	210	—	△2	0
		買建	211	—	2	0
	通貨先渡	買建	12,735	—	680	680
				—	—	¥4,349
合計			—	—	¥4,349	¥4,350

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定：割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

③株式関連取引

百万円

3月31日現在			2016			
区分	種類		契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
金融商品取引所	株価指数先物	売建	¥72,793	¥—	¥△230	¥△230
合計			—	—	¥△230	¥△230

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定：取引所における連結会計年度末の最終価格によっております。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

①金利関連取引

			百万円		
3月31日現在			2016		
ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
原則的処理方法	金利スワップ				
	受取変動・支払固定	貸出金、預金	¥ 50,111	¥ 49,942	¥ △2,048
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	金利スワップ				
	受取変動・支払固定	その他有価証券(債券)	333,785	286,112	△26,945
合計			—	—	¥△28,993

(注) 1. 業種別監査委員会報告第24号に基づく繰延ヘッジによるものとヘッジ対象に係る損益を認識する方法によるものがあります。
2. 時価の算定：割引現在価値等により算定しております。

②通貨関連取引

			百万円		
3月31日現在			2016		
ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	通貨スワップ	その他有価証券(債券)	¥15,206	¥—	¥△296
合計			—	—	¥△296

(注) 1. ヘッジ対象に係る損益を認識する方法によっております。
2. 時価の算定：割引現在価値等により算定しております。

20. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

生命保険子会社では、営業社員においては退職一時金制度、内務職員においては確定給付型企业年金制度及び確定拠出年金制度を設けております。損害保険子会社では、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けております。当社及び銀行子会社では、主に退職一時金制度を設けております。なお、当社は退職給付債務の計算にあたり、簡便法を採用しております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(⑨に掲げられたものを除く)

		百万円
3月31日に終了した1年間		2016
退職給付債務の期首残高		¥ 33,841
勤務費用		3,997
利息費用		114
数理計算上の差異の発生額		3,713
退職給付の支払額		△1,866
退職給付債務の期末残高		¥ 39,800

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表(⑨に掲げられたものを除く)

		百万円
3月31日に終了した1年間		2016
年金資産の期首残高		¥12,365
期待運用収益		187
数理計算上の差異の発生額		△326
事業主からの拠出額		952
退職給付の支払額		△334
年金資産の期末残高		¥12,844

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	百万円
3月31日現在	2016
積立型制度の退職給付債務	¥ 10,496
年金資産	△12,844
	△2,348
非積立型制度の退職給付債務	29,395
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	27,047
退職給付に係る負債	29,263
退職給付に係る資産	△2,216
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	¥ 27,047

④退職給付費用及びその内訳項目の金額

	百万円
3月31日に終了した1年間	2016
勤務費用	¥ 3,997
利息費用	114
期待運用収益	△187
数理計算上の差異の費用処理額	932
その他	45
確定給付制度に係る退職給付費用	¥ 4,902

(注) 簡便法を採用している当社の退職給付費用は、「その他」に計上しております。

⑤退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	百万円
3月31日に終了した1年間	2016
数理計算上の差異	¥△3,106
合計	¥△3,106

⑥退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	百万円
3月31日現在	2016
未認識数理計算上の差異	¥5,296
合計	¥5,296

⑦年金資産に関する事項

(i) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	%
3月31日現在	2016
債券	65
株式	32
その他	4
合計	100

(ii) 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 △0.2%～0.6%

長期期待運用収益率 1.5%～2.7%

⑨簡便法を採用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	百万円
3月31日に終了した1年間	2016
退職給付に係る負債の期首残高	¥ 77
退職給付費用	7
退職給付の支払額	△9
制度への拠出額	△3
その他	19
退職給付に係る負債の期末残高	¥ 91

(3) 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、267百万円であります。

21. 税効果会計に関する事項は次のとおりであります。

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	百万円
3月31日現在	2016
繰延税金資産	
保険契約準備金	¥ 31,987
価格変動準備金	12,434
退職給付に係る負債	7,604
有価証券減損	949
減価償却費	2,596
繰延ヘッジ損益	1,117
その他	7,533
繰延税金資産小計	64,223
評価性引当額	△1,098
繰延税金資産合計	63,125
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△60,139
その他	△452
繰延税金負債合計	△60,591
繰延税金資産(△負債)の純額	¥ 2,533

(注) 当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	百万円
3月31日現在	2016
資産の部－繰延税金資産	¥8,181
負債の部－繰延税金負債	5,647

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	%
3月31日現在	2016
法定実効税率	33.1
(調整)	
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.7
子会社との税率差異	△3.8
評価性引当金の増減	0.1
その他	0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.0

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年(2016年)法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年(2016年)法律第13号)が2016年3月29日に国会で成立し、2016年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.34%から、2016年4月1日及び2017年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.86%に、2018年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.62%となります。ソニー生命保険株式会社及びソニー損害保険株式会社の課税標準の一部は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当していないため、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の28.85%から、2016年4月1日及び2017年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については28.24%に、2018年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.00%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債を控除した金額)は24百万円、繰延ヘッジ損益が59百万円、退職給付に係る調整累計額が44百万円それぞれ減少し、法人税等調整額が1,761百万円、その他有価証券評価差額金が1,842百万円それぞれ増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債は14百万円減少しており、土地再評価差額金が同額増加しております。

22. 資産除去債務に関する事項は次のとおりであります。

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

投資用不動産について、石綿障害予防規則に基づくアスベスト除去費用等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から13～33年と見積もり、割引率は1.2～2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における総額の増減

	百万円
3月31日に終了した1年間	2016
期首残高	¥722
有形固定資産の取得に伴う増加額	14
時の経過による調整額	14
期末残高	¥752

23. 賃貸等不動産の時価に関する事項は次のとおりであります。

生命保険子会社は、東京都において、主に賃貸用のオフィスビルを有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は5,384百万円であります。また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

	百万円
3月31日に終了した1年間	2016
連結貸借対照表計上額	
当連結会計年度期首残高	¥108,486
当連結会計年度増減額	△2,350
当連結会計年度末残高	106,135
当連結会計年度末の時価	¥167,960

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価の算定にあたっては、当連結会計年度末時点の外部の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づいております。

2 連結損益計算書関係

1株当たり当期純利益金額は、99円67銭であります。なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

算定上の基礎である親会社株主に帰属する当期純利益金額は43,355百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。なお、普通株式の期中平均株式数は434,999千株であります。

3 連結包括利益計算書関係

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額は次のとおりであります。

	百万円
3月31日に終了した1年間	2016
その他有価証券評価差額金	
当期発生額	¥ 52,829
組替調整額	△12,878
税効果調整前	39,950
税効果額	△9,752
その他有価証券評価差額金	30,198
繰延ヘッジ損益	
当期発生額	△1,089
組替調整額	795
税効果調整前	△293
税効果額	32
繰延ヘッジ損益	△261
土地再評価差額金	
当期発生額	—
組替調整額	—
税効果調整前	—
税効果額	14
土地再評価差額金	14
為替換算調整勘定	
当期発生額	△1
組替調整額	—
税効果調整前	△1
税効果額	—
為替換算調整勘定	△1
退職給付に係る調整額	
当期発生額	△4,039
組替調整額	932
税効果調整前	△3,106
税効果額	852
退職給付に係る調整額	△2,254
その他の包括利益合計	¥ 27,695

4 連結株主資本等変動計算書関係

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	千株			
	2016			
3月31日に終了した1年間	当連結会計 年度期首株式数	当連結会計 年度増加株式数	当連結会計 年度減少株式数	当連結会計 年度末株式数
発行済株式				
普通株式	435,000	—	—	435,000
合計	435,000	—	—	435,000
自己株式				
普通株式	0	0	—	0
合計	0	0	—	0

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2015年6月24日 定時株主総会	普通株式	17,399百万円	40円	2015年3月31日	2015年6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2016年6月23日 定時株主総会	普通株式	23,924百万円	利益剰余金	55円	2016年3月31日	2016年6月24日

5 連結キャッシュ・フロー計算書関係

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	百万円
3月31日に終了した1年間	2016
現金及び預貯金	¥144,364
生命保険子会社のコールローン	88,200
損害保険子会社の取得日から3カ月以内に償還期限の到来する有価証券	1,055
現金及び現金同等物	¥233,620

2. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る貸付業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

自己資本の充実の状況等について

定性的な開示事項

1 連結の範囲に関する事項

当社の連結自己資本比率は、「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年（2006年）3月27日金融庁告示第20号、以下「持株自己資本比率告示」）」に基づき、連結自己資本比率算出の対象となる会社の集団（以下「持株会社グループ」という。）に属する連結子会社を、ソニー銀行、ソニーペイメントサービス、SmartLink Network Hong Kong、ソニー・ライフケアおよびライフケアデザインの5社として算出しています。同告示第15条第2項に基づき、保険子会社であるソニー生命、ソニー損保の2社および持分法適用会社であるソニーライフ・エイゴン生命、SA Reinsuranceの2社については、連結の範囲に含めていません。上述の保険子会社については、同告示第17条第2項第5号（特定項目に係る10パーセント基準超過額）に掲げるコア資本に係る調整項目の対象としています。

一方、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる子会社は、ソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行、ソニーペイメントサービス、SmartLink Network Hong Kongの5社、持分法適用会社は、ソニーライフ・エイゴン生命、SA Reinsuranceの2社です。

持株会社グループに属する連結子会社であるソニー銀行、ソニーペイメントサービス、SmartLink Network Hong Kongの業務内容については、本誌P25～50およびP79をご参照ください。

持株会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないものには、持株自己資本比率告示第15条第1項ただし書きに基づくものとして、ソニー・ライフケアおよびライフケアデザインが該当します。持株会社グループに属さない会社であって会計連結範囲に含まれるものとして、ソニー生命、ソニー損保、ソニーライフ・エイゴン生命、SA Reinsuranceが該当します。これらの6社の2016年3月末時点の貸借対照表の総資産の額および純資産の額は以下のとおりです。業務内容については、本誌P25～50およびP79をご参照ください。

	総資産	純資産
ソニー・ライフケア	3,600百万円	3,562百万円
ライフケアデザイン	1,158百万円	219百万円
ソニー生命（単体）	8,035,408百万円	482,195百万円
ソニー損保	172,323百万円	28,305百万円
ソニーライフ・エイゴン生命	432,925百万円	6,736百万円
SA Reinsurance	77,705百万円	16,928百万円

なお、当社の持株グループ会社間の資金および自己資本の移動に係る制限等は特段行っておりませんが、当社は子会社であるソニー銀行の健全性に十分留意し、必要な自己資本を維持するように努めています。

2 自己資本調達手段の概要

2016年3月末時点の自己資本調達手段は次表のとおりです。

発行主体	自己資本調達手段	株数	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額
ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社	普通株式	434,999,925株	243,117百万円

3 持株自己資本比率告示上の持株会社グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、持株自己資本比率告示に基づいて算出した、2016年3月末時点の連結自己資本比率は10.70%と、国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性、安全性を十分に保っています。連結自己資本比率算出に当たっては、信用リスクについては標準的手法を、オペレーショナル・リスクについては基礎的手法を採用しています。

また、持株自己資本比率告示上の持株会社グループにおける中核会社であるソニー銀行では、自己資本比率による管理、評価に加えて、リスクと収益のバランスをとり十分な健全性を確保するために、「資本配賦」による管理を実施しています。これは、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等の各種リスクに対して、その特性に応じた方法でリスク量を計測し、ソニー銀行の経営体力（自己資本）の範囲で資本の割り当てを行うものです。当社は、「リスク管理ガイドライン」の設定等により、ソニー銀行における資本配賦の手法、配賦資本の水準ならびに配賦資本に対する実際の使用資本の水準等のモニタリングを行っています。これにより、総合的な観点からソニー銀行の自己資本ならびに持株会社グループの連結自己資本の充分性の確保を図っています。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる当事業計画ならびにソニー銀行を含むグループ会社の事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを図るとともに、業務拡大によるリスクの増加に対応して、必要に応じて増資等による自己資本増強を図ってまいります。

持株自己資本比率告示上の持株会社グループに属する当社、ソニー・ライフケア、ライフケアデザインおよびソニー銀行の連結リスク・アセットにおいて、以下の各種リスクに関する事項に関しては、ソニー銀行以外の持株会社グループに属する会社が保有する資産におけるリスク・アセットの占める割合は小さいため、以下ではソニー銀行におけるリスク管理に関する事項を中心に説明します。

なお、当社は銀行持株会社として、以下に説明するようなソニー銀行におけるリスク管理態勢全般をモニタリングしており、リスク管理ガイドラインの設定、リスク管理会議の開催等を通じ、ソニーフィナンシャルグループ全体としてのリスク管理を推進しています。ソニーフィナンシャルグループにおけるリスク管理態勢全般については、本誌P68～69の「リスク管理」をご参照ください。

4 信用リスクに関する事項

1 リスク管理の方針および手続きの概要

(1) 個人与信リスク

「個人与信リスク」は、個人与信先の信用状況の悪化などにより、与信にかかる資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。ソニー銀行において、当該リスクの所管部署は、リスクの測定、モニタリング、管理等に係る方策を講じる役割を担い、取締役会は個人与信リスクの所在と性質およびその測定・管理手法を認識した上で、個人与信リスク管理に関する基本方針の策定と、適切な信用リスク管理体制の構築を行います。

個人与信リスクは、住宅ローン、目的別ローン、カードローン、その他個人与信リスク管理が必要と認められる対顧客取引を管理の対象としています。当該対象与信は、与信審査部署が管理する審査基準に基づき、担当部署が審査を行います。また個人与信リスク所管部署では、実行後債権の信用状況をモニタリングしており、その結果について定期的に取締役会に報告しています。

貸倒引当金は償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。正常先および要注意先（要管理先を除く）に相当する債権については、過去の一定期間における各々の債務者区分に応じた倒産確率等に基づく今後1年間の予想損失額について一般貸倒引当金を計上することとしています。要管理先に相当する債権については、過去の一定期間における倒産確率等に基づく今後3年間の予想損失額について一般貸倒引当金を計上することとしています。破綻懸念先に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対する今後3年間の予想損失額について個別貸倒引当金を計上することとしています。実質破綻先および破綻先に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した全額について個別貸倒引当金を計上することとしています。なお、不動産担保に関しては、毎年1回評価の洗い替えを実施しています。すべての債権は、自己査定基準に基づき実施部署が資産査定を行っており、その査定結果により引当をしています。

(2) 市場与信リスク

「市場与信リスク」は、保有する有価証券の発行体の信用状況が変化することにより有価証券の時価が変動し、損失を被るリスク、および市場取引における契約相手の財務状況の悪化などにより、契約の履行が行われなくなることにより損失を被るリスクです。ソニー銀行において、当該リスクの所管部署は、リスクの測定、モニタリング、管理等に係る方策を講じる役割を担い、取締役会は、市場与信リスクの所在と性質、およびその測定・管理手法を認識した上で、市場与信リスク管理に関する基本方針の策定と、適切な信用リスク管理体制の構築を行います。

市場与信リスクにおいては、有価証券取引、円・外貨資金取引、外国為替取引、金融派生商品取引（デリバティブ）、およびその他リスク管理が必要と認められる市場取引から発生するリスクを管理の対象としています。市場与信リスクの管理方法は、原則として内部格付に基づくリスク所要資本極度等の設定を行い、設定した極度額等の遵守状況をモニタリング、報告し、極度額等を超過する場合は経営陣に報告して必要な対応を検討します。また、リスク管理状況について、定期的に取締役会に報告しています。なお、与信審査部署が、個社毎の内部格付の付与を行うとともに、事業債等一部の与信先の極度額設定において審査を行っています。

保有する有価証券については、ソニー銀行が定める自己査定基準や分類方法に従い分類し、問題債権の管理を行います。

(3) 法人与信リスク

「法人与信リスク」は、法人与信先の信用状況の悪化などにより、与信にかかる資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。ソニー銀行において、当該リスクの所管部署は、リスクの測定、モニタリング、管理等に係る方策を講じる役割を担い、取締役会は法人与信リスクの所在と性質およびその測定・管理手法を認識した上で、法人与信リスク管理に関する基本方針の策定と、適切な信用リスク管理体制の構築を行います。

法人与信リスクは、シンジケートローン、貸付債権買取りおよびローンパーティシペーション、ソニー銀行子会社向け与信（貸出、支払承諾等）を管理の対象としています。当該対象与信は、与信審査部署が管理する審査基準に基づき、担当部署が審査を行います。また法人与信リスク所管部署では、内部格付に基づくリスク所要資本極度等の設定を行い、設定した極度額等の遵守状況や実行後債権の信用状況をモニタリングしており、その結果について定期的に取締役会に報告しています。

貸倒引当金は償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。正常先および要注意先（要管理先を除く）に相当する債権については、過去の一定期間における各々の債務者区分に応じた倒産確率等に基づく今後1年間の予想損失額について一般貸倒引当金を計上することとしています。要管理先に相当する債権については、過去の一定期間における倒産確率等に基づく今後3年間の予想損失額について一般貸倒引当金を計上することとしています。破綻懸念先に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対する今後3年間の予想損失額について個別貸倒引当金を計上することとしています。実質破綻先および破綻先に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した全額について個別貸倒引当金を計上することとしています。すべての債権は、自己査定基準に基づき実施部署が資産査定を行っており、その査定結果により引当てをしています。

2 リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

当社ならびにソニー銀行では、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の5つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは実施しておりません。

株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)、フィッチ・レーティングス・リミテッド(Fitch)。

5 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

ソニー銀行における貸出エクスポージャーは、住宅ローン、目的別ローン、カードローンの個人向け貸出（ローン）、およびシンジケートローンを中心とした法人向け貸出であり、十分な分散が図られています。住宅ローンでは不動産担保を取得し保全を確保のうえ、さらに債権回収会社（サービサー）へ回収業務を委託することにより、回収の実効性を高めています。なお、住宅ローンでは、一部提携先の保証を取得しているものがありますが、過度の集中はございません。

有価証券の信用リスクを削減する手法として、クレジット・デリバティブを取扱う場合があります。なお、クレジット・デリバティブ取引は、内部格付に基づく与信極度管理の枠組に含め、特定の提供者に偏ることのないように管理することとしています。また、派生商品取引について、法的に有効なネットリング契約を用いるにあたっては、ISDAマスター契約を締結する上で、かかる法的有効性について確認を行っています。

6 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

ソニー銀行では、市場リスクの適切な管理を行うことを主な目的として、派生商品取引を取扱っています。派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。

市場リスクへの対応は、日次で取引評価損益、および市場リスク量の算出を行っています。ソニー銀行全体の市場リスク量は、予想最大損失額（Value at Risk）を用いて一元的に管理し、そのリスク量に限度額を設けることにより、リスク量が適切な範囲内に収まるように管理をしています。

また、信用リスクへの対応は、取引先の内部格付に基づく与信極度管理の枠組に含め、管理を行っています。なお、担保による保全および引当金の算定は行っておりません。また、万一ソニー銀行の信用力の悪化により、取引相手に対して担保の追加提供をする必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分に保有しており、影響は限定的です。

なお、長期決済期間取引は該当ありません。

7 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針およびリスク特性の概要

ソニー銀行では、投資可能な証券化商品エクスポージャーの定義を明確にし、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などを把握することで、適切なリスク管理に努める方針としています。

証券化商品は市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに加え、裏付けとなる原資産のデフォルト・リスクや回収リスク等の原資産のポートフォリオに関するリスクに晒されています。また、オリジネーターのリスクや商品のストラクチャーに関するリスクが存在します。

(2) 持株自己資本比率告示第227条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備およびその運用状況の概要

ソニー銀行は、裏付けとなる資産内容、クレジット・イベントの内容等のストラクチャーの分析、原資産ポートフォリオの運営・管理を行うオリジネーター・マネージャー等の運用状況等について、案件ごとに分析を行っています。また、取引金融機関や格付機関等の外部機関から、包括的なリスク特性に係る情報や裏付資産のパフォーマンス情報等を継続的に入手し、構造上の特性を含め、定期的にモニタリングを行っています。なお、持株自己資本比率告示第1条第2号の2イまたは口の規定により再証券化取引から除かれる証券化取引に係るエクスポージャーの保有はありません。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

ソニー銀行は、信用リスク削減手法として証券化取引を用いていません。

(4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ソニー銀行は、標準的手法を採用しています。

(5) 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

ソニー銀行は、持株自己資本比率告示第16条に基づき、自己資本比率の算式にマーケット・リスク相当額を算入していないため、該当ありません。

(6) 持株会社グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類および当該持株会社グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

持株会社グループによる当該取引はありません。

(7) 持株会社グループの子法人等および関連法人等のうち、当該持株会社グループが行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

持株会社グループの子法人等及び関連法人等による、証券化エクスポージャーの保有はありません。

(8) 証券化取引に関する会計方針

ソニー銀行は、証券化取引については、金融商品会計基準等に準拠し、適切に会計処理を行っています。

(9) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

ソニー銀行では、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の5つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは実施していません。

株式会社格付投資情報センター (R&I)、株式会社日本格付研究所 (JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)、フィッチ・レーティングス・リミテッド (Fitch)。

(10) 内部評価方式を用いている場合には、その概要

ソニー銀行は、内部評価方式を用いていません。

(11) 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

該当ありません。

8 マーケット・リスクに関する事項

持株自己資本比率告示第16条に基づき、連結自己資本比率の算式にマーケット・リスク相当額を算入していないため、該当ありません。

9 オペレーショナル・リスクに関する事項

1 リスク管理の方針および手続きの概要

ソニー銀行では、事務管理上の不具合に関連して生じる過失、不正、トラブル等によって同社が有形無形の損失を被る「事務リスク」、システムに関連して生じるトラブル、損壊、不正利用、情報流出等によって同社が損失を被る「システムリスク」、業務委託先の業務管理や情報管理が不適切であること、委託契約の継続が困難になること等により損失を被る「業務委託リスク」、法令違反の行為または契約上の問題等により損失を被る「法務リスク」、社会倫理性に反する行為、不公正な取引、不適切な情報開示等に基づき市場や顧客の間における会社の評判が悪化することにより損失を被る「風評リスク」、社員等における人事運営上の不公平、不公正、差別的行為から生じる損失、損害などにより会社が損失を被る「人的リスク」を、オペレーショナル・リスクととらえています。各々のリスク所管部署は、リスクの測定、モニタリング、管理等に係る方策を講じる役割を担い、取締役会は、リスクの所在と性質、およびその測定・管理手法を認識した上で、リスク管理に関する基本方針の策定と、適切なリスク管理体制の構築を行います。

リスク所管部は、所管するリスクのモニタリングを実施し、重大なリスクが顕在化した場合は経営陣に報告して必要な対応を検討します。また、リスク管理状況について、定期的に取締役会に報告しています。

2 オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

基礎的手法を採用しています。

10 銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

持株自己資本比率告示上の持株会社グループにおいて銀行業を営む事業主体であるソニー銀行、ソニーペイメントサービスおよび SmartLink Network Hong Kong においては、出資等または株式等エクスポージャーを保有しておりません。

11 銀行勘定における金利リスクに関する事項

1 リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動により損失を被るリスクです。ソニー銀行においては、定期的な評価、計測を行い、適宜対策を講じる態勢としています。

具体的には、バーゼルⅢで計測する金利リスクの管理、評価に加えて、金利感応度 (BPV、GPS) 分析、一定の金利ショックを想定した銀行勘定の金利リスク量の把握、予想最大損失額 (Value at Risk) の計測などを、定期的に実施し、経営陣への報告をするとともに、リスク管理委員会ならびに ALM 委員会で協議検討するなどして、資産、負債構成の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

2 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

銀行勘定における金利リスクは、資産、負債のうち、市場金利変動の影響を受けるもの（例えば貸出金、預金、有価証券等）が、金利ショックにより損失を被るリスクです。なお、流動性預金については明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金ですが、このうち引き出されることなく長期間金融機関に滞留する部分をコア預金と定義し、残高や満期を想定した上で、金利リスクを算定しています。

ソニー銀行では、バーゼルⅢにおける銀行勘定の金利リスクを、以下の定義に基づき算定しています。

計測方法	GPS 計算方式
金利感応資産・負債	預金、貸出金、外国為替、有価証券、資金取引、金融派生商品
コア預金	対象：日本円流動性預金（普通預金） 算定方法：①過去5年の最低残高、 ②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、 ③現残高の50%相当額、のうち最小の額を採用。 満期：5年以内（平均2.5年）
期限前返済	住宅ローンについて、過去の実績に基づき期限前返済比率を算出し、それを加味したキャッシュフローを生成
金利ショック幅	過去5年の観測期間で計測される保有期間1年の金利変動の、99%タイル又は1%タイル値

定量的な開示事項

1 その他金融機関等（持株自己資本比率告示第18条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう）であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

2 自己資本の構成に関する事項

	百万円	
	2015	2016
	経過措置 による 不算入額	経過措置 による 不算入額
3月31日現在		
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	¥244,930	¥241,604
うち、資本金及び資本剰余金の額	215,177	215,177
うち、利益剰余金の額	29,753	35,758
うち、自己株式の額 (△)	0	0
うち、社外流出予定額 (△)	—	23,924
うち、上記以外に該当するものの額	—	14,594
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△17	△62
うち、為替換算調整勘定	0	—
うち、退職給付に係るものの額	△18	△62
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	595	512
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	595	512
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,162	1,063
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	246,670	243,117

(次頁に続く)

自己資本の構成に関する事項(続き)

	百万円			
	2015		2016	
	経過措置 による 不算入額		経過措置 による 不算入額	
3月31日現在				
コア資本に係る調整項目(2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	758	2,460	1,358	1,962
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	142	—	50	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	615	2,460	1,308	1,962
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	8	32	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—	—	—
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	0	1	0	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	131,664	—	132,019	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	131,664	—	132,019	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	132,430		133,378	
自己資本				
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	114,239		109,738	
リスク・アセット等(3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	884,968		944,161	
資産(オン・バランス)項目	877,355		935,628	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△34,433		△23,045	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	2,460		1,962	
うち、繰延税金資産	32		—	
うち、退職給付に係る資産	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△36,928		△25,009	
うち、上記以外に該当するものの額	1		0	
オフ・バランス取引等項目	6,978		7,804	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	633		728	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—		—	
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	74,477		80,956	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	959,446		1,025,118	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率((ハ) / (二))	11.91%		10.70%	

(注) 1. 持株自己資本比率告示に基づき算出しております。当社は国内基準を採用しております。

2. ソニー生命保険株式会社、ソニー損害保険株式会社、ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社、SA Reinsurance Ltd. を連結の範囲に含めず算出しております。

3 自己資本の充実度に関する事項

1 信用リスクに対する所要自己資本の額

3月31日現在	2015		2016	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
資産(オン・バランス) 項目(標準的手法)	¥877,355	¥35,094	¥935,628	¥37,425
(i) ソブリン向け	15,285	611	8,693	347
(ii) 金融機関向け	125,644	5,025	122,529	4,901
(iii) 法人等向け	199,434	7,977	190,993	7,639
(iv) 中小企業等・個人向け	269,078	10,763	291,085	11,643
(v) 抵当権付住宅ローン	244,431	9,777	290,008	11,600
(vi) 不動産取得等事業向け	1,901	76	9,222	368
(vii) 三月以上延滞等	343	13	252	10
(viii) その他	21,235	849	22,666	906
(ix) 証券化エクスポージャー	—	—	176	7
オフ・バランス取引等項目(標準的手法)	6,978	279	7,804	312
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	633	25	728	29
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
合計	¥884,968	¥35,398	¥944,161	¥37,766

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、外国の中央政府等以外の公共部門、国際開発銀行、国際決済銀行等のことです。

3. 「三月以上延滞」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

2 連結所要自己資本額

3月31日現在	2015		2016	
	信用リスク(標準的手法)		信用リスク(標準的手法)	
信用リスク(標準的手法)	¥35,398		¥37,766	
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	2,979		3,238	
連結総所要自己資本額	¥38,377		¥41,004	

4 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

1 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

・業種別または取引相手別エクスポージャーの期末残高

3月31日現在	2015				2016			
	信用リスク エクスポージャー 期末残高	信用リスク エクスポージャー 期末残高		三月以上 延滞 エクスポージャー	信用リスク エクスポージャー 期末残高	信用リスク エクスポージャー 期末残高		三月以上 延滞 エクスポージャー
		うち貸出金	うち有価証券			うち貸出金	うち有価証券	
ソブリン向け	¥ 409,843	¥ 3,030	¥310,922	¥ —	¥ 356,035	¥ 3,026	¥236,670	¥ —
金融機関向け	286,907	5,008	199,463	—	241,849	3,005	169,216	—
法人等向け	334,746	97,603	226,012	—	314,702	82,450	222,213	—
中小企業等・個人向け	380,600	381,088	—	254	419,107	418,932	—	115
抵当権付住宅ローン	698,501	698,555	—	124	828,690	828,264	—	391
不動産取得等事業向け	1,901	1,900	—	—	8,002	7,998	—	—
その他	14,793	—	—	—	16,938	—	—	—
合計	¥2,127,295	¥1,187,187	¥736,398	¥379	¥2,185,325	¥1,343,677	¥628,100	¥506

(注) 1. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーであり、2015年3月期の379百万円及び2016年3月期の506百万円はすべて国内業務にかかるものです。

2. 信用リスクエクスポージャー期末残高は、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額の合計で、個別貸倒引当金控除後の金額です。

● ソニー銀行(単体)の貸出金の科目別・業務部門別期末残高

百万円

3月31日現在	2015			2016		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
手形貸付	¥ —	¥ —	¥ —	¥ —	¥ —	¥ —
証書貸付	1,172,605	7,814	1,180,420	1,322,682	9,368	1,332,050
当座貸越	6,766	—	6,766	12,133	0	12,133
割引手形	—	—	—	—	—	—
合計	¥1,179,372	¥7,814	¥1,187,187	¥1,334,815	¥9,368	¥1,344,184

● ソニー銀行(単体)の貸出金の残存期間別期末残高

百万円

3月31日現在	2015			2016		
	固定金利	変動金利	合計	固定金利	変動金利	合計
1年以下	¥ 103	¥ 34,140	¥ 34,243	¥ 585	¥ 30,049	¥ 30,634
1年超3年以下	2,507	36,829	39,337	3,297	30,649	33,946
3年超5年以下	3,474	22,022	25,496	4,790	22,932	27,722
5年超7年以下	8,658	16,807	25,466	9,523	22,914	32,438
7年超10年以下	22,830	17,860	40,691	23,881	18,304	42,185
10年超	537,722	484,229	1,021,951	502,278	674,977	1,177,256
合計	¥575,297	¥611,890	¥1,187,187	¥544,356	¥799,827	¥1,344,184

● 有価証券の種類別・業務部門別期末残高

百万円

3月31日現在	2015			2016		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
国債	¥ 82,878	¥ —	¥ 82,878	¥ 81,487	¥ —	¥ 81,487
地方債	56,668	—	56,668	37,811	—	37,811
社債	107,750	—	107,750	66,126	—	66,126
株式	60,543	—	60,543	59,659	—	59,659
その他	4,552	476,110	480,663	3,975	431,041	435,017
うち外国債券	—	476,110	476,110	—	431,041	431,041
その他の証券	4,552	—	4,552	3,975	—	3,975
合計	¥312,393	¥476,110	¥788,504	¥249,060	¥431,041	¥680,101

● 有価証券の残存期間別期末残高

百万円

3月31日現在	2015							合計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	
国債	¥ —	¥ 23,489	¥ 11,579	¥ 2,130	¥ —	¥45,679	¥ —	¥ 82,878
地方債	—	2,675	526	51,063	2,402	—	—	56,668
社債	26,675	10,007	12,303	39,323	19,127	313	—	107,750
株式	—	—	—	—	—	—	60,543	60,543
その他	139,369	168,507	109,667	21,838	36,727	—	4,552	480,663
うち外国債券	139,369	168,507	109,667	21,838	36,727	—	—	476,110
その他の証券	—	—	—	—	—	—	4,552	4,552
合計	¥166,044	¥204,679	¥134,078	¥114,355	¥58,256	¥45,992	¥65,096	¥788,504

百万円

3月31日現在	2016							合計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	
国債	¥ 4,009	¥ 29,798	¥ 1,056	¥ 2,147	¥ —	¥44,475	¥ —	¥ 81,487
地方債	2,629	—	14,922	20,259	—	—	—	37,811
社債	4,729	9,560	22,054	27,427	2,080	273	—	66,126
株式	—	—	—	—	—	—	59,659	59,659
その他	126,787	147,855	86,378	41,874	22,676	5,469	4,860	435,901
うち外国債券	126,787	147,855	86,378	41,874	22,676	5,469	—	431,041
その他の証券	—	—	—	—	—	—	4,860	4,860
合計	¥138,155	¥187,214	¥124,411	¥91,708	¥24,757	¥50,218	¥64,519	¥680,986

2 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

百万円

3月31日に終了した1年間	2015			2016		
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	¥ 790	¥ △195	¥ 595	¥ 595	¥ △82	¥ 512
個別貸倒引当金	737	△177	559	559	△35	523
法人	—	—	—	—	—	—
個人	737	△177	559	559	△35	523
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合計	¥1,527	¥ △373	¥1,154	¥1,154	¥ △118	¥1,035

3 業種別の貸出金償却の額

百万円

3月31日に終了した1年間	2015	2016
貸出金償却	¥ 0	¥ 0
法人	—	—
個人	¥ 0	¥ 0

4 リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

百万円

3月31日現在	エクスポージャーの額			
	2015		2016	
	格付けあり	格付けなし	格付けあり	格付けなし
告示で定めるリスク・ウェイト区分				
0%	¥296,773	¥ 21	¥284,042	¥ 7,820
10%	86,884	—	47,672	—
20%	359,119	503	305,246	—
35%	—	698,376	—	828,594
50%	160,964	64,766	152,143	93,105
75%	—	315,667	—	326,488
100%	69,217	31,186	56,271	33,326
150%	3,015	15	700	—
250%	13,665	27,117	23,160	26,752
1250%	—	—	—	—
合計	¥989,640	¥1,137,655	¥869,237	¥1,316,088

(注) 1. 格付けは適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

5 信用リスク削減手法に関する事項

- 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

3月31日現在	百万円	
	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	
	2015	2016
信用リスク削減手法		
適格金融資産担保合計	¥ 6,000	¥ —
現金および自行預金	6,000	—
金	—	—
債券	—	—
その他	—	—
適格保証、クレジット・デリバティブ合計	66,159	96,431
保証	66,159	96,431
クレジット・デリバティブ	—	—
合計	¥72,159	¥96,431

6 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

1 与信相当額の算出に用いる方式

カレント・エクスポージャー方式を使用しております。

2 与信相当額

3月31日現在	百万円	
	2015	2016
グロス再構築コストの額	¥1,168	¥1,505
グロスのアドオンの額	4,988	4,699
グロスの与信相当額	6,157	6,204
(i) 外国為替関連取引	1,837	2,151
(ii) 金利関連取引	4,319	4,053
(iii) 金関連取引	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	4,084	3,787
ネットの与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前)	2,072	2,418
担保の額	—	—
ネットの与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後)	¥2,072	¥2,418

(注) 1. グロス再構築コストは、0を下回らないものに限っています。

2. グロス再構築コストの合計額及びグロスのアドオンの合計額から、担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額は、上表の「一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果」に表示した額です。

3. 派生商品取引において、担保による信用リスク削減手法は実施しておりません。

3 クレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

7 証券化エクスポージャーに関する事項

1 オリジネーターである証券化エクスポージャー

該当ありません。

2 投資家である証券化エクスポージャー

	百万円	
	2015	2016
3月31日現在		
証券化エクスポージャーの額	¥—	¥884
法人等向け	—	—
中小企業等・個人向け	—	884
抵当権付住宅ローン	—	—

8 マーケット・リスクに関する事項

当社は、持株自己資本比率告示第16条に基づき、連結自己資本比率の算式にマーケット・リスク相当額を算入していないため、該当ありません。

9 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

持株自己資本比率告示上の持株会社グループにおいて銀行業を営む事業主体であるソニー銀行、ソニーペイメントサービス及びSmartLink Network Hong Kongの連結グループにおいては、出資等又は株式等エクスポージャーを保有しておりません。

10 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー

当社及びソニー銀行は信用リスクの算出方法として標準的手法を採用しているため、該当ありません。

11 銀行勘定における金利リスクに関する事項

	百万円	
	金利リスク量	
	2015	2016
3月31日現在		
金利ショックに対する経済価値の減少額	¥437	¥686
日本円	152	312
アメリカ・ドル	229	293
その他	55	80
アウトライヤー比率	0.4%	0.7%

(注) 1. 定性的な開示事項の、「⑪銀行勘定における金利リスクに関する事項」(P114)に記載の算定手法に基づいて、金利ショックに対する経済価値の減少額を計測しています。

2. 当社、ソニーペイメントサービス及びSmartLink Network Hong Kongの金利リスクは僅少であるため、諸計数はソニー銀行単体ベースで管理しております。

ソニー生命の2016年3月末のMCEV

1 MCEVの計算結果

ソニー生命の2016年3月末のMCEVは、円金利の大幅な低下等により、2,592億円の減少となりました。円金利の大幅な低下により保有契約価値は大きく減少しマイナスに転じましたが、ALMの効果（修正純資産の増加）によりその多くは相殺されています。

3月31日現在	2015	2016	増減
MCEV	¥13,229	¥ 10,637	¥ △2,592
修正純資産	11,192	20,744	9,552
保有契約価値	2,037	△ 10,107	△12,144

2 修正純資産

2016年3月末の修正純資産は、円金利の大幅な低下による満期保有目的債券の含み益の増加等により、9,552億円の増加となりました。その内訳は以下のとおりです。

3月31日現在	2015	2016	増減
修正純資産	¥ 11,192	¥ 20,744	¥ 9,552
純資産の部合計	4,325	4,822	497
価格変動準備金	428	443	14
危険準備金	687	752	65
一般貸倒引当金	0	0	△0
満期保有目的債券の含み損益	8,395	20,262	11,868
責任準備金対応債券の含み損益	—	413	413
土地・建物の含み損益	498	565	67
退職給付の未積立債務	△19	△ 48	△29
無形固定資産	△216	△ 192	24
前8項目に係る税効果相当額	△2,820	△ 6,214	△3,394
子会社および関連会社の評価損益	△87	△ 58	29

3月31日現在	2015	2016	増減
修正純資産	¥11,192	¥ 20,744	¥ 9,552
フリー・サープラス	5,976	1,001	△4,975
必要資本	5,216	19,743	14,527

ソニー生命の必要資本は、日本の法定最低水準の資本要件であるソルベンシー・マージン比率200%を維持するために必要な資本の額と、経済価値ベースの内部モデルから算定されるリスク対応資本の額の大きい方としています。2016年3月末の必要資本は、円金利の低下により経済価値ベースの負債が増加したことから増加しています。

3 保有契約価値

2016年3月末の保有契約価値は、円金利の大幅な低下により保有契約の多くで資産運用利回りの前提が法定責任準備金の予定利率を下回る状態となったこと等により、1兆2,144億円減少しマイナスに転じました。一方、上記の①、②のとおり、ALM目的で保有する債券の価額は、こうした保有契約価値の変化を相殺するように動くことにご留意ください。保有契約価値の内訳は以下のとおりです。

3月31日現在	2015	2016	増減
保有契約価値	¥ 2,037	¥△ 10,107	¥△12,144
確実性等価利益現価	6,529	△ 3,931	△10,460
オプションと保証の時間価値	△1,549	△ 1,276	273
フリクショナル・コスト	△202	△ 556	△355
ヘッジ不能リスクに係る費用	△2,741	△ 4,344	△1,602

4 新契約価値

新契約価値の計算は、前年度までは年度末時点の価値として計算していましたが、当年度から契約獲得時点の価値として計算します。当年度は、四半期毎に各四半期末時点の前提条件により計算しました。

2015年度の新契約価値は、新契約業績は好調であったものの、円金利の大幅な低下等により、134億円の減少となりました。その内訳は以下のとおりです。

	億円		
3月31日に終了した1年間	2015	2016	増減
新契約価値	¥ 486	¥ 352	¥ △134
確実性等価利益現価	925	1,010	84
オプションと保証の時間価値	△172	△294	△122
フリクショナル・コスト	△4	△7	△3
ヘッジ不能リスクに係る費用	△263	△369	△106
その他の損益	—	13	13

5 新契約マージン

収入保険料現価に対する新契約価値の比率である新契約マージンは以下のとおりです。なお、収入保険料現価の計算は新契約価値計算と同様の前提条件を用いて計算したもので、再保険料控除前の保険料に基づきます。

	億円		
3月31日に終了した1年間	2015	2016	増減
新契約価値	¥ 486	¥ 352	¥ △134
収入保険料現価	12,890	14,769	1,879
新契約価値／収入保険料現価	3.8%	2.4%	△1.4pt

6 前年度からの変動要因分析

前年度末MCEVからのMCEVの変動要因は以下のとおりです。下表はEuropean Insurance CFO Forum Market Consistent Embedded Value Principles[®] (MCEV Principles) で定められたフォーマットに従っています。

* Copyright© Stichting CFO Forum Foundation 2008

	億円			
	フリー・サープラス	必要資本	保有契約価値	MCEV
前年度末MCEV	¥ 5,976	¥ 5,216	¥ 2,037	¥ 13,229
前年度末MCEVの調整	△200	—	—	△200
調整後MCEV	5,776	5,216	2,037	13,029
当年度新契約価値	△50	63	340	352
保有契約価値からの貢献 (リスクフリーレート of 割引)	2	2	158	161
保有契約価値からの貢献 (当年度の期待超過収益)	16	18	126	159
保有契約価値および必要資本からフリー・サープラスへの移管	△135	△433	569	—
うち当年度新契約価値からの移管	△708	—	708	—
保険関係の前提条件と実績の差異	△44	20	△41	△65
保険関係の前提条件の変更	△145	145	297	297
保険事業に係るその他の要因に基づく差異	△41	74	103	137
保険事業活動によるMCEV増減	△398	△112	1,550	1,041
経済的前提条件と実績の差異	△4,336	14,406	△13,591	△3,521
その他の要因に基づく差異	△41	233	△104	88
MCEV増減総計	△4,775	14,527	△12,144	△2,393
当年度末MCEVの調整	—	—	—	—
当年度末MCEV	¥ 1,001	¥19,743	¥△10,107	¥ 10,637

- (注) 1. 当年度期待超過収益を計算するために使用した期待利回りは、0.337%です。
2. 保険関係の前提条件の変更は、主に保険事故発生率、解約・失効率、事業費率の実績に基づき、将来の前提条件を変更したことによる影響を表しています。死亡率の改善等により保有契約価値が増加しました。
3. 保険事業に係るその他の要因に基づく差異には、MCEVの計算に使用するモデルの改善・修正等による影響を反映しています。保有契約から将来生じる更新について、昨年度までは一部のみ簡便的な方法により反映していましたが、当年度末からすべての更新型契約をモデル化しました。
4. 経済的前提条件と実績の差異において、MCEVトータルの変動額は、円金利の低下等による4,040億円の減少と、インフレ率の低下による519億円の増加に分解されます。
5. その他の要因に基づく差異には、法人税率の引き下げの影響を反映しています。

7 センシティブティ(感応度分析)

前提条件を変更した場合のMCEVへのセンシティブティは以下のとおりです。

MCEVへのセンシティブティ

前提条件	前提条件等の変化	億円		
		MCEV	変化額	変化率
ベースケース	なし	¥10,637	¥ —	—
金利	50bp低下	7,665	△2,971	△28%
	50bp上昇	12,250	1,613	15%
	スワップ	10,017	△620	△6%
株式・不動産の時価	10%下落	10,432	△205	△2%
株式・不動産のインプライド・ボラティリティ	25%上昇	10,417	△220	△2%
金利スワップションのインプライド・ボラティリティ	25%上昇	10,629	△8	△0%
	25%低下	10,677	40	0%
維持費	10%減少	10,871	234	2%
解約・失効率	×0.9	9,913	△723	△7%
死亡率	死亡保険：×0.95	11,166	529	5%
	第三分野・年金：×0.95	10,492	△145	△1%
罹患率	×0.95	11,264	627	6%
必要資本	法定最低水準	11,171	535	5%
為替レート	10%円高	10,558	△78	△1%

MCEVの変化額のうち修正純資産と保有契約価値の内訳は以下のとおりです。なお、記載のないものについては保有契約価値のみが変化しており、修正純資産は変化していません。

前提条件	前提条件等の変化	億円		
		MCEV	修正純資産	保有契約価値
金利	50bp低下	¥△2,971	¥ 6,450	¥△9,421
	50bp上昇	1,613	△6,631	8,245
株式・不動産の時価	10%下落	△205	△108	△97
為替レート	10%円高	△78	0	△78

8 主な前提条件

確実性等価プロジェクションにおいては、リスクフリーレートとして2016年3月末における日本国債および米国債の金利を用いています。日本国債の41年目以降のフォワードレートは40年目と同一、米国債の31年目以降のフォワードレートは30年目と同一として設定しました。主な期間での国債レートは以下のとおりです。

3月末現在	日本円		米ドル	
	2015	2016	2015	2016
期間				
1年	0.03%	△0.15%	0.23%	0.58%
5年	0.13%	△0.19%	1.37%	1.21%
10年	0.40%	△0.05%	1.92%	1.77%
20年	1.14%	0.44%	2.30%	2.17%
30年	1.36%	0.55%	2.54%	2.61%
40年	1.46%	0.63%	—	—

(データ：日本国債の2016年3月末は財務省、その他はBloomberg)

キャッシュ・フローが合理的に予測可能であり非流動的であるため流動性プレミアムを適用することが適切であると考えられる対象商品がないことから、リスクフリーレートに流動性プレミアムは加算していません。

保険事故発生率、解約・失効率、事業費率等の前提条件は2016年3月末のベスト・エスティメイトに基づき、商品ごとに設定しました。ベスト・エスティメイト前提とは過去、現在の実績および将来期待される前提条件を考慮することによって設定されます。前提条件に対して将来期待される変化は、十分な根拠が見込まれるときだけ考慮されるものです。保険事故発生率については悪化トレンドを織り込みましたが、それ以外に使用したベスト・エスティメイト前提には将来期待される変化は見込まれていません。

9 第三者機関によるレビューについての意見書

ソニー生命は、MCEV評価について専門的な知識を有する第三者機関（アクチュアリー・ファーム）ミリマン・インク（Milliman, Inc.）に算出手法、前提条件および算出結果のレビューを依頼し、意見書を受領しています。意見書の詳細は、ソニー生命のリリース資料「平成28年3月末市場整合的エンベディッド・バリューの開示」(<http://www.sonylife.co.jp/>)をご覧ください。

10 経済価値ベースのリスク量（税引後）

ソニー生命では、経済価値ベースでの財務健全性に対する理解をより深めていただくため、2012年3月末より経済価値ベースのリスク量の開示を行っています。経済価値ベースのリスク量*とは、ソニー生命が保有する各種リスク（保険リスク、市場関連リスク等）を、市場整合的な方法で総合的に評価したリスク総量です。ソニー生命の経済価値ベースのリスク量は、円金利低下などによる保険リスクの増加により、前年度末から大幅に増加し、1兆192億円となりました。リスク量の内訳は以下のとおりです。

	億円	
3月31日現在	2015	2016
保険リスク（注1）	¥ 7,242	¥ 10,976
市場関連リスク	2,870	2,563
うち金利リスク（注2）	2,185	1,836
オペレーショナルリスク	259	314
カウンターパーティリスク	18	20
分散効果	△2,934	△3,681
経済価値ベースのリスク量	¥ 7,455	¥ 10,192

（注）1. Life区分、Health区分間での分散効果考慮前のリスク量です。

2. 市場関連リスク内での分散効果考慮前のリスク量です。

ソニー生命では、経済価値ベースのリスク量を、経済価値ベースの自己資本であるMCEVに対して適切な水準に保つことで、財務健全性の確保に努めています。

* 経済価値ベースのリスク量の測定においては、1年VaR99.5%水準とし、EUソルベンシーⅡの標準的手法を参考にした内部モデルを採用しています。

MCEVに関する用語の定義を含め、詳細につきましては、データ集「ソニー生命のMCEV」をご参照ください。

http://www.sonyfh.co.jp/ja/financial_info/annualreport

データ集 掲載内容



「データ集」もあわせてご覧ください。

各事業会社の詳細な財務データについては、別冊「データ集」をご参照ください。

なお「データ集」は、SFHウェブサイトのみの開示とさせていただきます。

http://www.sonyfh.co.jp/ja/financial_info/annualreport

SFH 財務データ(連結)

主要な経営指標等の推移

連結貸借対照表

連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結キャッシュ・フロー計算書

ソニー生命 財務データ(単体)

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

キャッシュ・フロー計算書

1. 債務者区分による債権の状況

2. リスク管理債権の状況

3. 経理に関する指標等

4. 経常利益等の明細(基礎利益)

5. 有価証券等の時価情報(一般勘定)

6. 有価証券等の時価情報(会社計)

ソニー生命 業務指標等(単体)

1. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

2. 主要な業務の状況を示す指標等

3. 保険契約に関する指標等

4. 資産運用に関する指標等(一般勘定)

5. 保険金等の支払能力の充実の状況

6. 特別勘定資産残高の状況

7. 個人変額保険及び個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過

8. 個人変額保険及び個人変額年金保険の状況

9. 代理店数の推移

10. 従業員の在籍・採用状況

11. 平均給与

ソニー損保 財務データ

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

キャッシュ・フロー計算書

1. 債務者区分による債権の状況

2. リスク管理債権の状況

3. 資産・負債の明細

4. 損益の明細

5. 時価情報等

ソニー損保 業務指標等

1. 主要な経営指標等の推移

2. 保険引受の状況

3. 資産運用の状況

4. 単体ソルベンシー・マージン比率

ソニー銀行 財務データ(連結)

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結包括利益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結キャッシュ・フロー計算書

ソニー銀行 財務データ(単体)

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

1. 資産査定の状況

2. リスク管理債権の状況

3. 損益の状況

4. 時価情報

ソニー銀行 業務指標等(単体)

1. 主要経営指標

2. 営業の状況(預金)

3. 営業の状況(貸出金)

4. 営業の状況(有価証券)

ソニー生命 MCEV

1. MCEVの計算結果

2. 前提条件

3. MCEVの計算方法

4. MCEVの概要

5. MCEV関連用語集

あ行

いじょうきけんじゅんびきん

異常危険準備金 損保

保険業法施行規則により、異常災害による損害のてん補に充てるため、損害保険会社が毎決算期に収入保険料を基礎として計算した金額を積み立てることとされている責任準備金のひとつです。損害保険会社の担保する危険が広範囲であるという特性から、地震、台風などの異常災害発生による巨額の保険金支払いが必要な場合に備えて、積立を複数事業年度にわたり累積的に行い、異常災害が発生した年度に取崩すという仕組みが設けられています。

いっばんかんじょう

一般勘定 生保

特別勘定を除いた財産を経理する勘定で、ここでは一定の予定利率を保険契約者に保証し、生命保険会社が資産運用のリスクを負っています。

いりょうほけん

医療保険 生保 損保

被保険者が病気やケガで入院・手術をしたときに入院給付金や手術給付金などをお支払いする保険です。

えきむとりひきとうしゅうし

役務取引等収支 銀行

役務とはサービスのことで、役務を提供することで得られる銀行振込手数料、投信販売手数料などの収益から、役務提供に係る費用を差し引いたものです。

ROEV 生保

Return on Embedded Value(リターン・オン・エンベディッド・バリュウ)の略で、生命保険会社の企業価値を示す指標であるEV(エンベディッド・バリュウ)の増加額を生保会計の特殊性を考慮した利益とみなし、企業価値の成長性を測定する指標です。

コアROEVは、運用利回りや割引率の変動などによる影響を除いたEVの成長率を指します。

そんがいつ

E.I.(アード・インカード)損害率 損保

支払備金・普通責任準備金の繰入・戻入を加味し、当期発生ベースでの損害率を示す指標で、以下の式で算出します。

$$E.I. \text{ 損害率} = (\text{正味支払保険金} + \text{支払備金繰入額} + \text{損害調査費}) \div \text{既経過保険料} \text{ [除く地震保険、自賠責保険]}$$

ERM(Enterprise Risk Management) 生保 損保 銀行

企業が直面するリスクを一元的に把握・管理し、企業全体の視点からリスクの最適化を図ることにより、企業の戦略目標を達成し、企業価値の持続的向上を目指す手法です。

ESR(Economic Solvency Ratio) 生保

リスクに対して十分な資本を確保しているかを示す健全性指標のひとつです。

ソニー生命では、MCEVを経済価値ベースのリス

ク量で除して算出しています。MCEVおよび経済価値ベースのリスク量の詳細についてはデータ集の「ソニー生命のMCEV」をご覧ください。

ALM(Asset Liability Management) 生保 損保 銀行

資産と負債の特性を勘案して総合的に把握・管理することで、安定的に予定利率を確保するリスクマネジメント手法です。

生命保険会社の負債は、契約時に固定された予定利率により積み立てられる責任準備金(超長期の負債)が大部分を占めるため、この特性を踏まえたALMが必要となります。

EV(エンベディッド・バリュウ) 生保

生命保険会社の企業価値を示す指標のひとつです。ソニー生命はMCEV Principlesに準拠したMCEVを開示しています。MCEVの詳細についてはデータ集の「ソニー生命のMCEV」をご覧ください。

か行

がいかだてほけん

外貨建保険 生保

保険料が外貨建で運用される保険です。ソニー生命では、米ドル建保険を取り扱っており、保険契約者は、米ドル建の保険料を円に換算して払い込み、保険金などは円または米ドルのいずれかを選択して受け取ることができます。

かいやくしつこうりつ

解約・失効率 生保

解約とは、将来に向かって保険契約を解消することです。解約によって契約は消滅し、以降の保障(損害保険の場合は「補償」)はなくなります。一方、失効とは、保険契約者が保険料の払込猶予期間を過ぎても保険料を支払わないときに保険契約の効力がなくなることを行い、以降の保障はなくなります。

解約・失効率とは、年度始の保有契約高に対する解約・失効高の割合のことです。当該年度の解約高と失効高の合計額を年度始の保有契約高で除して算出します。

かいやくへんれいきん

解約返戻金 生保 損保

保険契約が解約などにより解除された場合、保険契約者に払い戻す金額です。解約返戻金の有無や額は、保険の種類、保険期間、経過年数などによって異なります。

かかくへんどうじゅんびきん

価格変動準備金 生保 損保

保険会社が保有する株式・債券などの価格変動による損失に備えるため、あらかじめ積み立てる準備金です。

がくしほけん

学資保険 生保

子どもの将来の教育資金のために、満期年齢時に保険金をお支払いする保険です。

かぞくしゅうにゅうほけん

家族収入保険 生保

被保険者が死亡または高度障害状態になった場合に、家族年金または高度障害年金を保険期間が満了するまで年払いや月払いでお支払いする保険です。

きけんじゅんびきん

危険準備金 生保 損保

保険リスク、予定利率リスクなどによる将来の異常な保険金支払いに備えるための準備金のことです。決算時に保険会社が積み立てる責任準備金の構成要素のひとつです。

きそりえき

基礎利益 生保

「経常利益」から、生命保険会社が保有している資産を売却することにより得られる利益など、いわゆる生命保険の本業以外での利益である「有価証券売却損益」や「臨時損益」などを除いて算出したもので、生命保険本業の1年間の期間損益を示す指標になっています。

きゅうひきん

給付金 生保

被保険者が入院したときや手術を受けたときなどに保険会社から受取人に支払われます。

ぎょうむあらえき

業務粗利益 銀行

銀行本来の業務の収支である「資金運用収支」「役務取引等収支」「特定取引収支」および「その他業務収支」の4つの合計です。粗利益(売上高－仕入れ)に相当するもので、銀行が本来の業務でどれくらいの利益を上げているかの指標となります。

ぎんこうまどはん

(保険商品の)銀行窓販 生保 損保 銀行

銀行が保険代理店となり、銀行の窓口などで保険募集を行うことです。これまでは、販売できる商品が制限されていましたが、2007年12月に制限が撤廃され、銀行を通じてあらゆる種類の保険商品が販売されるようになりました。

けいやくしゃかしつけ

契約者貸付 生保

生命保険会社の資産運用業務のひとつで、保険契約者は契約している生命保険の解約返戻金の一定範囲内で貸し付けを受けることができます。一般的に、契約者貸付を受けている間も保障は変わりなく継続し、配当金を受け取る権利も継続します。ただし、保険の種類などによっては利用できない場合があります。

けいやくしゃはいとうじゅんびきん

契約者配当準備金 生保

保険業法施行規則により、契約者への配当財源として積み立てることとされている準備金のことをいいます。

こじんねんきんほけん

個人年金保険 生保

払い込まれた保険料から積み立てられた資金を原資として、契約時に定めた一定の年齢から年金を受け取れる保険で、年金を受け取る期

間、年金の形態、保険料の払込方法、年金受取開始日前の死亡保障により、いろいろなタイプがあります。

コンバインド・レシオ 損保

保険会社の正味損害率と正味事業費率の合計値をいいます。保険会社の保険本業での収益力を示す指標です。

さ行

さいほけん

再保険 生保 損保

保険会社が、自己の引き受けた保険のうち、主として高額契約などについて、保険契約のリスクを分散するために国内外の再保険引受会社と結ぶ保険契約のことです。

じぎょうひつづ

事業費率 損保

収入保険料に対する保険の募集や維持管理のために使用した費用の割合で、保険会社の経営効率化を示す指標として用いられます。通常は、諸手数料および集金費に保険引受に係る営業費および一般管理費を加え、正味収入保険料で除した割合を指します。

しきんうんようしゅうし

資金運用収支 銀行

業務粗利益の4つの収支の中でもっとも大きなウエイトを占めるのが資金運用収支です。銀行では一般的に、個人などから集まった預金やインターバンクで市場調達した資金を、個人・法人向けの貸出や有価証券運用に充てています。資金運用収支は、貸出金などから受け取った利息の合計額（「資金運用収益」）と預金などに支払った利息の合計額（「資金調達費用」）の差、つまり利息の収支です。利息の収支ということは、金利が変動することによる影響（例えば、預金金利は上がって貸出金利が変わらなければ、そこから得られる利息の収支は減少します）や、預金や貸出金の残高による影響を受けます。

じこしほんひりつ

自己資本比率 銀行

自己資本を総資産で割った比率で、信用リスク・アセット（総資産のうち、万が一の場合に貸倒れの可能性がある資産）などに対して資本金などの自己資本がどれくらいあるかを示す指標のことです。多額の貸出金の回収ができないというような場合には、自己資本を取り崩して処理をすることとなる可能性もあります。自己資本が大幅に減ってしまうと、銀行の経営が困難となってきます。自己資本比率規制とは、自己資本比率を一定水準以上に保つことによって銀行経営の健全性を確保しようとするもので、自己資本比率は銀行経営の健全性を示す重要な指標のひとつとなっています。海外に営業拠点を持つ銀行に対しては、その健全性を確保する国際的な統一ルールとして8%以上の自己資本比率を、海外に営業拠点を持たない銀行では、日本では4%の自己資本比率が求められています。

じどうしゃそんがいばいしょうせきにん じばいせき ほけん

自動車損害賠償責任（自賠責）保険 損保

自動車による人身事故の被害者を救済するためのもので、法律ですべての自動車に加入が義務づけられている強制保険です。同様のものに自動車損害賠償責任共済（自賠責共済）があります。この自賠責保険（共済）の賠償金の最高支払限度額は1事故1名につき、死亡3,000万円、重度の後遺障害4,000万円、傷害120万円までと決められています。車やモノの損害に対しては保険金が支払われません。

しはいりびきん

支払備金 生保 損保

支払義務が発生している保険金、返戻金その他の給付金のうち、決算期末時点で保険金支払額が未確定のものや保険金が未払いのものについて、その保険金の見込額や未払額を積み立てる準備金のことをいいます。

しゅうしんほけん

終身保険 生保

被保険者が死亡または高度障害状態になったときに保険金をお支払いする保険です。定期保険と異なり、保障が一生続きます。

じゅん

順ざや 生保

予定利率により見込んでいた運用収益より実際の運用収益が上回る額のことです。

しょうみしゅうにゅうほけんりょう

正味収入保険料 損保

保険契約者から直接受け取った保険料（元受正味保険料）から再保険料を加減（出再正味保険料を控除し、受再正味保険料を加える）し、さらに積立保険料を控除した保険料をいいます。

せいぜんききゅうふほけん

生前給付保険 生保

被保険者が三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）で所定の状態になったとき、一括して保険金をお支払いする保険です。

せきにんじゅんびきん

責任準備金 生保 損保

保険会社が将来の保険金・年金・給付金の支払いなどの保険契約上の保険会社が負う債務に備え、保険料や運用収益などを財源として、あらかじめ積み立てておく準備金です。責任準備金には、「普通責任準備金」「異常危険準備金」「危険準備金」「払戻積立金」「契約者配当準備金等」などがあります。

たぎょうむしゅうし

その他業務収支 銀行

銀行の本来の業務のうち「資金運用収支」「役務取引等収支」「特定取引収支」以外の業務をいいます。例えば、ドルなどの外貨を売買する業務です。この場合、外貨をある金額で仕入れ、それより高く売れた場合は仕入れを上回った分が収益（「その他業務収益」）に、安く売った場合は仕入れを下回った分が費用（「その他業務費用」）になります。

ソルベンシー・マージン 生保 損保

ソルベンシー・マージンとは「支払余力」という意味です。保険会社は、将来の保険金などの支払いに備えて責任準備金を積み立てているため、通常予測できる範囲のリスクについては十分対応できます。しかし、大災害や株の大暴落など、予想しない出来事が起こる場合があります。このような「通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる支払余力」をどれだけ有しているかを判断するための行政監督上の指標のひとつが「ソルベンシー・マージン比率」です。この比率が200%を下回った場合、監督当局（金融庁長官）によって早期に経営の健全性の回復を図るための措置がとられます。2012年3月期末からは新基準が適用され、マージン参入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化などがなされています。

そんがいちようさひ

損害調査費 損保

保険会社が保険事故の調査などに要した人件費・物件費などの社費をいいます。

そんがいらいつ

損害率 損保

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられます。正味損害率は正味支払保険金に損害調査費を加えて正味収入保険料で除した割合をいいます。

た行

だいさんぶんや

第三分野 生保 損保

生命保険（第一分野）と損害保険（第二分野）の中間に位置する保険のことで、「医療保険」「がん保険」「介護保険」「傷害保険」など、さまざまな種類があります。規制緩和の推進により、2001年7月からは、生命保険会社、損害保険会社ともに第三分野の全保険商品を取扱うことが可能となりました。

たんきばらい

短期払 生保

保険料の払込方法の一つで、保険期間が満了する前に保険料の払込が完了する方法のことです。

ていきほけん

定期保険 生保

契約時に定めた保険期間内に被保険者が死亡または高度障害状態になったときに保険金をお支払いする保険です。

デデュレーション 生保

対象となる資産（運用資産）や負債（保険契約債務）の将来キャッシュ・フロー（利息収入、元本償還、保険料受取、保険金・配当金支払いなど）の現在価値が、金利変動によってどの程度影響を受けるかという感応度を示す指標です。さまざまな種類・計算方法のデデュレーションがありますが、対象キャッシュ・フローの加重平均残存期間で表す方法が比較的多く用いられます。

とくべつかんじょう

特別勘定 生保

変額保険や変額年金保険など、運用成果を直接契約者に還元するために、会社の有する他の財産とは区分して運用される勘定のことです。

とくやく

特約 生保 損保

主契約に付加して契約することにより、主契約の保障内容を充実させることができます。特約のみでは契約できません。主契約に複数の特約を付加することができます。主契約が満期や解約などによって消滅すると、特約も消滅します。

な行

ねんかんさんほけんりょう

年換算保険料 生保

保険料の支払い方法には、月払い、年払い、一時払いなどがあります。そうした支払方法の違いを調整し、契約期間中に平均して支払うと仮定した場合に、生命保険会社が保険契約から1年間にどのくらいの保険料収入を得ているかを示すもので、経営指標のひとつです。

とうきゅうべつりょうりつせいど

ノンフリート等級別料率制度 損保

ノンフリート契約者（9台以下の車またはバイクを所有・使用している方）の事故歴に応じた保険料の割引・割増を適用する制度です。等級は1等級～20等級で、通常は6等級から開始します。等級が高い(数字が大きいい)ほど割引率が大きく、数字が小さいほど割引率が小さくなります。

は行

ひほけんしゃ

被保険者 生保 損保

保険の保障・補償を受ける人、またはその人の生死・病気・ケガなどが保険の対象となる人をいいます。保険契約者と同一人の場合もあり、別人の場合もあります。

ひょうじゅんりつ

標準利率 生保

保険会社が将来の保険金支払いのために責任準備金を積み立てるときに使用が義務づけられている計算利率をいいます。標準利率引き下げにより保険会社が積み立てなければならぬ責任準備金の額は大きくなります。責任準備金の積立財源は保険料が中心ですので、必要に応じ、標準利率の改定にともない保険料率を見直すことがあります。2013年4月以降の契約より標準利率は従来の1.5%から0.5ポイント低い1.0%が適用となりました。

ひりょうさいけん

不良債権 生保 損保 銀行

経営が破綻している先や業績不振などによって経営が実質的に破綻している先、あるいは破綻する危険がある先に対する債権のことです。元本または利息の支払いが3カ月以上滞っている貸出金や、当初の条件どおりに返済できず金利の減免（引き下げ）や元本の返済が猶予されている貸出金も含まれます。

へんがくこじんねんきんほけん

変額個人年金保険 生保

株式や債券を中心に資産を運用し、その運用の実績によって年金や解約返戻金などが増減する個人年金保険で、資産運用リスクは保険契約者が負います。

へんがくほけん

変額保険 生保

株式や債券を中心に資産を運用し、運用の実績によって保険金や解約返戻金が増減する生命保険で、資産運用リスクは保険契約者が負います。なお、基本保険金額は運用実績にかかわらず最低保証されます。

ほけんぎょうほう

保険業法 生保 損保

保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保することにより、保険契約者などの保護を図り、もって国民生活の安定および国民経済の健全な発展に資することを目的とする（同法第1条）日本の法律です。

ほけんきん

保険金 生保 損保

生命保険では、被保険者が死亡したとき、高度障害状態になったとき、または満期まで生存したときに、損害保険では、保険契約によって補償される事故により損害が生じたとき、または第三分野商品で被保険者が入院や手術をしたときなどに保険会社が被保険者に支払う金銭のことです。

ほけんけいやくしゃ

保険契約者 生保 損保

保険会社と保険契約を結び、契約上のさまざまな権利（契約内容変更などの請求権）と義務（保険料の支払義務など）を持つ人をいいます。

ほけんけいやくじゅんびきん

保険契約準備金 生保 損保

保険契約に基づく保険金支払いなどの責任を果たすために、保険業法において保険会社が将来の保険金などの支払いに備えて積み立てることが義務づけられている準備金で、貸借対照表の負債の部に記載されます。保険契約準備金には、「支払備金」「責任準備金」「契約者配当準備金」などがあります。

ほけんひきうけりえき

保険引受利益 損保

正味収入保険料などの保険引受収益から、保険金や損害調査費などの保険引受費用と、保険引受にかかる営業費および一般管理費を控除し、その他収支を加減したものをいいます。なお「その他収支」とは、自賠責保険などにかかる法人税相当額などです。

ほけんほう

保険法 生保 損保

保険契約に関するルールは、1899年に制定された商法の中に定められていましたが、2010年4月より、商法から独立した新しい法律として「保険法」が施行されました。商法の保険契約に関する規定は100年以上実質的な改正がなされて

いなかったため、保険法では、現代語化への対応などのほか、保険契約者などを保護する観点からの大幅な見直しがなされています。

ほけんりょう

保険料 生保 損保

保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことです。保険契約の申し込みをしても、保険料の支払いがなければ保障・補償されません。

ほゆうけいやくだか

保有契約高 生保

個々の保険契約者に対して生命保険会社が保障する金額の総合計額です。契約者から払い込まれた保険料の総合計額（保険料収入）とは異なります。

ま行

もとうけいしょうみほけんりょう

元受正味保険料 損保

元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものです。

や行

ようろうほけん

養老保険 生保

契約時に定めた保険期間内に死亡または高度障害状態になったときには死亡・高度障害保険金を、満期時に生存していたときには満期保険金をお支払いする保険です。

よていじぎょうひりつ

予定事業比率 生保

保険会社は事業の運営上必要な経費をあらかじめ見込んで、その分保険料を割り引いていきます。その割引率を予定事業費率といいます。

よていしぼうりつ

予定死亡率 生保

多数の人々のうち、1年間に死亡する人数の割合が死亡率です。予定死亡率とは、将来の保険金の支払いに充てるために必要な保険料を算定する際に用いる死亡率のことで、過去の統計をもとに男女別・年齢別の死亡者数を予測したものととなっています。

よていりりつ

予定利率 生保

保険会社は資産運用による一定の収益をあらかじめ見込んで、その分だけ保険料を割り引いています。その割引率を予定利率といいます。

ら行

さいぶんがたじどうしゃほけん

リスク細分型自動車保険 損保

保険料算出の根拠となるリスク要因を細分化した自動車保険のことをいいます。保険業法施行規則により、「年齢」「性別」「運転歴」「使用目的」「使用状況」「地域」「車種」「安全装置の有無」「所有台数」の9項目が、リスク細分項目として認められています。

保険業法施行規則第210条の10の2

保険持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

●経営の組織（保険持株会社の子会社等（法第271条の25第1項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）の経営管理に係る体制を含む。）	78
●資本金の額及び発行済株式の総数	80
●持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
・氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）	80
・各株主の持株数	80
・発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	80
●取締役及び監査役	
（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の氏名及び役職名	52～53
●会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称	該当なし
●会計監査人の氏名又は名称	59

保険持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項

●保険持株会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	26、30～31、38～39、44～45
●保険持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項	
・名称	79
・主たる営業所又は事業所の所在地	79
・資本金又は出資金の額	79
・事業の内容	79
・設立年月日	79
・保険持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	79
・保険持株会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	79

保険持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

●直近の営業又は事業年度における事業の概況	27～29、32～37、40～43、46～50
●直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
・経常収益	2～3
・経常利益又は経常損失	2～3
・親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失	2～3
・包括利益	2～3
・純資産額	2～3
・総資産額	2～3
・保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率	2～3

保険持株会社及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

●連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書	84～90
●貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
・破綻先債権に該当する貸付金	28、36、42、50
・延滞債権に該当する貸付金	28、36、42、50
・3カ月以上延滞債権に該当する貸付金	28、36、42、50
・貸付条件緩和債権に該当する貸付金	28、36、42、50
●保険金等の支払能力の充実の状況（法第271条の28の2各号に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額を含む。）及び保険持株会社の子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（法第130条各号に掲げる額を含む。）	29、37、43
●保険持株会社及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。）	26、84～91
●保険持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2（公認会計士又は監査法人による監査証明）の規定に基づき公認会計士又は監査法人の証明を受けている場合にはその旨	84

事業年度の末日において、当該保険持株会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該保険持株会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

該当なし

銀行法施行規則第34条の26

銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

●経営の組織（銀行持株会社の子会社等（法第52条の25に規定する子会社等（法第52条の29第1項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）をいう。以下同じ。）の経営管理に係る体制を含む。）	78
●資本金及び発行済株式の総数	80
●持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
・氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）	80
・各株主の持株数	80
・発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	80
●取締役及び監査役	
（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の氏名及び役職名	52～53
●会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称	該当なし
●会計監査人の氏名又は名称	59

銀行持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項

●銀行持株会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	26、30～31、38～39、44～45
●銀行持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項	
・名称	79
・主たる営業所又は事務所の所在地	79
・資本金又は出資金	79
・事業の内容	79
・設立年月日	79
・銀行持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	79
・銀行持株会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	79

銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

●直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況	27～29、32～37、40～43、46～50
●直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度又は直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
・経常収益	2～3
・経常利益又は経常損失	2～3
・親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又は親会社株主に帰属する当期純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失	2～3
・包括利益	2～3
・純資産額	2～3
・総資産額	2～3
・連結自己資本比率	2～3

銀行持株会社及びその子会社等の直近の2中間連結会計年度又は2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

●中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書	84～90
●貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
・破綻先債権に該当する貸出金	28、36、42、50
・延滞債権に該当する貸出金	28、36、42、50
・3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	28、36、42、50
・貸出条件緩和債権に該当する貸出金	28、36、42、50
●自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	110～121
●銀行持株会社及びその子法人等（令第4条の2第2項に規定する子法人等をいう。）が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く。）	26、84～91
●法第52条の28第1項の規定により作成した書面（同条第2項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	84
●銀行持株会社が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	84
●連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	該当なし

報酬等（報酬、賞その他の職務執行の対価として銀行持株会社若しくはその子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）に関する事項であつて、銀行持株会社及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの

63

事業年度の末日において、当該銀行持株会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行持株会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

該当なし

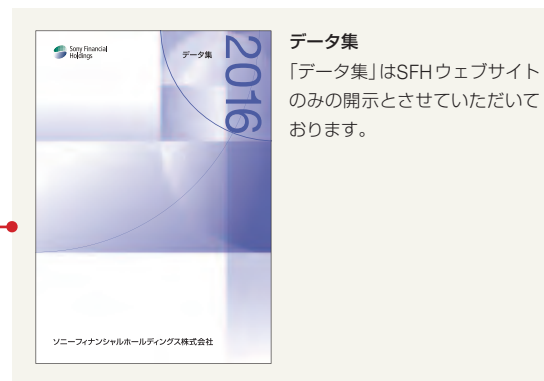
SFHホームページのご案内

SFHでは、タイムリーな情報発信とソニーフィナンシャルグループをよりご理解いただくためにウェブサイトを積極的に活用しています。

<http://www.sonyfh.co.jp/>



本アニュアルレポート(ディスクロージャー誌)および財務データがご覧いただけます。



データ集
「データ集」はSFHウェブサイトのみの開示とさせていただきます。

「個人投資家の皆さまへ」ページはスマートフォンからご覧いただけます。



プレスリリースは、SFHおよびセグメント別にソートできます。また、カテゴリラベルから、プレスリリース内容をご確認いただけます。

